

○須山委員長

ただいまから環境厚生委員会を開会をいたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり、健康福祉部及び病院局、環境生活部の順で所管事項の審査及び調査を行います。

なお、本日中に終了しない場合は、明日引き続き未了分を行いますので御承知ください。

それでは、これより健康福祉部、病院局所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、健康福祉部長の挨拶を受けます。

安食健康福祉部長。

○安食健康福祉部長

皆さん、おはようございます。須山委員長、久城副委員長をはじめ、委員の皆様方には、平素から健康福祉部の各種施策の推進に格別の御支援と御協力いただきまして、改めてお礼を申し上げます。

私からは2点お話をさせていただきます。1点目は、今議会に提案をさせていただいております来年度の当初予算案、今年度の補正予算案についてであります。来年度は第2期の島根創生計画の初年度でございます。総合戦略に掲げました結婚、出産、子育て支援を引き続き推進するとともに、国のこども未来戦略など、国の方針や政府予算の内容を踏まえた予算案としております。

また、県民生活に直結しております医療、介護、福祉サービスの確保に向けまして、必要な予算の確保に努め、特に中山間地域、離島の医療・介護サービスの提供体制を維持するために必要な予算を拡充して提案しているところでございます。加えて、エネルギー価格や物価高騰によります影響を踏まえまして、医療、介護、福祉施設や子ども食堂などの支援に必要な予算も提案をしておるところでございます。こうした施策を着実に進めていけるように、様々な課題に対し工夫しながら健康福祉部一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、後ほど説明をさせていただきますけれども、補正予算案のうち、医療需要等の変化を踏まえた医療機関に関する支援事業を提案しておりますけれども、これにつきましては、事業内容は、厳しい経営状況を踏まえて、ベッド数の適正化を行う医療機関に対し、給付金の支援を行うとするものでございますけれども、先ほど国が提示しました事業実施方針、スケジュールでは、県内の必要なベッド数の維持が難しくなる懸念があることが判明をいたしました。これまで県では、各圏域で保健所が中心となりまして、各医療機関の役割分担、連携体制を検討し、圏域に必要なベッド数を調整してきたところでございまして、こうした県の方針と合わないものと考えております。この件に関しましては、各圏域で十分に議論をし、合意するための必要な期間を確保するよう国に要望しているところでございますけれども、この事業の実施に当たりましては、引き続き各圏域の調整会議等での合意を求めていきたいと考えております。各医療機関の厳しい経営状況は理解をしておりますけれども、地域、県民の皆様にとって必要なベッドを守る観点から、慎重に対応をしまいたいと考えておりますので、関係の皆様のお理解をお願いしてまいりたいと考えております。

本日は、条例案、補正予算案、令和7年度当初予算案、一般事件案について御審議いただきますとともに、各種計画の案など、報告事項9件について御説明をさせていただきます。

す。委員の皆様方には、引き続き御支援、御指導をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○須山委員長

ありがとうございました。

次に、病院事業管理者の挨拶を受けます。

山口病院事業管理者。

○山口病院事業管理者

おはようございます。病院事業管理者の山口でございます。病院局を代表して一言御挨拶申し上げます。

須山委員長、久城副委員長をはじめ、委員の皆様には日頃より県立病院に対しまして格別の御理解、御支援をいただき感謝申し上げます。

県立病院では、1月にインフルエンザの流行などもありまして、病床が逼迫する時期がございましたが、近隣の医療機関などの協力も得ながら、退院の促進、あるいは予定入院の延期などの対応を行い、何とか乗り切ることができました。協力いただきました医療機関、さらに患者の皆様には改めて感謝を申し上げたいと思います。今回の事態を教訓としまして、今後とも保健所や他医療機関等と連携しながら適切に対応をまいります。

次に、中央病院の経営についてでございますが、入院、外来収益につきましては、経営改善実行プランの取組により、今年度は4億円程度増収となる見込みでございます。

一方、近年の人件費増あるいは物価高騰による費用の高騰が令和6年6月からの診療報酬改定におきましても賄い切れていないという状況がございまして、収支は非常に厳しい状況となっております。詳細につきましては、このあと病院局次長から説明をさせていただきます。持続可能な高い品質の医療提供体制を確保するために、引き続き患者サービスの向上を図りつつ、職員一丸となって経営強化の取組を進めてまいります。

本日は、条例案2件、予算案2件を御審議いただくほか、診療費に関わる債権放棄などについて報告をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、県立病院に対しまして今後とも格別の御理解、御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○須山委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された健康福祉部、病院局に係る議案は、条例案10件、一般事件案1件、予算案11件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第28号議案のうち関係分、第34号議案のうち関係分、第42号議案から第49号議案について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

宮本薬事衛生課長。

○宮本薬事衛生課長

それでは、第28号議案から御説明します。資料の1ページを御覧ください。第28号議案、島根県条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、改正の理由ですが、農林水産物等の輸出証明書等については、令和2年4月1日に施行された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づき、品目に応じて、国、都道府県知事または保健所設置市の長において発行することができるとされています。国において、令和7年4月1日から当該証明書等の発行手数料の徴収が開始されるのに合わせ、本県においても知事が行うとされている本事務に係る手数料を徴収することとするため、島根県手数料条例について所要の改正を行う必要があります。

次に、改正の概要ですが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係手数料を新設し、法第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行を申請する者からは870円、法第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定を申請する者で、現地調査を行う場合は2万900円、それ以外の場合は1万400円を徴収することとします。

施行期日は令和7年4月1日からとなります。なお、保健所設置市である松江市においても、同趣旨の条例改正が予定されておりますことを申し添えます。以上となります。

○須山委員長

片岡健康推進課長。

○片岡健康推進課長

第34号議案について御説明します。資料の3ページをお願いいたします。

1、条例改正の理由です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令、以下、主務省令とありますが、令和6年5月27日に施行され、B型ウイルス性肝炎、C型ウイルス性肝炎等の肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務、以下、対象事務とあります。が、準法定事務となりました。

2、条例改正の概要です。対象事務をマイナンバーを利用することができる事務、独自利用事務から削除します。表の下、1ポツ目以下を読み上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、県は独自に個人番号、マイナンバーを利用する事務、独自利用事務を条例で規定することにより、必要な限度で個人番号を利用することができます。令和6年4月に対象事務を県の独自利用事務に追加する条例改正を行いました。国の個人情報保護委員会への届出が必要であるため、未施行となっています。しかし、その後、準法定事務を定める主務省令が令和6年5月27日に施行され、対象事務は準法定事務となり、県の独自利用事務に定める必要がなくなったため、条例中の規定を削除する必要が生じました。

3、施行日は公布の日とします。説明は以上です。

○須山委員長

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

じゃあ、続きまして、4ページをお願いいたします。第42号議案、島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

1番、条例改正の理由ですけれども、地方分権一括法による栄養士法の改正に伴いまして、社会福祉施設の運営基準を定めた省令の一部が改正され、これに伴い、各施設の基準条例について所要の改正を行う必要がございます。下の表を見ていただきますと、栄養

士法の改正の内容ですが、現行では管理栄養士の国家試験を受けるために栄養士免許の取得が必要であり、全ての管理栄養士が栄養士免許を持っておりという状況になっております。改正後では、管理栄養士の国家試験を受けるために栄養士免許の取得が不要となりますので、栄養士免許を持たない管理栄養士が出てくるということになります。

続きまして、5ページをお願いいたします。これに伴いまして、2番、条例改正の概要ですけれども、現行の条例では、全ての管理栄養士が栄養士であることを前提として、単に栄養士とのみ記載をしております。ここにつきまして、下の改正例にもありますけれども、改正後のところ、栄養士と記載してあるところに、または管理栄養士という文言を追記するという改正を行うものでございます。

続きまして、(2)、改正する条例は全部で15条例ありまして、①から⑮、表のとおりでございます。

4番、施行期日については、令和7年4月1日を予定をしております。

以上でございます。

○須山委員長

藤坂医師確保対策室長。

○藤坂医師確保対策室長

健康福祉部資料7ページでございます。第43号議案、貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の内容は、志願者を確保する目的でございます。高校や受験生に事前に周知するため、昨年の6月の定例会において補正予算で制度創設を御承認いただいておりますが、予算案を提出いたします今議会において、条例の改正をお願いするものでございます。

制度の概要は6月と変更ございませんが、参考に記載をしております。大学在学中、授業料や入学金等については大学から就学資金として貸与され、あわせて生活費相当として、県から今回創設いたします奨学金を貸与いたします。医師国家試験合格後、直ちに県に戻りまして、県職員として県内で9年間勤務することで大学、県双方の奨学金の返還を免除する制度でございます。この制度拡充につきまして、貸付金の返還債務の免除を条例に規定するものでございます。

8ページ、条例改正の概要でございますが、この自治医科大学奨学金に係る貸付金の種類、返還免除条件の規定を追加するものでございます。具体的には、貸付金の種類につきましては、自治医科大学に島根県で出願し、入学した者への貸付金を追加いたします。

次に、返還免除の条件につきましては、医師国家試験合格後、貸与期間の2分の3に相当する期間、通常6年間奨学金の貸与を受けた場合は9年間、このうち特定地域医療機関、これは僻地の医療機関でございますが、僻地での勤務を2分の1以上、9年間の場合は4.5年以上となりますが、医師の業務に従事することで返還を免除するものでございます。これは、自治医科大学が貸与いたします授業料等の就学資金の返還免除条件と合わせております。

3、施行期日でございますが、令和7年4月1日を予定しております。

私からは以上でございます。

○須山委員長

岩崎青少年家庭課長。

○岩崎青少年家庭課長

続いて、9ページを御覧ください。第44号議案、島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準に定める条例について御説明いたします。

1、条例制定の理由でございますが、児童相談所の一時保護施設に係る設備運営基準につきまして、現在は児童福祉法施行規則の児童養護施設の基準を準用しておりますが、一時保護は子どもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要となるといった観点から、令和4年の児童福祉法の一部改正により、国が公布した内閣府令に沿って県条例を制定することとされました。

2の条例の概要でございますが、(1)の配置する職員及びその員数につきましては、従うべき基準となっております。アの配置する職員では、管理者や職員の指導教育を行う指導教育担当職員のほか、一時保護施設の対応に当たる専門技術職を置く必要があります。また、イの職員の員数につきましては、子どもの年齢ごとの職員数、夜間の職員数の基準となります。この基準につきまして、県内児相の現状から申し上げますと、新たに配置が必要となる職種は看護師のみであり、このほかの職種については基準をクリアしております。現在、中央児相には看護師資格を持つ保健師が配置されており、今年4月からは出雲、浜田、益田の各児相へ看護師を配置いたします。また、イの職員の員数につきましては、各児相とも基準を満たしております。

続いて、(2)の居室の入所定員及び面積につきましては、アの児童の居室の面積は、児童の場合は1人につき4.95平米、乳児または幼児の場合は、1人につき3.3平米以上を確保する必要があります。この基準につきましては、県内児相では、出雲児相のみが4.00平米となっており、基準の4.95平米を満たしておりません。現在、出雲市斐川町へ移転新築を進めており、供用開始となる令和9年4月には解消される予定です。

続きまして、イの児童の居室の入所定員、続きまして、10ページに移りまして、ウの少年の居室の入所基準は参酌基準となり、ウの少年といいますのは、学齢期以降18歳までとなりますが、1室1人の定員となるように求められております。

続きまして、(3)入所する児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものにつきましては、子どもの権利擁護、個別ケアの推進の観点から、従うべき基準として規定しております。

1ポツ目、2ポツ目で児童の権利や一時保護を行う理由等の説明や、正当な理由なく児童の権利を制限しないこと、4ポツ目で、一時保護施設職員に対する児童の権利擁護に関する研修を実施すること、5ポツ目で、児童の希望を尊重した通学支援などを規定しております。

(4)その他設備及び運営に関する基準につきましては、施設の第三者評価の実施及び児童相談所と関係機関との連携による支援を規定しております。

施行期日は令和7年4月1日となります。

なお、11ページのほうに条例の内容一覧をおつけしております。

私からは以上でございます。

○須山委員長

宇治郷子ども・子育て支援課長。

○宇治郷子ども・子育て支援課長

続きまして、12ページ、第45号議案、島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、本委員会でもこれまでも報告してまいりました、しまねっ子すくすくプラン、島根県のこども計画に当たるものとしませんが、この計画を審議する有識者の会議体に関する条例の改正を行うものでございます。

まず、1、条例改正の理由ですが、1段落目、本県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進のための調査審議等を行うため、島根県子ども・子育て支援推進会議を設定しております。2段落目ですが、こども基本法が制定されたことに伴いまして、この推進会議を同法の規定に基づく協議会として位置づけるため、所要の改正を行う必要がございます。

続いて、2、条例改正の概要ですが、3点ございます。まず、(1) 推進会議をこども基本法に基づくこども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会として位置づけること。続いて、(2) ですが、推進会議の委員につきましては、知事が任命することとなっておりますが、その委員が有する知識、経験について、こども基本法で定めるこども施策に関するものを加えること。最後に、(3) これまで説明してきましたとおり、次期しまねっ子すくすくプランにしまね青少年プラン、そして、島根県子どものセーフティネット推進計画を一元化して策定することとなりますので、今後はこの両計画で推進してきました事項に関し、知識、経験を有する方についても推進会議の委員に加わっていただく必要があると考えております。ついては、現在20人以内となっております推進会議の委員の数を30人以内とすることとさせていただきます。改正の概要はこの3点でございます。

続いて、3、施行期日等についてです。(1) のとおり、施行期日は令和7年の4月1日としております。また、(2) ですが、先ほど御説明しましたとおり、来年度以降新たな委員に加わっていただき推進会議を開催していきたいと考えておりますところ、その新たに加わる委員の任期を現在おられる委員の任期に合わせるための経過措置を置くこととしております。

第45号議案については以上でございます。

続きまして、14ページでございます。第46号議案、島根県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

まず、1、条例改正の理由についてですが、幼保連携型認定こども園の職員や運営等に関する基準を定めている条例につきまして、関係省令の改正等に伴いまして、所要の改正を行う必要がございます。

続いて、2、条例改正の概要についてでございます。大きく2点ございます。まず、1点目ですが、改正概要(1)、職員の配置に係る特例の延長についてです。前提といたしまして、幼保連携型認定こども園には、園児の教育、それから保育に当たる保育教諭のほかには教育や保育に加えて保育教諭の指導、助言などを行う立場の主幹保育教諭と、それから、園長を助け、園の運営を行う立場の副園長、教頭といった職員の方々がおられます。その上で、1段落目でございますが、幼保連携型認定こども園は、幼稚園、それから保育所の両方の機能を兼ね備えた幼児教育施設でありますので、園児への教育、それから保育

に携わる保育教諭には、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有することが求められており、同様に教育、保育に直接従事する職員の数に算入する副園長、教頭につきましても、幼稚園教諭免許を有し、かつ保育士登録を受けたものに限ることを原則としております。

２段落目でございますが、その一方で、その両方の資格がある人材の不足という状況を踏まえた経過措置としまして、いわゆる認定こども園法の施行後１０年は、これは令和６年度末までとなりますけれども、どちらか一方を受けていればよいとする特例を設けております。この保育教諭等に関する同様の特例は法律で定められておりますが、先般、いわゆる地方分権一括法が施行され、この特例が延長されたことを受けまして、条例で定めております副園長、教頭に関する特例につきましても、令和８年度末までの２年間延長するものでございます。

なお、特例の延長を２年とする理由でございますが、１５ページの上の表を御覧ください。左の列、保育教諭を見ていただきますと、特例は５年の延長となっておりますところ、真ん中の列、主幹保育教諭・指導保育教諭は２年の延長となっております。これは、主幹保育教諭・指導保育教諭については、ほかの職員に対し指導、助言を行う立場にあり、その職務の性質上、教育、保育の両方に通じている必要性が保育教諭より高いためでございます。本条例ですが、副園長、教頭につきましても、同様に他の職員に対して指導、助言を行う立場にあることから、２年の延長としているものでございます。

続いて、改正の２点目でございますが、（２）の栄養士法の改正による規定の整備につきましては、先ほど健康福祉総務課長から説明がありました第４２号議案と同内容の改正でありますので、私からの説明は省略させていただきます。

最後に、３、施行期日でございますが、令和７年４月１日としております。

第４６号議案についての説明は以上です。

○須山委員長

宮本薬事衛生課長。

○宮本薬事衛生課長

資料の１６ページを御覧ください。第４７号議案、島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、改正の理由ですが、令和６年３月２９日に水道法施行令の一部が改正され、改正内容の一部が令和７年４月１日より施行されることに伴い、島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例について、所要の改正を行う必要があります。

改正の概要ですが、改正後の水道法施行令に倣い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直すこととします。具体的には、実務経験年数に他分野の実務経験を加味、学歴・学科要件における土木工学科以外の課程の追加など。国家資格を追加、そして、小規模な水道事業者及び水道用水供給事業者の技術上の実務経験を簡易水道事業者と同等に見直すこととなります。施行期日は令和７年４月１日からとなります。

なお、各水道事業体につきましては、それぞれの市町村で同趣旨の条例改正を行うこととなります。

私からは以上です。

○須山委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

病院局資料の1ページを御覧ください。第48号議案、島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例により、設置条例に定められている病床数の削減を行うものでございます。

1の改正理由に付しておりますが、県立中央病院における病床数の見直しに伴うものとなっております。具体的な理由ですが、大きくは2つございます。1つ目は、県と締結しました新興感染症に係る医療措置協定に基づく新興感染症エリアの整備を行うため、結果として病床数が削減となること。2つ目として、精神病床の稼働率が低いため、空きスペースの有効活用を行うこと。この2つを目的として、必要な整備を行う結果、病床数が減少するものでございます。

それぞれについて御説明いたします。まず、(1)ですが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、令和6年3月に医療措置協定を県と結びました。これにより、新興感染症等の発生時に県からの要請に基づき病床数の確保が必要となります。枠で囲んだところに記載しておりますが、最大では17床以上を確保することとしております。

5階の小児病棟に新興感染症エリアを整備し、ここに受入れ可能病床を設置し、病院全体では現行の8床から20床へ増床させます。この受入れ病床の整備に当たり、汚物処理室、シャワー室及び脱衣所を整備するため、現行の4床室2室を3床室2室に変更することから、一般病床は2床減少となります。なお、これにより、医療措置協定に基づく受入れ可能病床は6床増加します。また、現行の個室6床についても今回陰圧化することから、受入れ可能病床は6床増加し計12床増加します。なお、今回整備しました病床は、感染症拡大時ではない平時でも受入れ病床として有効的に活用してまいります。

続きまして、病床削減の理由の2つ目、(2)でございますが、精神病床の稼働率が低いため、空きスペースの有効活用を図るものです。令和5年度の中央病院の病床利用率については、全体では69.7%でしたが、精神病棟におきましては50.3%と利用率が低かったことから、より有効活用することが必要と考えました。そのため、②で記載しておりますが、精神病床の個室化ニーズの高まりとともに合わせ、現行の4床室2室を個室4室に変更させます。これにより、精神病床が4床減少いたします。また、③で記載しておりますが、直近の診療報酬改定において、リハビリの評価が高くなっているなど、患者回復のためのリハビリにニーズが高まっておりますが、一方で病院内にリハビリのための作業療法室が不足しております。精神病床4床2室を改修し、新たに作業療法室を整備いたします。これにより、精神病床が8床減少いたします。稼働率を勘案して、よりニーズに合わせた個室化等への有効活用を図ることから、患者の受入れには影響がないものと考えております。

条例の改正内容としては、①一般病床（小児病床）を522床から520床とすること。②精神病床を40床から36床とすること。③精神病床を36床から28床とすることとでございます。

施行期日は、①、②につきましては令和7年4月1日から、③につきましては、令和7

年6月1日となっております。

続きまして、病院局資料の2ページを御覧ください。第49号議案、島根県病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明いたします。

まず、改正概要についてでございますが、病院局におきましても、知事部局に準じて今年度の人事委員会勧告の内容を実施するための改正となります。地方公営企業におきましては、条例では給与の種類と基準を定めるのみとなっておりますので、条例に規定のない細かな支給要件や金額については、病院事業管理者が別に定める病院局給与規程で定めることとなります。改正の内容といたしましては、(1)、配偶者に係る扶養手当の廃止、(2)、管理職員の特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大、(3)、再任用職員に支給する手当の種類の特充となっております。また、扶養手当の改正につきましては、知事部局と同様に経過措置により段階的に実施をいたします。

施行日はいずれも令和7年4月1日となります。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんか。

大国委員。お願いいたします。

○大国委員

健康福祉部のページで言うと14ページですかね。第46号議案です。説明あったとおりに思うんですけども、幼保連携型の認定こども園の職員の、すみません、副園長、教頭ですよ。大体、これは10年前に特例がはじまって、両方の資格を持つようにしましょうというのが片方でいいですよ。当時からすると、10年経過したのちは2つとも持つようにしましょう。いわゆる経過措置として10年っていうとそれなりの期間だったと思うんです。10年たとうとするところで、またさらに2年延長するってところが、これは一体、本当に何のためにこういうことをするのかってところが、ここには人材の不足状況を踏まえたということなんですけれども、そうはいつでも、最近、保育所等で働かれる皆さん、保育士になる方っていうのは、大体幼稚園の教諭の免許と保育士の免許と両方取得される方っていうのが一般的にスタンダードになっているんですよ。分けてもこの幼保連携型の認定こども園ということで、従来の保育所的な要素、それから、幼稚園的な要素、これ2つを兼ね備えた幼保連携型なんです。認定こども園っていうふうになっているので。これ以上の特例って、私は、客観的に見るならば、10年でもどうかって議論は当然あったと思うんですけども、さらにまた2年ってなると、じゃあ、これともすれば、じゃあ、2年ごとにまたこれ延長されていくんじゃないかという、そういう懸念さえ残るわけです。これ以上私は延長する必要はないと思います。その上で、県内にも幼保連携型認定こども園があると思うんですけども、現在の資格の保有の状況、実際どうなっているのかってところが分かればお示しいただきたいなと思います。

その上で、じゃあ本県において、この2年延長するという必要性がどの程度、本当にあるのかということも確認しておきたいなと思います。これが46号議案についてでございます。

それから、病院局の2ページ、すみません、配偶者手当の廃止について少し異論がございますので、そのほかの(2)以下については特に異論ございませんけれども、別に病院

局が独自にこれやるわけではなくて、知事部局に準じてということなんですけれども、一つ懸念するのは、配偶者手当が廃止される代わりに、子どもに関する手当というのは今回拡充されるということですよね。これによって、配偶者手当と子どもの手当と増減する中であって、減るという方も出てくると思うんですよね。今、賃上げっていうことを盛んに行政も旗振って言っている中で、自らの職員の手当で賃金が減るっていうことが、一つ、これどうなのかなっていうところなんです。今、実際、病院局だけで結構なんですけれども、職員の中で、配偶者手当を支給している職員って一定数おられると思うんですよ。総じて島根県内っていうのは共働きの方が多いので、そうこう、都会地に比べたら決して多くはないかもしれませんが、それでも一定いらっしゃると思うんですよ。その上で、お子さんがあるところ、ないところ、これ様々だと思うんですけれども、今回の廃止によって収入が減ってしまうという方がどの程度いらっしゃるのかというところが分かれば御報告をいただきたいなと思います。

それから、今回病院局なんですけれども、県職員の皆さん、転勤が大体あるじゃないですか。転勤すると、配偶者の方の、一緒について行かれる方も当然あるでしょうし、引き続き残られるっていう方もあるでしょうし、転勤を伴うっていうところの配偶者からすると、勤務先を替わりにくいっていうか、替わらざるを得ないっていうか、何ていうんですか、そうこう身軽に動けないじゃないですか。つまり、働くことに対しての制約は一定あると思うんですよね。そういう意味からすると、配偶者手当の役割って引き続きあるんだろうというふうに考えているところです。状況等が分かればお示しいただきたいと思います。以上でございます。

○須山委員長

それでは。

宇治郷子ども・子育て支援課長。

○宇治郷子ども・子育て支援課長

私から、まず、第46号議案について御意見、御質問をいただいた点につきましてお答えいたします。

まず、2点目の質問として、現在の県内の状況について御質問がありましたので、先にそちらから御説明いたします。まず、副園長、教頭に限らず、松江市につきましては中核市として松江市が別で条例を定めておりますので、松江市を除きまして、県内幼保連携型認定こども園に在籍している保育、教育に従事する職員のうち、90%以上は両免許、両資格を取得済みでございます。その上で、副園長、教頭の状況について確認しましたところ、松江市を除きまして幼保連携型認定こども園が県内に14施設ございます。そのうち13施設に副園長、教頭が配置されております。この副園長、教頭については必置ではございませんので、配置してないところもあるということでございます。このうち、両方の資格を持たない、片方の資格しか有しない者が1施設において実際にいる状況でございます。ただ、この施設におきましては、その副園長、教頭の方は、保育、教育に従事されていないため、先ほど申し上げました条例の特例の適用というのを受けていないところではございます。

こうした状況を踏まえた上で、2年延長する必要があるかという御質問についてでございますが、最初に申し上げましたとおり、副園長、教頭については、その職務の性質上は

保育教諭とはちょっと異なりまして、まず、必ずしも両方の資格を持っていないでもいいということにはなっております。ただ、その上で、今回説明しております条例上の定めというのは、副園長、教頭が教育、それから保育に従事するという場合に、従事する職員の数に算入するのであれば、両方の資格を求めるということを原則として、ただ、2年間について例外を設けようとするものでございます。

説明でも申し上げましたとおり、副園長、それから教頭というのは、他の職員に対して指導、それから助言を行う立場にありますので、両方の資格を有するというのが望ましいと考えておりますが、現状を見ると、実際県内でも片方の資格しか有さない副園長、教頭の方がいらっしゃるという実情もございます。そうした状況を踏まえまして、2年間の特例期間を追加で設け、その間にその両方の資格の取得を促していくということが必要かと考えております。その片方の資格を有しないという方に対して、もう一方の資格取得を目指す際の受講料ですとか代替職員に係る経費の補助といった制度を県としても国、市町村とともに設けておりますので、例えばそういった制度の活用を促すといったことによって、資格の取得を促すということを検討していく必要があると考えてございます。

私からは以上でございます。

○須山委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

大国委員からの御質問でございますけれども、大体、病院局全体で約1,170人ぐらい職員がおります。その40%にあたる466人が扶養手当、何がしかもらっている者でございまして、うち配偶者に係る手当のみ受給している者は8人、1.7%程度でございまして、それと、子に係る手当のみ受給している者が398人の85.4%、配偶者と子に係る手当ともに受給している者が50人の10.7%。その他としては、父母のみとか父母と子どものみという方が10名いらっしゃって、それが2.1%ということでございます。どれほど影響を受けるかということになりますと、まず、配偶者に係る手当のみの受給の方というのは直撃してこようかと思っておりますので、その方が8名、それと、子と配偶者の場合もあるかもしれませんが、ちょっとそこは、まだ子どもの人数等を把握、分析しておりませんが、間違いなく8名については影響を受けるということを申し上げたいというふうに思います。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

認定こども園の、先ほどの説明だと、1つの施設で、県内で、片方のみの方がいらっしゃる。ただ、従事する人数には含まれていないので、そもそも今回の対象ではないというお話だったと思うんです。そうすると、県内においては今回のこの2年延長っていうところの必要性という点では、非常に薄弱だと思うんですよね。やはり、島根県という一つの自治体であるわけなので、国がこういうことをやったからといって、島根県も単純に合わせていろいろ見直すと、改正するということ、仕事上、事務上そういうことはあるかもしれないですけども、経過措置、もう10年あったわけなんですよ。両方取得しましょうねということはこの間言われてきたと思うんですよ。それでもなおこの状況で、しか

も県内で見ると、さっき報告があった状況で、そうこう2年延長する必要っていうのはあまりないというのが率直なところだということは申し上げておきたいなというふうに思います。だから、2年延長する間に、これは当然その経過措置の間の中で、両方の資格を持つ方が全て、きっちりそれぞれのこども園に配置されるっていうところに努力していただきたいなと。必須だというふうに、現状もほぼそうなりますんでね。そういうことは申し上げておきたいなと思います。

それから、病院局、説明ありがとうございました。配偶者手当のみの方が8人いらっしゃるということで、お子さんいらっしゃるところも一定数あるということで、その分析はないということだったと思うんです。少なくとも8人の方は今回の廃止で賃金が減ることなので、これはやはり、賃上げの機運を高めている中で果たしてどうなのかというところは指摘しておきたいなと思います。以上です。

○須山委員長

宇治郷子ども・子育て支援課長。

○宇治郷子ども・子育て支援課長

委員から、県内の実情を見たときには2年の延長をする必要性が薄いのではないかと御意見をいただいたところでございます。先ほど申し上げましたとおり、県内では1施設、実際、その両方の資格を持たない教頭、副園長さんいらっしゃいますけれども、その方は特例の対象になっていないという状況は確かにございます。一方で、やはり保育士さんは、それから、保育教諭については、県内不足している状況もございますので、今はこの副園長、教頭先生が、例えば、保育教諭の数が足りているということで、保育に携わっていないという状況にはございますけれども、状況によっては保育教諭が足りなくなりその副園長・教頭先生を保育であったり教育に従事していただいて、要するに教育・保育に従事する職員の数に含めていかなければならないといった可能性もあるかなというところで考えておりました。

また、今現在の幼保連携型認定こども園に加えて、これから新たな幼保連携型認定こども園が出てくる可能性もある中で、各園の状況も踏まえまして、2年の延長を県としても必要があると考えた次第でございます。一方で、委員がおっしゃられたとおり、この両方の資格の取得を促していくということは必要なことだと思っておりますので、できる方法を検討しながら進めてまいりたいと思います。

○須山委員長

大國委員。

○大國委員

これ以上答弁はいいんですけれども、そうおっしゃるのであれば、冒頭あったような、全体の9割がもう既に両方の資格を持っとられると。じゃあ、9割持っておられるのに、副園長、教頭のところで片方でもいいですよというところが、やはり管理者じゃないですか、管理的な仕事をされる方じゃないですか。やはりそういう方についての、あくまでも特例なので、しっかりこの2つ、両方ともっていうところを最初言ってんだから、国はね。ここをやはり目指すべきだということは申し上げておきたいなと思います。以上でございます。

○須山委員長

ほかに質疑等ありますか。

岸委員。

○岸委員

12ページの第45号議案、島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例についてというところで、ちょっと、もうちょっと詳しい説明というか、県の現段階での考え方教えていただきたいんですけども、要するに、このすくすくプランの策定に当たって、条例改正の概要のところの(3)にありますけど、推進会議の委員の数を20人以内から30人以内とするということになってはいますが、現状が20人以内で、これを素直に読み取れば、島根青少年プランと、島根県子どものセーフティネット推進計画を一元化したということ、そして、子ども施策に関することもこの協議会として位置づけになるということで、そういうことから20人を30人に増やすってということだろうというふうに思うんですけど、具体的にどこを、現在でも知識や経験を有する方々たちというのは当然入ってらっしゃると思うので、20人から30人以内にしたときに、どういった専門職の知識を有する方々を想定していらっしゃるのか。30人以内だから、別に必ずしも30人いなきゃいけないわけでも当然ないと思うし、その辺の県の考え方というか、その辺のところをもうちょっと詳しく教えていただきたいなというふうに思います。

○須山委員長

宇治郷子ども・子育て支援課長。

○宇治郷子ども・子育て支援課長

ただいま委員から第45号議案についていただいた質問についてお答えいたします。

(3)の改正事項につきまして、委員の定数を20名から30名に増員するというところでございまして、その趣旨は先ほど委員がおっしゃられたとおり、今回、しまねっすくすくプランの改定に当たって、一元化いたします青少年に関する関係、それから、子どものセーフティネットに関する関係の知識、経験を有する方に入っていただきたいということでございます。現在は、実際20名定員としておりますところで、委員17名の方に受けていただいておりますので、そこで行政関係者、それから、保育や幼稚園の関係、学校の関係、それから、また保護者代表の方、あとは労働関係の方といった方に委員になっていただいております。10名加えるところについて、具体的にどういった方という人選については今後のところもございすけれども、考え方としましては、今、子どもというところで、先ほど申し上げましたとおり、どちらかというと小学校までといいますか、年齢が低いところがメインになってきていますところを、今後青少年という形にもなってまいりますので、例えば中学校、高校といったところの学校の関係者に入っていくということですか、青少年の健全育成に携わっていらっしゃる方、また、地域福祉という関係から、例えばですけど民生委員といった福祉に携わっていらっしゃる方、そういった方々に、新たに来年度から進めます推進会議に入らせていただいて、広く子ども施策について御意見をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○須山委員長

よろしいですか。

ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

条例案10件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議のある方は、
大國委員。

○大國委員

私、質疑もしましたけれども、第46号議案と、それから第49号議案については反対ということをお願いしたいと思います。理由について、繰り返しになるかもしれませんが、第46号議案については、やはり保育士、それから幼稚園教諭、両方の免許を持つ方が副園長、教頭というふうにすべきだと。当然これはもう原則でそうなっていて、今回、10年のところを経てまたさらに2年ということ、それから、現場の実態からしてもこの延長の必要はないという判断で賛同できないということでございます。

それから、第49号議案についてですけれども、これは配偶者手当を廃止するものとなっております。質疑で答弁あった中で、少なくとも8名の方が今回配偶者手当のみを受けておられる方で、間違いなくこの方については手当が減額されるということになります。これ以外にもお子さんの手当を受けておられる方も含めて、実際はもうちょっと多いというふうに思います。今、賃上げの機運を行政を挙げていかにつくり出していくかということの中で、配偶者手当についての考え方は様々あるかと思うんですけれども、そうはいっても転勤が多いというそういう職種なども鑑みれば、病院局はちょっと例外かもしれませんがね。配偶者手当の役割というのは引き続きあるというふうに思いますし、総じて賃金が下がるということはあってはならないというふうに考えております。以上でございます。

○須山委員長

それでは、御異議のありました第46号議案及び第49号議案については、個別に挙手により採決したいと思います。その他の議案については、その後一括して採決をしたいと思います。

お諮りいたします。第46号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○須山委員長

挙手多数。よって、第46号議案については、議案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次にお諮りいたします。第49号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○須山委員長

挙手多数。よって、第49号議案については、議案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、その他の議案について一括して採決を行います。

お諮りいたします。第28号議案のうち関係分、第34号議案、第42号議案から第45号議案、第47号議案及び第48号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○須山委員長

御異議なしと認めます。よって、第28号議案のうち関係分、第34号議案のうち関係分、第42号議案から第45号議案、第47号議案及び第48号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、一般事件案の審査を行います。

第54号議案について執行部から説明してください。

岩崎青少年家庭課長。

○岩崎青少年家庭課長

健康福祉部委員会資料の18ページをお願いいたします。島根県母子父子寡婦福祉資金の貸付金に係る権利の放棄についてでございます。

2番、放棄する権利の内容でございますが、この資金は、県がひとり親家庭に対し、生活や子どもの修学などへの資金を低利子、無利子で貸し付けているものでございます。このたび、県が定めている債権放棄の提案基準により、その基準を満たすことになったため、債権放棄の事務処理を進めたものでございます。

3番、債権放棄の理由といたしましては、平成22年に修学資金として県が貸し付けた債権につき、債務者、この債務者といいますのは、借主である親、連帯借主である子どもさん、それぞれが破産免責となったため債権放棄をするものでございます。1件当たりの放棄額が100万円を超えるため、議会提案を行っております。

私からは以上でございます。

○須山委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第54号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○須山委員長

御異議なしと認めます。よって、第54号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、予算案の審査を行います。

はじめに、令和7年度当初予算について審査を行います。令和6年度補正予算に係る第1号議案については、関連するため併せて説明を受けたいと思います。

なお、第1号議案の採決については、後ほど補正予算の採決に併せて行います。

それでは、令和7年度当初予算に係る第3号議案のうち関係分、第8号議案から第10号議案、第17号議案及び令和6年度補正予算に係る第1号議案のうち関係分について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

それでは、はじめに、第1号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算（第9号）のう

ち健康福祉部関係分について御説明をいたします。資料のほうは19ページをお願いをいたします。

この補正予算は、国の経済対策に対応するための予算の増額を行うものでして、健康福祉部全体で37億4,800万円余を増額するものでございます。課別の予算内訳は表のとおりでございます。

続きまして、20ページから21ページにかけて各課別の事業概要を記載しておりますので、御確認をお願いをいたします。

続きまして、22ページのほうは繰越明許費になります。国の補正予算を受けて実施する補正予算の事業でございますので、補正する事業の多くを来年度に繰り越して執行する予定としております。

23ページ以降は主な補正項目を記載しております。これらの事業は、後ほど御説明いたします令和7年度当初予算と一体的に実施する事業でありまして、後ほど当初予算の説明と併せて各課長等から説明をさせていただきます。

では、補正予算第9号の説明については以上でございます。

続きまして、第3号議案、令和7年度島根県一般会計予算のうち健康福祉部関係分について説明をいたします。私のほうから概要を説明させていただいた後、主な事業については各課のほうから御説明をさせていただきます。

資料のほうは29ページのほうをお願いをいたします。一般会計は、健康福祉部全体で787億7,500万円余を計上しておりまして、前年度から17億4,100万円余の増額となっております。これは、小・中学生を中心とした子ども医療費助成制度の創設による需用費の増ですとか、エネルギー価格・物価高騰対策に係る事業費の増などが主な要因でございます。各課の予算額については表に記載のとおりでございます。

それで、先ほど、部長から挨拶のほうでも申し上げましたけれども、健康福祉部の予算編成におきましては、先ほど部長が申し上げたような考え方で予算編成のほうを進めております。

続いて、各課の主な事業について順次御説明をさせていただきます。まず、健康福祉総務課でございます。30ページのほうをお願いいたします。30ページ、健康福祉総務課につきましては、予算額27億1,800万円余で前年度から7,800万円余の増額でございます。2番目、保健環境科学研究所、3番目、保健所の管理運営費ですとか、4番目、総合福祉センター維持管理運営費、指定管理料などですね、こういったものを計上しております。それで、4番の総合福祉センター維持管理運営事業では、労務単価の上昇、それから、エネルギー価格・物価高騰の影響を踏まえて指定管理料の増額したことなどによりまして4,800万円余の増額としております。

私からは以上でございます。

○須山委員長

高田地域福祉課長。

○高田地域福祉課長

続いて、地域福祉課の当初予算案について御説明します。次のページ、31ページをお願いいたします。地域福祉課の予算額は11億4,400万円余で、前年度から10万円の減ですが、主な増減は、1番の福祉・介護人材確保対策事業費では、社会福祉施設職員

の退職手当共済事業の単位掛金の増額などにより、前年度から1,700万円余の増、5番の自立支援事業費では、島根県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付業務の経費を補助する予算で、業務システムの更新により1,000万円余の増、13番の生活困窮者支援体制整備事業費は、生活困窮者支援や子どもの貧困対策の予算で、令和6年度には子どもの生活実態調査の予算を計上していたこと、また、これまで市町村が子ども食堂の開設拡充を支援する場合、県単独で経費の一部を支援してまいりましたが、市町村向けの国の補助金ができることなどによって2,000万円余の減額としております。

続いて、主要事業について御説明しますので、別冊資料7の1ページを御覧いただきたいと思っております。1の生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費で、新規事業を設けておりますが、今年度実施した子どもの生活実態調査の結果では、世帯の経済状況によって子どもの学びの状況に差がありましたので、この新規事業によって子どもの学習、生活支援事業の県内での取組の拡大を図りたいと考えております。

また、SNSの活用などにより、支援が必要な方やその周囲の方々に支援制度の周知を一層進めてまいります。

2番の民生委員活動推進事業では、(4)に記載しておりますが、令和7年度は3年に一度の全国一斉改選の年ですので、必要な事務費や研修費を計上しております。

次のページをお願いします。3の地域福祉セーフティネット推進事業は、従来の事業どおりですので説明は省略させていただきます。

4の再犯防止等推進事業ですが、犯罪をした人の中には、福祉や保健医療などの支援が必要な場合もありまして、島根県再犯防止推進計画を策定し、関係機関による支援の充実に取り組んでおりますが、現計画が令和7年度までとなっておりますので、計画改定の予算を計上しております。

5の保護施設等への物価高騰対策支援事業では、保護施設に光熱費等を支援する予算を計上しております。

以上、これらの事業を通しまして、地域福祉課では生活に困窮される方々の支援を進めてまいります。

私からの説明は以上です。

○須山委員長

糸賀医療政策課長。

○糸賀医療政策課長

続きまして、医療政策課関係分について御説明いたします。委員会資料の33ページを御覧ください。当課の令和7年度当初予算総額は、対前年比5億9,600万円余の増で、115億4,900万円余でございます。増の理由としましては、5番目の地域医療の連携推進費（総合確保基金分）の島根型医療提供体制構築事業の増などでございます。

34ページ下段にございます債務負担行為について、医学生地域医療奨学金貸付金の実施に必要な債務負担行為限度額を計上をしているところでございます。

続いて、具体的な予算につきまして説明をさせていただきます。資料7の3ページを御覧ください。3ページの1、地域医療を支える医師確保養成対策事業につきましては、後ほど医師確保対策室長のほうから御説明をさせていただきます。

4ページを御覧ください。2の看護職員等確保対策事業でございます。予算合計6億6,

800万円余を計上しておりまして、新規事業といたしまして、(2) 県内就業促進の②、看護学生や看護職員を対象とした中山間地域や離島の医療施設見学ツアーの開催や、③病院が行う看護職員等の確保の取組を支援する事業を盛り込んでおります。

続きまして、6ページでございます。6、救急医療体制の整備は4億7,300万円余でございます。新規事業といたしまして、島根大学医学部附属病院に設置が予定されている地域小児救命救急センターの運営を支援する事業を盛り込んでおります。

続きまして、7ページをお願いいたします。これらの事業が国の補正予算関係の要求になりますが、まず、当初予算分といたしまして、8、医療機関等への物価高騰対策支援事業は3億8,500万円余で、エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている医療機関等に対して、光熱費及び食材料費を支援するものでございます。

そして、2月補正分でございますが、9、人口減少や医療機関の経営状況の急変に対する緊急支援事業は13億2,100万円余でございます。(1) 賃上げ等のための生産性向上と取組を進める医療機関への支援、(2) 医療需要等の変化を踏まえた医療機関への支援、(3) 出生数・患者数の減少等を踏まえ、産科、小児科への支援を行うものでございます。

なお、(2)、①病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等に生じる経費を支援する事業につきましては、後ほど現在の状況等を御説明をさせていただきます。

10、重点医師遍在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業は2億2,300万円余でございます。医師少数地域の診療所を承継または開業する場合に、当該診療所に対して支援を行うものでございます。国の補正予算の関係の事業につきましては、国から現在徐々に情報提供をされてきているところですが、まだ不明な部分が多く、今後の情報に基づき準備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

その中の、先ほど部長の挨拶からもございましたが、(2)、①医療需要の急激な変化を受けての病床数の適正化を進める医療機関に対する支援事業でございますが、この事業に関する現在の状況及び県の考えについて御説明をさせていただきます。

8ページの別紙1を御覧ください。1、事業目的は、医療需要の急激な変化を受けて、経営状況が厳しい医療機関で病床数の適正化を進める医療機関に対して、入院医療を継続してもらうことを目的に給付支援を行うものでございます。具体的には、医療機関が令和7年9月末までに病床数を削減すると、1床当たり約410万円を支給するという事業でございます。昨年、国から経済対策として示された時点では詳細は不明でしたが、先般、国の説明会を踏まえ、5の懸念事項にも記載しておりますとおり、実施する上で幾つかの懸念する点があることが判明いたしました。

このたびの事業は、現在、患者の減少や看護職員等の確保が困難な状況から、一部病床を休床している医療機関や、この事業を活用して病床を削減しようとする医療機関からの申請が予想され、国から提示された事業の進め方でいくと、県内病院の病床数の減少が一気に進んでしまう可能性があるということ。そして、これまで県では保健所を中心に圏域の調整会議で必要な病床数を含め、その役割分担や連携体制について検討し、調整を行ってきたところでございますが、このたびの事業は個々の医療機関の判断により交付金の申請を行うものであり、これまでの県の方針と合わない状況でございます。したがって、6、今後の対応ですが、まずは国に対してこれまでの県の方針に沿った事業の進め方ができる

よう要望をしてみたいと考えております。そして、県民の皆様にとって必要な病床数を守るということは大変重要なことであると考えておりますので、事業を実施するに当たって、圏域の調整会議等で合意の得られた事業を対象とし、慎重に実施してみたいと考えているところでございます。県としましては、現在の医療機関における大変厳しい状況も理解しております。今後もその他の国の補正予算関係事業等も含め、引き続き令和6年度の診療報酬改定の検証をし、必要に応じて対策を講じるよう国に対して要望をしてみたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○須山委員長

藤坂医師確保対策室長。

○藤坂医師確保対策室長

別冊資料、3ページをお願いいたします。1、地域医療を支える医師確保養成対策事業についてでございます。予算額は11億9,000万円余を計上しておりまして、医師不足に対応するため、引き続き、呼ぶ、育てる、助けるの三本柱で医師確保養成対策を実施してまいります。このうち(2)医師を育てる対策におきまして、拡充と表示しておりますが、これまでの奨学金に加え、先ほど条例案で御説明いたしました自治医科大学医学生への奨学金を追加いたしまして、志願者の確保、僻地医療体制の充実を図ることとしております。

次のページに参りまして、加えまして、④以降の大学における医師養成支援、総合診療医の確保、育成に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○須山委員長

片岡健康推進課長。

○片岡健康推進課長

健康推進課の予算について御説明をいたします。委員会資料の35ページをお願いいたします。健康推進課の令和7年度一般会計の当初予算は214億3,800万円余で、前年度比4億3,300万円余の増額となっております。9番、親と子の医療費助成事業費は、子ども医療費助成事業の創設などにより5億6,100万円余の増額です。11、特定医療費等助成事業費は、神経難病をはじめとする受給者数の増加により1億100万円余の増額です。

36ページをお願いいたします。19、母と子の健康支援事業費は、出産・子育て応援交付金事業の事業内容は変わらないものの、市町村が実施する伴走型相談支援が子ども・子育て応援交付金に移行し、出産・子育て応援ギフトの県負担部分が国10分の10負担となりましたので、見かけ上、1億1,100万円の減額となっております。

続きまして、主要事業の概要について御説明いたします。別冊資料7の9ページをお願いいたします。1、妊娠・出産・子育てへの支援です。(3)お産あんしんネットワーク事業の2ポツ目、新規事業としまして「新」のマークをつけた事業があります。妊婦への交通費等の支援です。自宅または里帰り先から最寄りの分娩施設までおおむね60分以上の移動時間を要する妊婦に対して、移動に要する交通費の8割、宿泊費、上限14泊で1泊当たり2,000円の自己負担への補助を行います。実施主体は市町村で、国の補助率は2分の1、都道府県と市町村が4分の1ずつ負担をします。180万円を計上しました。

10ページをお願いいたします。(5)子ども医療費助成制度は県内全域で医療費助成の対象年齢を18歳、高校生等まで拡充するなど、子育て支援を推進します。5億5,000万円を計上しています。追加の資料で状況報告をいたします。

14ページ、お願いいたします。過去の常任委員会で何度か御覧いただいております資料を時点修正しています。現状、令和5年度末時点において、一番上の高校生は黄色の自己負担ありが浜田市と江津市の2市、青色の無償が8町村、高校生医療費が実施済みでありましたのは合わせて10の市町村でした。比べまして、15ページの令和7年4月以降は高校生の部分に空欄がなくなり、県全域で高校生相当年齢までの医療費助成が開始されることを表しています。

16ページの水色で色をつけている市町が令和6年度以降に高校生相当年齢の医療費助成を新たにはじめるところです。令和5年度末時点で、高校生医療費の助成を行っていた10の市町村、色のついていない市町村は押し出される財源を活用してここに上げた施策を新たに取られる予定です。説明は以上です。

○須山委員長

山崎がん対策推進室長。

○山崎がん対策推進室長

少し戻っていただきまして、12ページでございます。6、がん対策の推進につきましては、引き続きがん予防、がん検診の充実、がん医療の向上、がん患者・家族支援の3本柱で取り組んでまいります。(1)科学的根拠に基づくがん検診受診の充実促進として、がん検診従事者講習会の開催など、市町村等と一体となった取組を進めます。(2)がん医療水準の向上及び(3)緩和ケアの推進としまして、がん診療連携拠点病院が行う研修事業等への補助や、地域における緩和ケアの取組を支援してまいります。

次のページに移りまして、(4)がん患者家族への支援として、がん相談員等を対象とした研修の実施や、がん患者の社会参加支援としてウィッグ等の購入費助成などを行ってまいります。(5)がん教育の推進としまして、医師やがん経験者等を外部講師として養成し、教育委員会とも連携して正しい知識の普及を図ります。

私からは以上でございます。

○須山委員長

細田高齢者福祉課長。

○細田高齢者福祉課長

高齢者福祉課の予算のほうを説明させていただきます。委員会資料37ページになります。高齢者福祉課の予算総額は156億円余で、今年度の当初予算と比較して2億円余の増となっております。8の介護保険制度運営支援費の介護給付費県負担金が減額になった一方、3の介護施設等整備推進事業費、それから、20の高齢者施設等の防災・減災対策推進事業費の補助金が増額になったこと及び7の介護保険制度施行支援事業費のうち、物価高騰対策事業費の計上により、全体として増額となっております。令和7年度は第9期介護保険事業支援計画の2年目となりますが、引き続き医療・介護連携を進め、地域包括ケアシステムのさらなる推進と介護人材の確保、僻地の介護サービスの維持、確保に取り組んでまいります。

個別の主要事業については、資料7、17ページからになります。1の地域包括ケア推

進事業 800 万円余は、地域包括ケアシステムの実現に向け、市町村の取組を支援します。2 の高齢者介護予防推進事業 7 億 4, 400 万円余は、市町村が実施する介護保険の介護予防事業等の県負担金となります。3 の認知症施策推進事業 1 億 1, 600 万円余は、認知症疾患医療センターの運営支援などを行ってまいります。

次のページ行きますして、4 の介護給付費等負担金 1 2 1 億 8, 200 万円余は、介護給付費などの県の負担金となります。5 の介護施設等整備推進事業 1 1 億 7, 700 万円余は、資料に記載しております施設の整備への助成を予定しております。このうち、(2) 制度創設としまして、将来需要に基づく介護サービスの再編を伴う施設整備につきますして、改築に係る補助単価の引上げなどを行い、支援を拡充いたします。

次、19 ページ行きますして、6 の介護人材確保対策事業 10 億 3, 000 万円余は、国の補正予算を活用しまして、(8) の業務効率化や職場環境の改善に取り組む事業所への支援、(10) の訪問介護の研修体制づくりなどの人材確保の体制構築の取組、それから、経営改善に向けた取組の支援をするほか、(12) の今年度補助上限額等を拡充した介護ロボット・ICT 導入支援を引き続き行います。また、令和 7 年度は新たな事業として、(6) のインターンシップの伴走支援をするモデル事業や、(11) の介護助手の OJT 研修費の支援、(13) の生産性向上に関するワンストップ型の相談窓口の設置を行ってまいります。7 の保険者機能強化推進事業 2, 600 万円余は、各保険者、市町村が行う高齢者の自立支援、重度化防止に向けた取組を支援するものです。

20 ページに行きますして、8 の元気高齢者対策 5, 200 万円余は、くにびき学園の運営や老人クラブの活動などを支援するとともに、令和 7 年度は、新たに(3) として、地域で活躍する高齢者の情報を発信し、幅広い年齢層に高齢者の力を生かせる場所があるということを紹介し、高齢者の地域での活躍の機運を醸成してまいります。9 の旧軍人及び未帰還者等援護事業 2, 900 万円余は、各種給付金等の支給となります。10 の高齢者施設等への物価高騰対策支援事業 3 億 4, 100 万円余は、高齢者施設等への光熱水費や食材費の支援、社会福祉法人等へのエネルギーコスト削減効果の高い設備投資の支援を行います。

私からは以上です。

○須山委員長

岩崎青少年家庭課長。

○岩崎青少年家庭課長

青少年家庭課の予算について御説明いたします。委員会資料の 39 ページを御覧ください。青少年家庭課では、まず、令和 7 年度の当初予算の方針につきますして、第 2 期島根創生計画や次期しまねっ子すくすくプランなどを踏まえて、児童虐待防止対策や社会的教育の推進、ひとり親家庭への支援の取組や様々な困難や問題を抱えている子ども、若者、女性などの支援を引き続き推進してまいります。

それでは、令和 7 年度の当初予算額でございますけれども、34 億 2, 000 万円余で、前年度比 1 億 7, 000 万円余の増額となっております。その主たる要因といたしましては、4 番の施設入所児童支援事業費の 1 億 6, 000 万円余の減額でして、これは浜田市にございます児童養護施設、聖唹寮の改築、小規模化の終了に伴う整備費の減によるものでございます。そして、6、子どもと家庭特定支援事業費の 3 億 300 万円余の増額によ

るものでして、これは、令和7年度から着工する出雲児童相談所移転新築事業の建築工事費の計上によるものでございます。これら2つのハード事業が予算額の増の主たる要因となっております。また、一番下のところ、債務負担行為は、出雲児童相談所工事費の令和8年度事業費の限度額12億7,000万円余を計上しております。

続いて、別冊資料7の21ページを御覧ください。主な事業に絞って御説明させていただきます。まず、1、子どもと家庭の相談事業、予算額は3,200万円余となります。このうち、(4)ヤングケアラー支援体制強化事業につきましては、①の研修会では県民向けのほか、福祉、介護、教育等の支援者向けの研修会も開催してまいります。また、②のヤングケアラー本人が相談できるオンラインサロンでは、対象者を18歳以上に広げて取り組んでまいります。

次に、2、出雲児童相談所移転・新築事業、予算額は3億3,000万円余となり、今年度から建築工事に着手いたします。スケジュールにつきましては、4月から7月にかけて入札、契約を行い、8月以降からの着工予定となっております。なお、実施設計をした結果、旧大社基地主滑走路跡地のコンクリート舗装は、大部分が現状保存できる見込みであり、引き続き記録保護に当たる教育委員会とも連携を取りながら整備スケジュールに影響ないように進めていきたいと考えております。

続きまして、22ページをお願いいたします。3番、社会的養育の推進は、予算額15億1,000万円余で、このうち14億7,000万円余が施設、里親に措置されている児童の措置費となります。新規事業としましては、(2)、④に里親支援センターの設置運営経費を新規で要求しております。里親支援センターは、松江赤十字乳児院に開設し、専任職員を置きまして、里親制度の普及啓発、里親への研修、里親、里子のマッチングや里親家庭の支援など、包括的に里親支援を行ってまいります。里親支援センターの開設に合わせ、児童相談所や関係先と連携しながら引き続き里親支援や里親委託の推進に取り組んでいきたいと考えております。

次に、4、ひとり親家庭自立支援事業につきまして、予算額は1千700万円余となります。23ページをお願いします。新規事業としまして、(2)、③のひとり親家庭等への養育費確保の補助を計上しております。この事業は、ひとり親家庭の生活の安定につなげるため、養育費の取り組みに係る公正証書の作成等の費用を支援するものでございます。続いて、6番、女性保護事業につきまして、予算額は1億1,000万円余となります。

24ページをお願いいたします。新規事業といたしまして、(2)、③に男性・男児の性暴力被害者支援相談窓口の予算を計上しております。これまで女性対象とした相談窓口は女性相談センター内にございましたが、来年度から新たに男性・男児を対象とした相談窓口を開設いたします。事業は公益社団法人島根被害者支援センターに委託して実施いたします。相談対応は相談専用ダイヤルを設け、相談員を配置し、相談対応は火曜日、金曜日の週2日でスタートいたします。もう一つの新規事業といたしまして、④第5次島根県DV対策基本計画の策定を行います。令和3年3月に策定した現行計画が令和7年度末で5年の終期を迎え、その間、令和6年4月には改正DV防止法が施行されており、改正法の内容や国の取組の方向性等を踏まえ、令和7年度中に改定を行うこととしております。

最後に、7、児童福祉施設等への物価高騰対策支援事業費として、児童福祉施設や里親への光熱費及び食材費等の支援に係る予算990万円余を計上しております。

私からは以上でございます。

○須山委員長

宇治郷子ども・子育て支援課長。

○宇治郷子ども・子育て支援課長

続きまして、委員会資料40ページ、子ども・子育て支援課の予算案でございます。当課としましては、第2期島根創生計画にも掲げます基本目標、結婚・出産・子育ての希望をかなえるの実現に向けまして、結婚支援や保育所、児童クラブの支援など、子育ての支援を進めてまいります。課としての予算額は101億4,000万円余と令和6年度から6,000万円余の増となっております。主な増減項目ですが、2、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業費が1億6,000万円余の減、4、子育てに関する経済負担対応事業費が1億8,000万円余の減、5、保育所等運営支援事業費が2億8,000万円余の増となっており、その要因につきましては、後ほど別冊資料で事業概要を説明する際に触れさせていただきます。なお、6、地域の子育て支援事業費につきまして、一番右の列に括弧書きで、うち放課後児童健全育成事業分と記載しておりますが、これは放課後児童クラブの運営支援費でございまして、別冊資料においては放課後児童クラブ支援事業として整理しております。

それでは、別冊資料7の25ページを御覧ください。1、結婚支援事業でございます。新たな取組として(4)がございまして、これまで結婚を希望する従業員の出会い、それから、結婚を応援する企業や団体を島根縁結びサポート企業として登録し、結婚支援に関する情報提供を行うなど取組を進めてまいりました。新たに島根縁結びサポート企業が独自に実施するイベント開催等の取組を支援するなど、企業と連携した独身従業員への結婚支援の取組を強化してまいります。

次に、26ページにお進みください。2、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業でございます。しほね結婚・子育て市町村交付金でこれまで対象としてまいりました子ども医療費の助成について、令和7年度以降は新たな補助制度を設けて支援することになりますので、本交付金に係る予算額を縮減しております。これまで小学生、中学生への医療費助成に係る県負担額のうち、1.7億円は市町村交付金から財源振替により捻出すると説明してきたのがこの部分でございます。

続いて、3、子育てに関する経済負担対応事業でございます。(2)児童手当交付事業ですが、国のこども未来戦略を受けまして、昨年10月から制度が拡充されるとともに、国が定める県の負担割合については減少したところでございます。こうした状況におきまして、令和7年度の県負担額の予算額としましては、資料に記載ございませんけれども、前年度の13億6,000万円余から1.7億円余の減としております。

次に、4、保育所等運営事業でございます。(1)保育所等運営支援事業が大部分を占めておりますが、これは、国におきまして人事院勧告に準拠した職員給与の見直しを含みます公定価格の改善があったためであり、冒頭申し上げました増額の大きな要因となっております。

続いて、27ページにお進みいただき、先ほど申し上げましたものに加え、(3)保育士の確保・定着支援事業としまして、②の保育士養成施設に進学する際の家賃貸付事業の対象地域を拡大するとともに、⑤新たに小中高生を対象に保育士の仕事体験等の機会を設

け、保育士の魅力発信・向上に取り組んでまいります。また、⑥のとおり、保育所等での不適切な保育等の防止に向けまして、関係者による対策協議会を設けることとしております。

次に、6、放課後児童クラブ支援事業についてでございます。（2）に記載しておりますとおり、引き続き定員増に取り組むとともに、28ページに移りますけれども、（3）長期休業一時預かり事業において、通常学期中と異なる夏休みなどの長期休業期間中の特別な利用ニーズに対応するために、一時的な児童の預かり事業を実施する市町村を支援してまいります。また、児童がクラブで過ごす時間が長くなってきているということから、児童がクラブで充実した時間を過ごすための環境整備を進める必要があると考えており、（5）機能向上事業としまして、昨年度から取り組んでまいりました学習習慣の定着に加え、体験等の主体的な遊びなどのクラブの機能向上に資する取組への支援や市町村間の連携強化にも取り組むこととしております。

なお、クラブの量的な拡大、機能の向上とともに、それを支える放課後児童支援員等の人材の確保は欠かせないため、これまでも実施してきました取組に加え、シルバー人材のより一層の活用におきまして、現行の養成講習に加えて、中山間地域等でのミニ講習会の実施など、マッチングの強化にも取り組んでまいります。

最後に、7、保育施設等への物価高騰対策支援事業につきましては、エネルギー価格の高騰の影響を受けます保育所、それから放課後児童クラブ等に対しまして、光熱費の支援を行うものでございます。

私からは以上です。

○須山委員長

吉川障がい福祉課長。

○吉川障がい福祉課長

それでは、障がい福祉課所管分について御説明いたします。委員会資料41ページをお願いいたします。

障がい福祉課の事業費総額は114億5,000万円余で、前年比5億4,800万円余の増額となっております。増額の主な要因ですけれども、5に掲げております障がい者地域生活支援事業において、国の重点支援地方交付金を活用しましてエネルギー価格・物価高騰対策を実施するため、1億2,600万円余を措置したこと、それから、その下、6にございます障がい者自立支援給付事業、その下の下、8、障がい児施設等給付事業におきまして、利用者の増加や新規加算の取得などから、それぞれ2億9,300万円余、1億2,800万円余の増額となっております。

次に、主要事業の概要について御説明いたします。別冊資料7の29ページをお願いいたします。障がい福祉課関係の主要事業ですけれども、このうち新規事業など主なものについて御説明させていただきます。

最初に、1、障がい者サポート体制強化事業です。障がい者にとりましても、ICT機器を利用した情報取得は生活する上で必要不可欠となっていることなどから、視聴覚障がい者に対して各種支援や相談等の事業を実施しております。松江市のライトハウスライブラリー、島根県聴覚障がい者情報センター及び浜田市の西部視聴覚情報センターに必要な体制を整えまして、ICT機器の利用を総合的に支援するサービス拠点としてICTサポ

ートセンターを設置いたします。また、歩行訓練では、待機者が発生していることから、待機の長期化は特に途中で失明された視覚障がい者の方の自立と社会参加の意欲の低減につながるということから、歩行訓練の体制を強化いたしまして、ライトハウスライブラリーと西部視聴覚情報センターに1名ずつ歩行訓練士を増員し、待機者の解消を図ってまいります。

その下、2から6に掲げております事業は特に大きな変更点はございませんので、32ページをお願いします。7、障がい者施設整備事業では、グループホームなど障がい福祉施設の施設整備費用について国の経済対策に呼応した2月補正予算でも計上しておりますので、補正分を全額繰り越した上で、7年度当初予算に合わせた総額4億2,200万円余により一体的に実施してまいります。

その下、飛びまして9でございます。障がい福祉施設等への物価高騰対策支援事業につきましては、エネルギー価格や物価高騰に対する影響が長期化していることから、障がい福祉施設等におきまして光熱水費や食料費等を支援してまいります。

次、33ページでございます。障がい福祉人材確保・職場環境改善等総合対策事業でございます。補正予算で措置させていただきたいものでございますけれども、障がい福祉現場におけます生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職防止・職場定着や、障がい福祉サービスの質の向上につなげることに加えまして、就労支援施設におきます生産活動の効率化を推進してまいります。

私からは以上です。

○須山委員長

宮本薬事衛生課長。

○宮本薬事衛生課長

次に、薬事衛生課所管分について説明します。委員会資料43ページを御覧ください。令和7年度の薬事衛生課の当初予算は、12億9,400万円余となっております。令和6年度当初と比べ、3億5,200万円余の減となっております。減額の主な要因は、水道施設・水道水質の維持管理事業費が4億9,300万円余の減となっており、これは国の交付金が直接市町村等に交付され、県を經由しなくなったことによります。

続いて、主要事業についてですが、資料の7、35ページからとなりますが、従前の事業については説明を割愛させていただき、新規拡充した事業について御説明します。

38ページ、7、薬剤師確保対策事業に1,700万円余を計上しております。従来からの奨学金返還助成事業をはじめとする薬剤師確保対策事業に加え、新規事業として病院薬剤師の就業支援促進のための病院見学等の旅費を支援する事業、県内就業の魅力や各種支援制度を発信するためのポータルサイトを制作する事業を実施いたします。

また、8、薬局・一般公衆浴場への物価高騰対策支援事業として、3,324万円を計上しております。

私からは以上です。

○須山委員長

糸賀医療政策課長。

○糸賀医療政策課長

続きまして、委員会資料45ページの上段の表を御覧ください。第8号議案、令和7年

度島根県立あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計予算について御説明いたします。本センターの診療所の当初予算額は、職員給与費の減等のため、対前年比2,100万円余減の2億8,500万円余を計上しております。引き続き入所者等の医療の確保に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○須山委員長

来原健康推進課管理監。

○来原健康推進課管理監

失礼します。私のほうから、島根県国民健康保険特別会計について御説明させていただきます。ページは45ページの中段以降になります。令和7年度国保特別会計の当初予算としましては、610億6,100万円余を計上しております。前年度比17億8,800万円余の増額となっております。増額の主な要因としましては、年々被保険者が減少していく一方で、医療の高度化等により1人当たりの医療費が増加しており、給付費の増加が見込まれることから、2番目の保険給付費等交付金を24億5,200万円余増額したことによるものでございます。

一方、3番、後期高齢者支援金から5番、介護納付金までは、被保険者の減少に伴い、減額となっております。

その他の項目につきましては、令和6年度の実績に基づいて必要額を算出した結果、増減が生じる状況となっております。

私からは以上でございます。

○須山委員長

岩崎青少年家庭課長。

○岩崎青少年家庭課長

続きまして、46ページをお願いいたします。島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計について御説明いたします。ひとり親家庭に対しての生活や子どもの修学、修業などへの貸付事業につきまして、特別会計にて実施しているところでございます。貸付金は、子どもが学校に通う期間、複数年にまたがるため、次年度以降の貸付金は下表の債務負担行為により、必要額を計上しております。また、債務負担行為のうち、5の事務費につきまして、令和7年度にシステム構築を行い、令和8年度から本稼働するシステムの開発運用経費として4,000万円余を計上しております。

私から以上でございます。

○須山委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

第17号議案、令和7年度島根県病院事業会計予算を説明いたします。病院局資料3ページを御覧ください。

まず、中央病院の令和7年度当初予算の概要から御説明します。

(1) 令和7年度当初予算の概要です。人事委員会勧告に伴う給与費の増、物価高騰等に伴う光熱水費の高止まり、民間企業の賃上げに伴う委託費の増の影響により、支出は大きく増加しております。一方、収入の大部分を占める入院収益、外来収益といった診療費

は、令和6年度の診療報酬改定では人件費、物価高騰を反映し切れないものと分析しております。このため、現金の動きにのみ着目した収支でございます単年度資金収支は大きな赤字となる見込みであり、後ほど御説明いたします令和6年度2月補正予算と併せて運転資金である現金預金が令和7年度末には枯渇する見込みとなってまいります。この運転資金の枯渇を防ぐために、令和7年度に新設されました経営改善のための病院事業債を活用し、借入れを行い、現金預金の枯渇を防ぎ、経営改善の取組を進めるとともに、給与費、物価高騰への適切な対応を国に働きかけていく所存でございます。

【参考1】が、令和5年度決算から令和6年度の2月補正、令和7年度当初予算の単年度資金収支、年度末時点での現金預金残高の状況となります。令和7年度当初予算で運転資金として5億円を借り入れ、現金預金残高の枯渇を防ぎますが、1.9億円程度の現金預金残高となるという状況でございます。

【2】が、病院事業債の概要となっております。令和7年度に創設されるものでございまして、借入期間は令和7年度から令和9年度までの3年間となります。償還期限は15年以内とされております。

続いて、(2)令和7年度の主な事業、取組でございます。

①経営改善の取組といたしまして、毎年度策定しております経営改善実行プランを令和7年度版をまた策定し、経営改善の取組を進めてまいります。診療報酬単価の向上に向けた取組や支出の見直し、地域の医療機関との連携強化などの取組を着実に実施することにより、経営改善を図り、持続可能な病院経営を確保することを目指してまいります。

②といたしまして、主な事業、取組といたしまして、令和7年度に新たに実施する事業や大きな事業規模のものについて記載しております。

1ポツ目といたしましては、新たな地域への貢献を実施してまいります。看護師につきましては、人手不足の深刻な隠岐島前病院へ引き続き来年度も看護師を派遣いたします。また、薬剤師につきましては、採用の確保を令和7年度にした上で、令和8年度から派遣をする予定としております。

2ポツ目として、機器の更新を上げております。高額医療機器として、がん治療で使用する放射線治療機器の更新として9億3,700万円余、院内の通信システムの更新として院内PHSを更新してまいります。スマートフォンに改修していきます。この費用といたしまして、4億3,700万円を計上しております。このような高額な医療機器更新導入を実施しておりますが、これによりしっかりと医療提供体制を維持、向上させ、公立病院として期待される役割を果たす所存でございます。

続きまして、予算総括表について個別の項目について御説明させていただきます。資料4ページをお願いします。中央病院の令和7年度当初予算の総括表でございます。表の左側に行番号を記載しておりますので、御参照ください。

1行目、収益の総額は、7年度当初予算といたしまして、対前年度比7億9,000万円余の増の221億2,200万円余を計上しております。

右側の概要欄の表に記載しておりますが、令和7年度予算につきましては、入院収益については、1日患者数455人、診療単価8万円、外来収益につきましては、1日患者数920人、診療単価2万2,000円により計上しております。

これにより、3行目でございます。入院収益は、対前年比1億9,500万円余の増、

132億8,600万円余、また、4行目、外来収益は、対前年比5億100万円余の増、48億5,700万円余を見込んでおります。

この結果、2行目の医業収益は、対前年度比7億400万円余の増、193億400万円余を計上しております。

6行目の医業外収益においては、7行目、一般会計負担金において近年の高額医療機器の更新に伴うものや人件費等の増により、合計で対前年8,500万円余の28億1,800万円を計上しております。

続きまして、9行目、費用の総額は、対前年比8億1,400万円余の増の226億8,400万円余を計上しております。

その内訳といたしまして、10行目、医業費用は、給与費、薬品費などの増などによりまして、対前年比8億3,300万円余の増の219億3,500万円余を計上しております。

なお、11行目の給与費の増は、医師や医療技術職などの職員数の増によるものと、令和6年の給与改定に伴うものとなっております。

13行目の医薬品の増は、外来化学療法等に用いる高額薬品の使用料の増を見込んだものとなっております。

1行目の収益総額と9行目、費用総額の差となる20行目の損益は5億6,100万円余の損失となり、対前年比2,300万円の損失の増となっております。これは、主に給与費の増や薬品費の増が主な要因となっております。

21行目には、概要でも申し上げました経営改善を図り、当面の運転資金に充てるための企業債用として5億円を計上しております。この5億円につきましては、昨今の給与費の増加並びに運転資金枯渇を防ぐための必要額から算定をしております。

続いて、資本的収入及び支出についてでございます。

22行目、資本的収入の総額で、対前年比5億5,100万円余の44億1,600万円余を計上しております。

内訳として、23行目、企業債は、建設改良費の増に伴う企業債借入額の増によりまして、対前年比7億5,500万円余の増の30億5,500万円余を計上しております。

24行目の一般会計負担金については、後ほど28行目の企業債償還金と併せて御説明いたします。

支出につきましては、26行目、資本的支出の総額で対前年比1億7,000万円余の増の55億2,800万円を計上しております。

内訳として、27行目、建設改良費が対前年比7億5,600万円余の30億5,500万円を計上しております。

なお、右端の概要欄に令和7年度に予定しております主なものを記載しております。

また、28行目、企業債償還金は、対前年比2億8,500万円余減の22億7,200万円余を計上しております。これは、新病院を建設した際の企業債の償還金について、一部が令和6年度で償還が終了し、令和7年度以降償還が減少していくことによるものです。

これに連動いたしまして、24行目の一般会計負担金において負担してもらう額も減少しております。

29行目に、中央病院の資金繰り対策といたしまして、こころの医療センターから借りている5億円について、借り入れ時の約束では令和6年度に返済することとしておりましたが、令和6年度当初予算では5億円の返済を計上しておりましたが、両病院の資金繰り、21行目の中央病院での企業債借入れ等を踏まえ、後ほど説明いたします令和6年度補正予算にて3億円、令和7年度当初予算にて2億円の返済と変更させていただいたところがございます。

その結果、22行目の資本的収入の総額と26行目の資本的支出の総額の差であります30行目の資本的収支につきましては、11億1,200万円余の支出超過となり、当該分については内部留保資金を活用いたします。

病院事業会計の経営状況を示す指標といたしまして単年度資金収支の状況を整理しておりますが、31行目、単年度資金収支につきましては、5億6,600万円余の赤字となっています。これは、20行目の損益でも御説明いたしましたが、一定の収益改善の取組による収益増の効果以上に人件費の増などの影響が大きいものと見込んでいただいております。

続いて、資料5ページをお願いいたします。中央病院の一般会計負担金の状況を整理したものですので、これは後ほど御覧ください。

続いて、こころの医療センターについて御説明いたします。資料6ページを御覧ください。

(1) こころの医療センターの当初予算の概要でございます。こころの医療センターにおいても、中央病院と同じく、人事委員会勧告等に伴う給与費の増や民間企業の賃上げに伴う委託料、賃借料の増などの影響によりまして、支出は大きく増加しております。一方、これも中央病院と同様ですが、収入の大部分を占める診療費は、令和6年度の診療報酬改定では人件費、物価高騰を反映し切れてないと分析しております。これらのために、単年度資金収支につきましては、現在、中央病院に貸し付けている5億円のうち2億円を返済充当させても赤字となる見込みです。なお、3億円は令和6年度中に返還する予定としております。

【参考1】が、単年度資金収支と現金預金残高の状況を示した表となっております。

続きまして、(2) 令和7年度の主な事業、取組でございます。

①経営改善の取組といたしまして、こころの医療センターにおきましても、経営改善の取組を示した経営改善実行プラン、令和6年度中に策定し、取組を進め、持続可能な医療提供体制の確保に向け、経営改善に取り組んでまいります。

②主な事業と取組といたしまして、まず、患者増の取組を示しております。

ア、外来ファーストコール体制を強化し、緊急受診を柔軟に対応すること。

イ、緊急患者の増加は入院患者の増加につながるため、断らない体制をつくり、他の医療機関から紹介が得られることを目指すことによりまして、患者増につなげてまいります。

ウといたしましては、令和6年度から導入いたしました修正型電気けいれん療法についてより積極的な広報を実施することにより、患者増につなげてまいります。

主な機器の更新といたしましては、栄養給食管理システムの更新として1,400万円を計上しております。これにより、しっかりとした医療提供体制を維持、向上させ、県内唯一の公立精神病院として期待される役割を果たす所存でございます。

続いて、予算総括表におきまして個別の項目について説明していただきます。資料7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、1行目の収益の総額は27億8,300万円余を計上しております。

右端の概要欄の表に記載しておりますが、令和7年度予算につきましては、入院収益につきましては、1日患者151人、診療単価2万6,000円余、外来収益につきましては、1日患者104人、診療単価7,755円としております。これらの患者数、診療単価により計上しております。

これにより、2行目、医業収益については、入院収益は増収、外来収益は減収が見込まれ、16億6,700万円を計上しております。

6行目、医業外収益は、8行目の長期前受金戻入の増等によりまして、対前年比2,100万円余の減の10億100万円余を計上しております。

9行目、特別利益は、過年度の減価償却費に対する一般会計の負担相当額を収益化するものです。前年度から500万円余増の1億1,400万円を計上しております。

10行目、費用の総額は、対前年比1億4,100万円余の増の30億8,400万円を計上しております。

これらによりまして、1行目の収益と10行目の費用の差であります21行目の損益は対前年比4,600万円余悪化し、3億円余の損失となります。

資本的収入及び支出につきましては、22行目、資本的収入の合計は、対前年比3億1,800万円余の減の4億8,200万円余を計上しております。これは、25行目のその他の資本的収入において、当初の予定では令和6年度に5億円の貸付金返還収入を計上していたものを、令和6年度に3億円、令和7年度に2億円に分割して返済する方式に変更となったから、前年度と比較して3億円の収入減となったことが大きな要因となっております。

その他の内訳といたしまして、23行目、企業債は、建設改良費の減に伴う企業債借入額の減により、対前年比2,200万円余の減の3,600万円余を計上しております。

続いて、26行目、資本的支出の合計は、対前年比1,400万円余減の3億1,600万円余を計上しておりますが、これは27行目の建設改良費の減が主な要因となっております。

22行目の収入と26行目の支出の差であります29行目の資本的収支は、1億6,500万円余の収入超過となっております。

30行目の単年度資金収支につきましては、2億1,600万円余の赤字となっております。

資料8ページには、こころの医療センターの一般会計負担金の状況を整理したものを添付しておりますので、後ほど御覧ください。

令和7年度当初予算の説明については以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○須山委員長

委員会途中でございますが、一旦休憩に入りたいと思います。開会は13時からとしたいと思いますので、よろしく願いします。

〔休 憩〕

○須山委員長

それでは、委員会を再開したいと思います。

午前中に説明がありました当初予算と関連する補正予算について、質疑等はございませんでしょうか。

大国委員。

○大国委員

言いたいことはいろいろあるんですけども、1つは、新年度の予算の中で、健康福祉部としても、冒頭の部長の挨拶にもあったように、いろいろな努力をされて、精いっぱいの手当なんかもしているというような挨拶の中の言葉だったんじゃないかなというふうに思います。この間、私もですし、知事も減給されていますし、ほかの議員さんもいろいろ言われるんですけども、社会保障全体が、医療もですし、介護もですし、非常に厳しくなっているっていうのはもうみんな感じているんですよ。健康福祉部もそうだし、我々も感じていますし、何より患者、利用者さん、御家族の皆さんも非常に負担が大きくなっているっていうことは、これはもう島根県全体の認識になっていると思うんです。今日も、ベッドを減らしたところに400万円っていうお話がありましたけれども、診療報酬が上がらない、介護報酬は上がらないどころか、訪問介護は引下げが行われる。人手不足も非常に深刻になっている。医療機関、介護事業所の経営も大変になってきている。全体でいうと、国の予算見ても、社会保障の抑制っていうのがずっと続けられてきているわけですよ。

そういう中であって、島根県として、じゃあ、今後どうしようかと。知事の姿勢を私は支持するんですよ。国にしっかり遡及してでも報酬の改定を求めるとか、それから、今回のベッド数削減のことについても県の方針と合わないときちつと言うと。これ、正しいと思うんです。そうはいつでも、じゃあ、その現場で働いておられる人、あるいは経営なさっている人からすると、もう知事の言葉っていうのはその通りだというふうに賛同してくれるんですけども、じゃあ、何してくれるんだというところまで今来ているわけなんですよ。

そういう状況にある中での当初予算の審査になっているので、決して県の予算で手当はできてないと思うんですよ。ただ、頑張っておられるとは思っていますよ。その辺についての、国全体の社会保障抑制の中で県は頑張っているんだっていうところはおっしゃっているんだけれども、しっかり県民に対して、事業者等に対して説明して理解を求める立場でもあるわけなんですけれども、この点についての健康福祉部の責任者たる部長の御意見があれば聞かせていただきたいなというふうに思います。

○須山委員長

○須山委員長

安食健康福祉部長。

○安食健康福祉部長

ありがとうございます。

今回の本会議等でもいろいろと医療の分野、それから介護の分野、それから他の社会保障の分野でもいろんな御指摘があって、知事等もしっかりと国に訴えていくんだというよ

うなお話をさせていただいているところです。基本的に社会保障、医療もそうですし、介護もそうですし、その仕組みというのは、何度も同じことを言うかもしれませんが、やはりこれは制度としてやっぱり国が決めている。その中で、それぞれの医療機関、事業所が厳しい経営を強いられている。私たちにできることというのは、そういう報酬とかそういう根本のところっていうのはなかなか当然触れないし、じゃあ、それに代わる補填を県単独で、あるいは市町村と一緒にやってという話をして、これも財源等に限りがある。

基本的になかなか難しいという中で何をするかということですが、これも 大国委員の質問の中でもお答えをしておりますが、例えば今、医療機関で、今回の話ですけれども、ベッドが休止状態になっている。これは例えば看護師さんが確保できないためにやむを得ず休止をしている状況があれば、県としては看護師の確保を一所懸命やる。きちんと必要なベッドを空けてもらうというようなこと。

それから、あとは、いろいろと国からもいろんな交付金もいただきますので、そういった財源を使って、県なりに解釈をして、医療機関を支援していくというようなことのほかに、介護分野においても、今回も予算の中でちょっと説明がありましたけれども、例えば訪問介護等の報酬が切り下げられた、それだけの理由じゃないですけれども、介護事業者は厳しい。そういうところはどうしていくかっていうところは、これは中山間地域で、非効率なところで幾つも事業所があっても、それぞれが厳しいわけですから、そうすると、地域の中でみんなで核となる社会福祉法人を中心にどういうふうにサービスを提供するような再編をしていくかっていうことを考える。そういうところは我々も市町村と一緒にやって応援できる場所がありますので、そういった例えば特別養護老人ホームが統合される際の建設費用、そういうところを少し上乘せして、そういう議論を後押ししていきましようといったような動きを我々はする。

そういうことで、今回の予算を見てもらっても、県としてできることを精いっぱいやっていくということで、県民の皆さんには御理解をいただきたいというふうに思っております。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

ちょっと確認も含めてなんですけれども、人手不足が非常にどの分野でも深刻で、この間議論もしているんですけども、人材紹介の会社に頼らざるを得ないっていう状況がこの間急速に広がっているんですよ。私、身内に病院の関係者がおりますもんで、話をするんですけども、看護師の不足の話をしたときに、確かに不足はしているんですけども、紹介業者使ったら幾らでもいるみたいなことを言うわけなんです。果たして、それが、人手不足ではないのかといたら決してそうではなくて、一部の決して多くはない数の看護師の資格を持つ方が職場を移られているという実態があるんだろうと思うんですよ。別にどこで働こうが、それはそれぞれの人の自由なわけなんで、それを否定するつもりは全くないんですけども、ただ、賃金が十分ではないと感じておられる方なんかは、少しでも条件のいいところがあるならば移ろうと。それ、その通りだと思うんですよ。それを繰り返すと、病院からすると、どっかに移られれば、人を補充しなければいけない。また、ハローワーク等でやっても、これは集まらない。独自で募集をかけても集まらない。だか

ら、紹介会社によってやると、紹介会社を通じたほうが収入がいいので、そこに登録しておいて、いい話があれば来るという、そういう関係にあると思うんですよ。だから、原資をたどれば診療報酬だと思いますし、そこが本来の趣旨に合わないような形で、当然人材紹介会社の利益にもなっているだろうし、その会社の運営経費にもなっていると思うんですよ。

ここ、何かいい仕組みつけれないのかなというふうにずっと考えているんですけども、これは看護師だけではなくて、保育だって今そうだっていうふうに聞きますし、介護だってそうだと思うんですよ。障がい福祉の職員もひょっとしたらそうかもしれない、これは分からないですけども。私、しっかりこの実態とともに、規制するならする、新しい仕組みをつくるならつくるで、これ、やっていかないと、ただでさえ報酬が上がらず、下がって大変ってところで人手不足になって、またこれ拍車がかかっている状況になるんで、ぜひこれも含めて、しっかり厚生労働省含めて、国に声上げていただきたいなというふうに思っています。

これ、以前、この問題、実態よくつかんでという話もしているんですけども、もし今何か言えることがあれば聞かせていただきたいなというふうに思います。

それから、県でできることまだないかという話をしたんですけども、私から言わせると、例えば国民健康保険あるじゃないですか。保険料が毎年のように大体値上げなっている。賦課上限額もまたどこともに3万円上がると思うんですよ。中間所得層に対する、これ、負担増につながりかねないというふうに思うんですけども、またこれは負担が上がっている。いろんな面で給付も抑制されてきている。

そういう中であって、国保で言うならば、保険料が高くて払えない方に対して資格証が発行されるっていう実態、これ、県内でもあるわけなんですよ。せめて保険証は出せばいいと思うんですよ。それから、滞納された方に対する取立てっていうのは引き続き、これ、厳しい取り立てやられているというふうに認識しています。介護保険だって、保険料が納められなくなるとペナルティーが様々あったりするじゃないですか。自治体の裁量で、このようなペナルティー、制裁措置はやめることだってできると思うんですよ。

ぜひそういうところを含めて、国への批判は当然だとして、じゃあ、自分たちがやっているこの仕事が本当に県民の苦しみに寄り添っているのかっていうところは、絶えず考えて、改善していただきたいなということは申し上げておきたいと思います。

答弁難しいかもしれませんが、なければ結構でございます。人材紹介のところだけお願いします。

○須山委員長

糸賀医療政策課長。

○糸賀医療政策課長

委員からの御意見の人材不足の関係でございます。

令和6年度に看護師実態調査を行いまして、全46病院の中の大体3分の1が派遣会社と何らかの契約をされております。ただ、契約をされていても、実際に雇用はされてない。それはなぜかと聞きますと、派遣会社からも、当然マッチングという部分でもありますので、そこがなかなか折り合わないという部分がありまして、実際必ず派遣で送り出すというような契約もありますけど、派遣会社と契約して、結局最後は病院と個人の面接等々で、

気に入れば来てもらうというふうなところの契約をされているところが実は多くて、なかなか、そういった意味でも、契約をしても人材確保が難しいというようなお話も聞いたりします。

それと、先ほど部長のほうからも話がありましたが、病院が結局一部休床をする部分の一つの理由として、看護師不足が挙げられます。それは、実態の人数的なものが少ない、足りないというのがありますけど、夜勤をできる看護師がいない。だから、夜勤が回せないため、休床せざるを得ないというような事案もあるというふうに考えています。最近そういうお話を非常に多く聞くようになりまして、そういった病院からいろんな実態というのを私どもとしても確認はさせてもらっているところでございます。

なかなか県としてそういうところをすぐ解決できるという策はなかなかないんですけども、県としては県営の看護師養成施設も持っていますし、そして、県内の大学もありますし、専門学校の養成校もございます。そういったところに運営補助金を補助しまして、その養成校の安定した運営をしっかりとサポートしていくことによって、看護師を病院に送り出したい。そして、地元高校出身の子を地元の養成校に入れて、そして、地元の病院に就職するというところをしっかりと県としても対応していきたいと思っていますし、仮に県外の養成校、大学に出ても、やっぱり一定数は看護師として帰ってきている事例もございますので、県外の養成校、大学に行った、そういった学生さんたちもしっかり県としてフォローをする。情報提供をしたり、県内の病院のですね、そういった取組は積極的に今後やっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

人材派遣の話しされたと思うんですが、派遣もそうですけれども、紹介業者ですね、いわゆるね、紹介業者のことが念頭にありますので、そのことは申し上げておきたいと思うんですけれども、これ、解決のしようがもう自治体の力だけでは、これ、はっきり言って無理だと思うんですよ。無理だと思う。

ただ、そうは言っておられないっていうのがあるので、ひょっとしたら何か妙案があるかもしれないとも思うんですけど、一番早いのは政治を元から変えることだとかいって我々言うんですけれども、やっぱりそれぐらいの危機感が、高額療養費の意見書も議会として上げましたし、それから訪問介護の意見書も上げていますので、やっぱり、これ、もう政党派の枠を超えていることなんで、ぜひ引き続き頑張って物言っていただきたいなというふうに思います。

ただ、できることはまだあるっていうことは言っておきたいなっていうふうに思います。

以上です。

○須山委員長

ほかに。

来原健康推進課管理監。

○来原健康推進課管理監

失礼いたします。先ほど大国委員から御意見いただきました国保の関係でございます。

資格証を交付するといったようなペナルティーに対して県民に寄り添った対応となっているのかというお話だったかと思います。承知しております。

12月2日以降のところではマイナ保険証を基本とした仕組みに変わったということは御承知のとおりでして、紙の健康保険証がなくなってというのは御承知かと思うんですけども、それと関連しまして、紙の資格証といったところでも新規の発行というのは廃止ということになっております。今後のところは特別療養費の支給ということに変わっていくというような形にはなるんですけども、そういった制度が変わるといってもありまして、市町村さんの中でも、今までの対応といったところを踏まえて、今後どうしていくかといったところは検討しておられるところかと思っておりますので、そういった中でも、これまでと引き続きにはなるんですけども、いろいろな会議ですとかそういった場を通じて、滞納されている方に対して寄り添った対応をいただくように、助言、指導等を行っていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○須山委員長

細田高齢者福祉課長。

○細田高齢者福祉課長

委員から御質問のありました人材紹介会社の件でございます。

まだ、介護分野のほうについては調査はやっておりません。来年度、実態調査という形で調査をする予定ですので、そのところで紹介会社の件についてもちょっと聞くことを検討してみたいというふうに考えているところでございます。

それともう一つ、今度は保険料のことですけれども、滞納の件につきましては、これまでもお話しさせてもらっておりますけれども、市町村のほうも滞納したからすぐに差し止めするとかそういうところはなく、本当に丁寧に対応しているというふうに聞いております。こういった対応は非常に必要だと思っておりますので、引き続きそのような対応をするように、県のほうも市町村に対して指導していきたいというふうに思っております。以上です。

○須山委員長

大国委員、よろしいですか。

ほかに。

嘉本委員。

○嘉本委員

医療費の増加ということにちょっと関連してなんですけれど、高額療養費の話も今議会のほうで出ました。人の命に関わることでありますので、やっぱり譲れないところは譲れないというふうなところはあろうかと思っておりますし、やっぱりそこは大事なところだなというふうに思うんですが、先ほどの我々ができることって一体何だろうかというところで、医療、福祉の専門家の皆様方がそろっておるので、個々にはいろいろあるのかもしれないんですけど、診療報酬を上げるということについては、やはりそこで働く現場の皆様方の報酬の増ということにつながって、それはいいことではあるんですが、それは翻って国民の皆様方の負担に跳ね返ってくると。

その中で、我々ができることは何なのかというときに、私なんか素人考えで思いますのは、都道府県別に医療費が大分差があるんですね。それこそ年齢のプロフィール、それ

それ都道府県違いますのであれなんですけど、厚生労働省の統計なんかを見ておきますと、年齢構成の調整後の1人当たりの国民医療負担、これが地域によって随分違うんです。それこそ1人当たり年間8万円とか9万円とか、これ、10年ぐらい前の調査ですかね、今はどうなっているのかよく分からないんですけど、その中でやっぱり保健といいますか、予防。マクロから見たら、要はそういう高額な医療にかからないというのも一つの考え方で、それが国民の皆様方の厚生に直接つながってくると。

そういう中で、施設の予防保全じゃないですけど、国民の健康をやっぱり維持していく、できるだけ費用がかからないようにしていくという努力も当然されておられますのであれなんですけど、その辺の役割といいますか、かなり金額的には、これ、全国民が努力したならばかにならないような数字でして、先ほどの高額療養費の比ではないように思うんですけど、この辺の振り返りといいますか、皆様方が既に取り組んでおられる中で、健康を維持管理していく、健康でい続けるという保健行政といいますか、その辺の重要性というのはどのようにお考えかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○須山委員長

片岡健康推進課長。

○片岡健康推進課長

今、委員おっしゃったように、医療費は、都道府県別にいきますと、島根県の国保に限っていうと、1人当たり医療費は一二を争う高さとなっております。また、75歳以上は後期高齢者医療に移行していきますけれども、島根県内の医療費を大枠で見ますと、80歳代以降の特に循環器病疾患の医療費が一番高いということになっております。これは、心臓病ですとか、脳卒中ですとか、そういった疾患です。近年では、確かに高額薬剤も占める割合が少しずつ増えておりますけれども、しかし、大きなくくりでいうと、特に予防できる疾患ということでは、やはり後期高齢者の方の心臓疾患、あるいは脳卒中疾患の医療費を何とか減らしたいなというふうに思っております。そのためには、高血圧予防ですとかそういったベーシックなところから重症化予防を図っていきたいというふうに思っております。

また、市町村では、人工透析に関して糖尿病が原因となって人工透析を必要とされる患者さんも少なからずいらっしゃって、その点は市町村もいろいろ工夫を凝らして、今現在、人工透析の患者の導入数はほぼ横ばいということで、何とか悪化を食い止めているという状況です。

生活習慣病予防、生活習慣の改善、それから保健と医療の連携によって、何とか重症化予防によって、この医療費が膨らむところを抑えたいと、ひいては健康寿命の延伸にもつながるものと考えております。以上です。

○須山委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

今こそそういうことをやっぱり地道にやっていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

ただ、私なんか思うに、このたびのコロナの対策で100兆円ぐらいのお金を国から出しているわけです。しかも、これ、税負担はありませんね。これは、いわゆる日銀のほ

うで国債を買い求めて、今のところ、いずれは返ってくるとは思いますが、その中で、やっぱり健全財政は当然目指さないかんことだとは思いますが、命に関わることですので、この辺はしっかりやるべきことはやった上で、国に対してはその辺はしっかり手当をしてほしいということを声を上げてお願いをしないといけないなというふうに、このたびの件を見ておりました思った次第でございます。以上です。

○須山委員長

ほかに。

岸委員。

○岸委員

私のほうからは、予算関係で青少年家庭課の、ページでいうと39ページです。困難を有する子ども・若者支援事業費っていうところの、ちょっと詳しい説明がなかったというふうに思っております、子ども・若者の支援事業っていうと、ひきこもりであったり、あるいは不登校であったり、ほかにも様々な課題があるというふうに思っていて、子ども・若者支援センターを中心に県のほうとしても力入れてやってきたと思うんですけど、この予算が前年度と比べると1,000万円ぐらいダウンしているんですね、減額になっているんですね。これはどういうわけなのか、何かほかの事業と振替になった部分があってこうなっているのか、その辺の詳しいところをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○須山委員長

岩崎青少年家庭課長。

○岩崎青少年家庭課長

この1,000万円ぐらい減った原因といたしましては、まず、昨年度までは、市町村で子どもの居場所事業を実施している、ないしは実施見込みであるといったところをあらかじめ聞きながら予算を確保しておりました。実態として、その見込額と実績額に乖離があったといったところが大きな減額の要因となっております。

それと、令和6年度につきましては、見込みはないんですけども、ひょっとしたら市町村で実施されるかもしれないといった予備費も取っております、そういったところが大きな減額の要因となっております。以上でございます。

○須山委員長

岸委員。

○岸委員

今の説明で大体分かりましたけど、昨年の予算額っていうのはある意味見込みも予測も入れた額で、それを整理した結果こうなったっていうことであれば、次年度以降からはそういう見込みを含まず、大体実績でやっていくというような理解でいいですね。

○須山委員長

岩崎青少年家庭課長。

○岩崎青少年家庭課長

おっしゃるとおりです。

○須山委員長

よろしいですか。

岸委員。

○岸委員

はい。

○須山委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

池田委員。

○池田委員

先ほど大国委員のお話があったところでございますが、一床400万円で、国の予算でこういう形になったということでございますけども、本当に部長の答弁のとおり、やっぱり県全体のことを考えていただいて、どういう状況かということをしっかり見ていただいて、適切な判断をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それと、以前から言っていますけれど、例えば訪問介護の件ですが、これ、全然、このことについてもそうなんですけど、都会のほうのことばかり考えているんですよね、田舎のほうのことを全然考えていないと。そういうことはしっかり、例えば最後のほうで委員長報告にでもしっかり書いていただきたいというふうに思いますので、一つよろしくお願ひします。

それと、資料7の22ページの里親についてでございますが、里親支援センターっていうことが新規でっていうことがございますが、今までそういう機能を持った施設はなかったっていうことですか。

○須山委員長

岩崎青少年家庭課長。

○岩崎青少年家庭課長

里親支援センターにつきましては、令和4年の改正児童福祉法、これが令和6年4月に施行されておりますけれども、そこで新たに位置づけられた児童福祉施設でございまして、新規にできたものでございます。

○須山委員長

池田委員。

○池田委員

里親制度っていうのは、私も以前都心のほうでちょっと取材したことがありまして、子どもたちにとっても大変有意義な制度であると。里親になる方ってなかなか難しいわけでございますけれど、身寄りのない子どもたちにとっては本当に心の支えになる本当にいい制度だというふうに思っていますので、ぜひとも、県内にどういう形でこれから普及させていくのか、ちゃんと広報啓発していくのかっていうのもあるかと思っておりますけど、しっかり対応していただきたいと思いますので、一つよろしくお願ひいたします。

○須山委員長

岩崎青少年家庭課長。

○岩崎青少年家庭課長

里親支援センターにつきましては、これまで児童相談所で担っておりました里親支援を、児童相談所も虐待対応で多忙であるといった中で、里親支援センターのほうで里親の支援であったり、啓発活動について取り組んでいただく主体として新たに設けたところです。

引き続き児童相談所とも連携を取りながら、里親への包括的な支援及び啓発活動に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○須山委員長

大屋委員。

○大屋委員

いろいろと今国が病床を減らしてきとると、1床400万円支給するからと。こういうことは、やっぱり地方の医療制度の崩壊を招く。全く厚生労働省、国は地方のことを考えていないんですよ。今も議論があった高額療養費の、昨日、全会一致で議会としてもああいう意見書を出したんだけど、これにしても、国民のいわゆる弱者の方を向いてないんですよ。国というか、これは政府が。自民党内で聞いたところによると、高額療養費の問題でも自民党の政調部会でも全く議論せんで、どんどん通つとるんですよ。通つとるから、財務省も政府も強気で押してきとるんですよ。だから、非常に私は残念なことなの。

私は何を言いたいかというと、病床数のいわゆる地方が減ってくるだろうという、県として国にそうならないようにという要望を出しておられる。出されると思うんだが、国はそう簡単に、はい、そうですかと、それじゃあ、変更しましょうということに僕はならんと思うわ、国が決めたことは。だから、丸山知事の英断で、島根らしい医療制度を、医療の病床をしっかりと守っていこうという県の方針、私は高く評価したいと思いますよ。これは私だけじゃなしに、全議員みんなそういう思いでおります。高く評価しております。

問題は、この島根らしい医療制度をしっかりとやっていくという方針は、各県内の医療機関にどういう手だてでそのことを周知されるか。そこの辺も県内の医療機関もしっかりと理解をしてもらい、また、島根の方針に従って、そうだそうだというところへ持っていかないと、医療機関のほうとまた乖離があってもいけないんですが、そこの辺は、今後の、いわゆる方針として、どのような周知徹底、医療機関への理解を深めていこうとしとるのか、そこの辺の取組をまず聞いてみたいと思います。

○須山委員長

糸賀医療政策課長。

○糸賀医療政策課長

1点、御質問させていただきたいと思います。島根らしい医療制度というのは、このたびの国の医療需要等の変化を踏まえた医療機関に関する支援事業をどう展開していくかということでございますね、分かりました。

実は、本日、この常任委員会が終わりましたら、まずは県内の保健所長とウェブで会議をすることになっております。今回こうした形で、徐々にこの事業に関する国の進め方というのが明らかになってきたことを踏まえて、まずは、私どもが持っている懸念の点を保健所長とも共有をさせていただいて、今後どういうふうな形で進めていくのかというところを協議をさせてもらいまして、それをもって、できればなるべく早いところで、各医療機関のほうに、この事業に関する進め方、県の考え方に関しての文書を出したいと思っております。

病床が減っていくかもしれないという非常に危惧する部分ではありますが、一方で、経済対策という部分の意味合いもございます。ですから、これまで県でやってきました圏域の中でしっかりと話し合いをした上で、慎重に削減できるかどうかというところを確認した上で、

これなら大丈夫だというふうなところが確認できたものについては、例えば申請を受けるようなことも今後出てくるかと思っております。したがって、いろいろ事務的なスケジュールは非常にタイトではございますが、一応そういうスケジュールで今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○須山委員長

大屋委員。

○大屋委員

分かりました。

それで、医療機関はもちろん、今、糸賀医療政策課長が言われるように大事なことです。その上に、やっぱりね、いわゆる医療圏というところも含めると、市町村のいわゆる医療課とかね、市町村にいろいろな病院を担当する課があるんですよ。やっぱり市町村を無視してはいけないと思うんです。市町村があって各保健所、それから県というね、そういう一つの行政の枠組みであるとするならば、市町村にもしっかりと、県がこういう方針を持つとということを含め、理解を深めてもらう、いいことはしっかりPRしてもらわんと困るんだけど、市町村がそれぞれの市町村の住民にまたいろんな意味で周知すると思うんですよ。それが患者さんのためでもあろうと思う。今言われる経済対策にもつながってくる、その辺は、どういうふうにご考慮いただけますか。

○須山委員長

糸賀医療政策課長。

○糸賀医療政策課長

先ほど申しました圏域の調整会議という形になりますと、市町村も含んだ形で実施をすることになりますので、通知に関しては、こういった事業という形で市町村のほうにも、ちょっとどういう形ですか決めておりませんが、情報提供も今後させてもらおうかと思っております。以上でございます。

○須山委員長

大屋委員。

○大屋委員

しっかりと、いいことですからPRをしてね、県民もそういう方針であるんだということを深めていただくようにひとつよろしゅうお願いしたいと思います。以上です。

○須山委員長

高橋委員。

○高橋委員

ちょっと視点を変えた分で質問させていただきたいと思うんですけども、新年度に向かっていろいろ予算を組まれておりますけれども、その中でも、やはり人手不足っていうのを非常に課題として捉えております。それから一般質問、あるいは一問一答の中でも、島根県の状況の中で人手不足っていうのを非常に言われております。特に、医療とか介護っていうのは、人力、人に頼る部分が非常に強うございまして、そういう面であれば、マッチングだけ求めても、なかなかマッチングはうまくいかない。そうなってくると、やはり今はやりのAI関係が出てくると思うんですよ。そういう点でも、人手不足解消の視点で検討されてるっていうのが、この新年度の予算の中で、どのような取組をされているの

か、少しあればお聞きしたいと思っていますし、それから、もう一つ、やはり介護を含めて、特に日本の場合、繊細な技術が非常に高くございますので、そういう面であれば、センサーによって、本来人が関わっていたところをセンサーが代わっていくってようなこと、これは病院を含めていろんな施設でも、大いに利用できる可能性があるわけですね。そういうものも含めて、やっぱり研究も今後やっていかないと、決して介護、医療ばかりではなくて、全体的に島根県自体がその方向に向かっていく、その課題が介護とか医療の中に一番存在するっていう気が私するものですから、そういうところで打開するようなことも考えていただきたいなと思って、質問をさせていただいております。よろしくお願ひします。

○須山委員長

糸賀医療政策課長。

○糸賀医療政策課長

A I ということもありましたが、さすがにA I まではなかなか難しい部分がありますが、業務省力化という意味では、島根県の医療情報ネットワーク、まめネットがございます。この導入によって、複数の箇所ですいろいろな検査とかされなくても、そういった情報がそのほかの医療機関でも閲覧できるというような形で、島根県においても、積極的にPRをさせてもらっておりまして、だんだんと、医療機関だけじゃなくて、いろいろ介護施設ですとか訪問看護ステーションといったところなども導入をいただいております、順調に伸びてきている部分もございますので、その点に関しては、しっかりこれからもPRをさせてもらって、ある意味、そういう東西に長く、そして離島も抱える島根県がゆえに、こういった特典をしっかりと対応していきたいというふうに考えています。

そして、同じく働き方改革という意味では、医療介護総合確保基金の中でもそういったメニューがありまして、実際いろいろ事業を実施されている病院さんもございますし、加えて、今回の補正予算の中に、生産性向上職場環境整備事業もございます。ICT機器の導入ですとか、タスクシフト、タスクシェアといったところのメニューなどもございますので、そういったメニューをしっかりとPRしながら、そういった人材不足を解消する業務省力化というところを各病院さん、関係者の方にPRしていきたいと思っております。以上です。

○須山委員長

高橋委員。

○高橋委員

ありがとうございます。

お願いでございますけれども、やはり島根県の場合は全てがね、やっぱり住所が小さいものですから、やっぱり県とか町、市町村が主体的に提案していかないと、なかなかその決意もされなれないと思いますので、その点、くれぐれもよろしくお願ひをしたいと思います。以上でございます。

○須山委員長

細田高齢者福祉課長。

○細田高齢者福祉課長

介護人材の不足についても答えさせていただきたいと思ひます。御存じのとおり、やは

り介護人材、非常に不足しております。ただ、先ほど糸賀医療政策課長も言いましたけど、AIのマッチングで、なかなかまだそこまでは難しいかなというふうに思っております。

それと、委員が言われましたセンサーの関係ですけども、今年度、介護テクノロジー導入支援事業ということで、補助の上限額とか非常に引き上げてまして、よく言われる見守りセンサー、ベッドの下に敷くと離床したとか、それから脈拍とか、そういったものも調べられるような、そういった機器の導入を進めていって、省力化を進めていきたいと思っております。

また、タスクシフトの面では、新年度予算で介護助手を導入する事業所に対して、なかなか助手の人を研修するのに手間がかかるというところで、助手の人件費を補助するとか、そういった事業のほうも考えておまして、そういったところで支援をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

糸賀医療政策課長、すみません、先ほどの答弁の中で、このベッド数削減の補助金のことで、経済対策でもあるというような説明があったんですけども、私そもそも、この国のベッドを減らしたら400万円支給するっていうのは、地域医療構想に対する考え方が我々と県と若干違うんですけども、地域医療構想っていうと、日本全国のベッド数をどう減らしていくのかというところがまず国としてはあったわけですよ、これは医療費抑制政策の中の一環として、日本のベッドをどう減らすかっていうことを考えた中で地域医療構想だったわけです。ただ、島根県の場合は、人口が減少する、そういう中で、必要な医療支援というの、これは適正化していく必要があるんじゃないかということで、割と丁寧に圏域で議論をされて、必要な病床数、医療機関をどうするのかっていうところをこれまで議論されてきたわけですよ。国からすると、思うようにベッドの削減ができていないこともないと思うんですけども、もっと減らしたいという思いがあって、今まで200万円だったやつを400万円オーバーにしたわけじゃないですか。そういうことを考えると、経済対策云々っていうのは、これはまた説明してほしいんですけども、本来、診療報酬は物価高騰に合わせて引き上げられるべきだったし、あえてこれを国はやらずに、医療機関を苦しめておいて、人手不足も相まって病棟が維持できなくなるから閉鎖せざるを得ないっていう状況まで追い込まれているのが、島根県含めて地方の実情なわけですよ。そういうところからすると、1ベッド当たり400万円もくれるんだったら、こう飛びつきそうになるわけじゃないですか。このやり方に対して、県はもっと怒らないと駄目だと思うんですよ。確かに病院の経営が大変だから、その誘導策に乗ってしまいそうな理由も当然出てくるかもしれない、ただ、そこは、やっぱり島根の医療を守るために、我々ももっとできること考えるので、ちょっと一緒に考えましょうよと。で、我々この国のやり方に対して、知事を先頭に抵抗しますと、許せないというぐらいの態度で私は臨んでほしいと思うんですよ。ただ、国の施策はね、思惑とは違うようなお金の使い方ができるものが一部にはあったりするので、そういうのは上手に使いながらなんですけれども、ただ、本質論から言うと、きちっとやっぱりそういう邪道なやり方に対して、きちっと言うっていうことは、私は忘れないでほしいなというふうに思います。だから、その経済対策って

うのは本質ではないっていうことは指摘させていただきたいと思います。

○須山委員長

糸賀医療政策課長。

○糸賀医療政策課長

大国委員がおっしゃいますとおり、私もこの事業を見たときにというか、説明会でその話を聞いたときに怒りを覚えるぐらいの内容でございました。そのときにちょうど県内の病院から、休床されるというようなお話も結構聞いている時期で、しかも国のほうから、こういった補正予算の内容がホームページでアップされると、幾つか問合せが来たりという状況を受けて、非常にそれだけ各病院は厳しい状況だと思っています。ただ、それを一気に全ての病院が実施されると大変なことになってしまうという部分では、本当にこんなことあってはならないというふうには思っています。

先ほども言いましたが、圏域の中でこれまで保健所が中心になって、病院なり関係者がいろいろ調整をしてきた中で、例えば、もう長年休床をされている病院さんで、その、ずっと休床をされている、当然、休床をされているわけでもそこに対応する看護師もついていないというところが、ある一定期間そういう状況のところであれば、その話合いの中で、この事業を実施しても影響はそれほどないのではないかというところがあるかもしれない、場合によっては、そういった対応をするということもあり得るかなというふうには思っていますけれど、ただそれは、あくまでもその圏域の中での話合いの状況だと思っています。ですから、大国委員がおっしゃいますとおり、非常に心配しておりますし、国のこのやり方は、大変厳しいやり方だなというふうには思っておりますので、認識としては御一緒だというふうには考えております。以上でございます。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

だから、現実的なことを考えると、非常にシビアなデリケートな問題にもなってくると思うんですよ。だからこそ、きちっと県としての姿勢を明確にして、現場を励ますぐらいの立場で臨んでいただきたいなということは申し上げておきます。以上です。

○須山委員長

大屋委員。

○大屋委員

病院局にね、ちょっと意見を言わせてもらいたいと思いますが、一問一答質問でも病院局に対してのいろいろな質問が出ました。私は、民間病院と違って県立病院は、島根県が設置した病院です。まさに公的な病院ですよ。病院の皆さんは、一生懸命患者の回復、あるいは看護等と一生懸命取り組んでおられますよ。その中で、赤字が出て私とは大幅な大変な赤字になると、これはまた問題点もあるんですが、赤字が出て、私は、それにひるむことなく、県民の医療、健康に臨んでいただきたいと思うんですよ。赤字だからこれを縮小するとか、そういうことじゃなしに、少々赤字が出て、やっぱり県がしっかりそこは補填すりゃいいんだから、そういう意味でね。黒字が出たことにこしたことはないですよ。ないけど、赤字だからといっていわゆる縮小しないで、どんどん県民の健康、これを第一優先という形で、これからも取り組んでもらいたいということを私は要望しておきた

と思うんですが、山口病院事業管理者の御見解も聞いてみたいと思います。どんどんやっていただきたいと思いますがね、どうですか。

○須山委員長

山口病院事業管理者。

○山口病院事業管理者

山口でございます。大屋委員の御発言、非常に心強く受け止めてございます。一問一答でもお答えしましたように、なかなか診療報酬と支出のほうのバランスが今できかねる状況で赤字が出ているんですが、県立病院の、やはり県民の最後の健康、命の砦としての、その役割はしっかりと果たすために、必要な投資なり人材なり、そこへはきちっと、必要なものは使っていくということは、これまでどおり予定はしておりますし、幸いといえますか、国のほうが借金はしてもいいよという政策もありましたので、それも使いながら、県立病院として高度救急医療などをしっかり守っていきたいと考えております。そのために先頭に立って頑張ります。よろしくをお願いします。

○須山委員長

ほかによろしいですね。

先ほど来ありましたような病床数の削減を誘導するような施策については、不合理であるということをしっかり委員長報告でも訴えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、採決を行いたいと思いますが、当初予算に係る議案5件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

大國委員。

○大國委員

すみません、第3号議案、新年度の一般会計当初予算と、それから第9号議案、国民健康保険特別会計予算、第17号議案、病院事業会計当初予算については、反対をさせていただきます。

それぞれ簡単に、理由を申し上げたいというふうに思うんですけれども、当初予算全体については、この間、議論もしてきておるところなんですけれども、国による社会保障削減の下で、島根県の、じゃあ予算が十分かという、私は十分ではないということをお願いしたいと思います。当局の皆さんの様々な努力、それは認めるところはたくさんあります。ぜひ引き続き頑張ってくださいという思いも当然持つておるところです。全体的話で言うと、やはり社会保障の予算が私は県としては不十分だと言わなければなりません。

それから、国保の特別会計とも関連するんですけれども、今日も一例で、国民健康保険の資格証の問題なんかも追いました。介護保険のペナルティーのことも若干触れさせてもらいました。やはり県として、きちっと対応できることは、まだまだあるということは重ねて申し上げたいというふうに思います。

それから、第17号議案、病院事業会計予算についてですけれども、言うまでもなく県立病院は、まさに県民の最後のとりでの病院となっています。命綱の病院だというふうに言えると思います。私は、病院の皆さんの努力に対して最大限の敬意を払いたいというふうに思います。ただ、しかしながら、看護師の2交代勤務が行われているということ、それから、紹介状のない受診時の加算料や差額ベッド料の徴収など、いわゆる選定外療養費

の徴収が行われていると。保険証1枚で書かれる公的医療保険制度の充実に、やはり県立病院こそ、私は責任果たすべきだというふうに思います。病院の経営の問題、今日、今回議論になっていますけれども、一定、致し方ない部分、たくさんあると思います。これ診療報酬によるところが非常に大きいので、ぜひ全国の公立病院と力を合わせて、国に報酬の引上げ、求めているのだというふうに思います。以上でございます。

○須山委員長

それでは、御異議のありました第3号議案のうち関係分、第9号議案及び第17号議案については、個別に挙手により採決したいと思います。その他の議案についてはその後、一括して採決をしたいと思います。

お諮りいたします。第3号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○須山委員長

挙手多数。よって、第3号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、お諮りいたします。第9号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○須山委員長

挙手多数。よって、第9号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、お諮りいたします。第17号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○須山委員長

挙手多数。よって、第17号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、その他の議案について、一括して採決を行います。

お諮りします。第8号議案及び第10号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

御異議なしと認めます。よって、第8号議案及び第10号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和6年度補正予算について審議を行います。

第1号議案のうち関係分、第58号議案のうち関係分、第63号議案から第65号議案及び第72号議案について、執行部から説明を受けます。なお、質疑は、全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明をしてください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

それでは、まず、第1号議案、令和6年度一般会計補正予算（第9号）のうち健康福祉部関係分につきましては、先ほど、冒頭のところで説明をしておりますので、説明のほうは、この場では省略させていただきます。

続きまして、資料のほう47ページをお願いします。47ページからになります。次に、第58号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算（第10号）のうち健康福祉部関係分、第63号議案、令和6年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計補正予算（第3号）、第64号議案、令和6年度島根県国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、第65号議案、令和6年度島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第3号）につきまして、一括して説明をさせていただきます。

まず、47ページのところの一般会計ですけれども、表のほうを御覧いただきますと、一般会計は、健康福祉部合計で36億5,900万円余を減額をしております。主には、事業の実績見込みによる補正となっております。48ページ以降について、各課別の補正内容を記載をしております。

今日は、この中で、増額となった主なものについて御説明させていただきたいと思えます。48ページのほうですけれども、地域福祉課の、番号言うと8番、国庫支出金返還金2億8,000万円余の増額は、緊急小口資金等の特例貸付けによる償還金収入の国庫補助返還などに伴い増額となったものでございます。

続きまして、49ページ、医療政策課の12番、離島医療の充実のための事業費1億5,000万円余の増額は、隠岐病院、隠岐の島前病院の職員人件費や施設設備修繕費の増などにより、広域連合負担金が増額となったものでございます。

続きまして、51ページ、健康推進課、7番、国民健康保険支援事業費3億5,000万円余の増額は、国民健康保険の保険給付費の実績見込みにより、特別会計への繰り出しが増加したことなどによるものでございます。

続いて、54ページ、子ども・子育て支援課、2番、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業費5,300万円余の増額は、前年度の市町村交付金の医療費助成の額の確定によるものでございます。

続きまして、55ページ、障がい福祉課の6番、障がい者自立支援給付事業費6,700万円余の増及び8番、障がい児施設等給付費9,800万円余の増額は、報酬改定や利用者の増に伴う給付費の県負担分の増などによるものでございます。

続きまして、資料57ページをお願いいたします。繰越明許費、上段のところにありますけれども、追加の変更分合わせて6事業ございます。それで、記載しております6事業につきましては、施設整備等において設計変更、資材調達の遅れなどにより年度内の完了が見込めないもの。それから、国の補正予算を受けて実施する事業等について、次年度の繰越しをお願いするものでございます。

下段の債務負担行為につきましてはですけれども、最初のドクターヘリ運航事業費につきましては、国の補助基準額の引上げに伴い、業務委託料の増額を見込み、昨年度のところ債務負担行為補正を行ったところですが、国の通知が遅れ、昨年度内に変更契約ができなかったことから再度、債務負担行為を設定するものでございます。

その下、変更分、総合福祉センター管理運営事業費につきましては、指定管理施設の労

務単価上昇など、それから物価上昇などの対応として、指定管理料の増額を見込み、限度額を変更させていただくものでございます。

次に、特別会計をお願いいたします、58ページ。あさひ診療所の特別会計につきましては、事業の実績見込みによりまして、3,800万円余を減額するものでございます。

中段のところ、国保の特別会計につきましては、保険給付費等交付金及び過年度補助金等返還金の実績見込みの増などによりまして、10億700万円余を増額するものでございます。これにつきましては、財源として、国庫負担金のほか、繰越金等を活用することとしております。

最後、一番下ですけれども、島根県母子等の福祉費の特別会計につきましては、貸付事務費の実績見込みによりまして減額するものでございます。説明は以上でございます。

○須山委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

病院局資料の9ページをお願いいたします。第72号議案、令和6年度島根県病院事業会計補正予算について御説明いたします。

2月補正予算につきましては、両病院予算とも実績見込み、精算見込みによる補正を行い、12月までの実績に加え、1月から3月までの見込みを積算したものとなっております。

まず、9ページの中央病院の2月補正予算について御説明いたします。収益的収入及び支出についてですが、1行目、収益総額は、800万円余の増額補正としております。表の右側の概要覽に、予算の計上の基礎となる患者数、診療単価等を示しておりますが、これらの見込みを踏まえ、2行目、医業収益について増額補正をすることとしております。

続いて、13行目、費用総額は1億6,400万円余の増額補正をしております。その内訳ですが、14行目、医業費用は、退職給付費、医薬品などの増により、3億1,800万円余の増額補正となっております。15行目の給与費は、時間外手当の増によるものとして増額をしております。16行目、退職給付費の増は、ベースアップの増加に伴う退職給付引当金の増によるものとなっております。17行目、高額薬品の使用料増などに伴う薬品費の補正も含まれております。

1行目総収益と13行目総費用の差となります24行目の損益につきましては、1億5,600万円の悪化となり、損益は12億6,200万円余の赤字となりました。

資本的収入及び支出につきましては、25行目、資本的収入総額は、企業債及び一般会計負担金の減により、7億8,900万円余の減額補正となり、28行目の他会計補助金は、新興感染症に備えた院圧化、個室化の整備に伴い県から補助を受けるもので、4,400万円余の増額補正としております。29行目、資本的支出総額は、建設改良費及び企業債償還金の減により10億6,800万円余の減額補正となります。

32行目、長期借入金償還金は、令和7年度当初予算においても御説明いたしましたが、こころの医療センターから借り入れている5億円について、令和6年度当初予算では、約束どおり令和6年度中に5億円返済すると予定していたところ、両病院の資金繰りを踏まえまして、令和6年度には3億円、令和7年度には2億円の返済とするため、今回、2億円の減額補正をするものとなっております。

25行目と29行目の差であります33行、資本的収支につきましては、2億7,800万円余、支出超過が縮小となります。

34行目、単年度資金収支につきましては6億800万円余改善し、予算ベースでは、13億8,900万円余の赤字を見込んでおります。

2月補正予算につきましては、収入については実績を踏まえ固めに計上し、一方で、支出については、支払い不能とならないよう積み上げて、予算計上をしておるところでございます。

資料10ページをお願いいたします。こころの医療センターの2月補正予算について説明いたします。収益的収入及び支出について、1行目、収益の総額は200万円余の増額補正としております。概要欄に、予算計上の基礎となる患者数、診療単価等を示しておりますが、今年度の患者動向に伴う実績を踏まえ補正したものでございます。

6行目、医業外収益については、8,500万円余の増額補正としております。

10行目、費用総額は5,900万円余の増額補正としております。その内訳ですが、11行目、医業費用は退職給付費の増等により3,600万円余の増額補正としております。1行目総収益と10行目の総費用の差となります21行目の損益につきましては、5,700万円余の悪化となり、損益は3億6,100万円余の赤字となりました。

続きまして、資本的収入及び支出についてですが、22行目、収入総額は、1億8,800万円余の減額補正となっております。26行目、支出総額は、建設改良費の増などによって、1,100万円余の増額補正となりました。31行目、単年度資金収支につきましては、2億100万円余悪化し、予算ベースでは、9,200万円余の赤字となっております。

私の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、採決を行います。

補正予算に関わる議案6件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、お諮りいたします。第1号議案のうち関係分、第58号議案のうち関係分、第63号議案から第65号議案及び第72号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

御異議なしと認めます。よって、第1号議案のうち関係分、第58号議案のうち関係分、第63号議案から第65号議案及び第72号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で2、議案の審査を終了いたします。

ここで一旦休憩をしたいと思います。再開は2時25分とします。

〔休 憩〕

○須山委員長

それでは、委員会を再開いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。なお、質疑は、全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

高田地域福祉課長。

○高田地域福祉課長

そういたしますと、委員会資料の59ページをお願いいたします。第5期島根県地域福祉支援計画の改定につきましては、さきの議会の委員会で計画案を説明いたしました、その後の状況を説明いたします。

まず、1の計画策定の背景から4の計画の内容までは変更ございません。

次のページをお願いいたします。5の計画の進行管理ですが、第2期島根創生計画のKPIのうち本計画に関係する指標の達成状況を踏まえながら、県社会福祉審議会の地域福祉専門分科会へ報告・意見聴取を行っていくこととしております。

6のパブリックコメントですが、こちらは意見はございませんでしたが、7に記載しておりますとおり、先月、県社会福祉審議会の地域福祉専門分科会を開催いたしまして、委員の皆様からいただいた御意見を各事業担当課に確認の上、本日の別冊資料の計画案のほうに反映しておりますので、御説明をいたします。

まず、1点目と2点目は認知症に関してですが、認知症施策推進基本計画策定などの国の動向を踏まえて、計画案のほうには、認知症になっても希望を持って暮らし続けることを目指す社会の実現、また、大人も子どもも対象にして、認知症への理解を進めていくことを追記しております。

そして、3点目は、福祉分野での多様な主体との協働の促進に関する記載についてですが、以前の計画案では、協働先としてNPO以外の団体組織も含んでいることが読み取りにくかったため、多様な主体というふうな文言を追加しております。

次のページをお願いいたします。4点目は、成年後見制度でございますが、国の制度改正に向けた現状や県の今後の取組などを記載してほしいという御意見に対しまして、県の今後の取組につきましては、国の見直しの内容がまだ見えていないため記載できませんが、国の状況を追記しております。

8番でございます。今後は、3月に島根県社会福祉審議会の委員の皆様への御報告、そして策定、公表の予定としております。私からの説明は以上でございます。

○須山委員長

糸賀医療政策課長。

○糸賀医療政策課長

それでは、続きまして、委員会資料62ページをお願いします。地域医療構想の区域対応方針（案）について御説明いたします。1、これまでの経緯ですが、今年度、厚生労働省が地域医療構想をさらに推進するため、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる推進区域を設定し、構想区域内の課題解決に向けた取組の推進を図る

こととされており、本県においては、8月の常任委員会で報告をさせていただきましたが、県全域を推進区域に設定いたしました。そして、厚生労働省からは、その推進区域における医療提供体制の課題、その課題解決に向けた方向性などを含む区域対応方針を設定することとされており、以下に記載しております、これまで島根県医療審議会とその下部組織である地域医療構想部会において御意見を伺いながら検討し、区域対応方針案を作成したところでございます。

区域対応方針案ですが、資料2としてつけておりますので、また御覧いただければと思いますが、1として、推進区域を全県とした理由や、そして、2として、本県における医療提供体制の現状と課題等を記載をさせていただきました、そして、3として、その課題等に係る医療提供体制構築の方向性を記載しております。そちらが、この63ページにございます。

医療提供体制については、今後も引き続き、2次医療圏での地域完結型の体制構築の取組を進めるとともに、高度・特殊・専門的医療について、県全域で医療の提供体制を構築するという視点で、継続して検討していくこととしております。

高度・特殊・専門医療という点で、具体的には、周産期医療については、各自治体の定住対策であることに配慮をしつつ、安全・安心な分娩体制を守ることが必要であり、将来にわたって持続可能な分娩体制を確保するため、必要な医療資源の配置の在り方についても検討をすることとし、救急医療については、今後、より一層増加するであろう高齢者救急に対応するため、救急告示病院での受入れ体制確保、そして、2次医療機関と3次医療機関や、3次医療機関間同士の役割分担・連携について検討することとしております。また、がん医療については、県の拠点病院である島根大学医学部附属病院を中心とする県がん診療ネットワークにより、がん診療の質の向上や連携の強化を図っていくこととしております。そして、そのために必要な医療従事者の確保を進めるとともに、サービス向上や負担軽減に資する医療DXの推進も記載しているところでございます。

(2) 今後の対応としましては、今後策定される対応方針に基づき、周産期、救急及びがん医療など、それぞれの協議の場で具体的な課題解決に向けた検討を引き続き進めていくこととしております。なお、本日御説明いたしました区域対応方針案は、3月12日の医療審議会において審議を行い、正式に決定する予定としております。私からは以上でございます。

○須山委員長

来原健康推進課管理監。

○来原健康推進課管理監

それでは、私からは、令和7年度の国民健康保険事業費納付金の算定結果の概要について御報告をさせていただきます。国民健康保険の財政運営は、都道府県化に伴い、県が市町村からの事業費納付金と国からの公費などを財源に運営をしているところでございます。このたび県において、被保険者数なども基にした令和7年度の診療費推計と国から示される係数などに基づき、保険給付に必要な額を見込み、令和7年度に市町村から納付いただく事業費納付金を算定しましたので、御報告をさせていただきます。

1番目、被保険者数等の表を御覧ください。診療費の推計に当たり、被保険者数は3.5%の減少となる一方、1人当たりの診療費は5.1%の増加と見込み、診療費総額は前

年度から8.1億円、1.4%の増加と見込んでおります。

続いて、2番目、納付金総額の表を御覧ください。市町村から納付いただく納付金の合計になりますが、合計金額は160.2億円で、前年度から2.4億円、1.5%の減少と算定をしております。

内訳としまして、医療分の増加につきましては、1人当たり診療費の伸びにより、診療費総額の増加が見込まれることによるものであり、また、後期高齢者支援金分、介護納付金分の減少については、過年度分の国交付金の精算交付により、当年度負担分が軽減されたことによるものでございます。

続いて、市町村ごとの納付金についてですが、次の次のページにあります。御覧いただきましたとおり、増減率を見ていただきますと、多くの市町村で前年に比べて納付金額が減少しております。しかし、一部の市町では、医療費のほか、被保険者数や所得水準の影響により増加となっているところでございます。

戻りまして、3番、1人当たりの納付金額の表になります。1人当たりの納付金額は、合計で2.1%の増加ということになります。

4番目、増減の要因としましては、先ほど御説明したとおりとなります。

県としましては、納付金を踏まえた国庫財政や各市町村の状況を注視し、市町村と連携して財政運営を行ってまいりたいと思います。

続きまして、定期的に御報告しております国民健康保険料の滞納等の状況について、令和6年10月1日時点の状況を取りまとめましたので、御報告をさせていただきます。県の合計では、被保険者数10万7,352人、加入世帯数7万5,723世帯に対し、滞納世帯は5,275世帯であり、滞納割合は7.0%となっております。昨年10月1日時点の滞納割合6.8%に比べて0.2ポイントの増加となっております。また、滞納世帯に対して発行される短期証の交付世帯は1,669世帯、資格証の交付世帯は346世帯で、昨年10月1日時点に比べて短期証は77世帯の増、資格証は12世帯の増となっております。

県としましては、市町村に対して、資格証の交付を機械的に行うことなく、被保険者数の方に寄り添った納付相談を行っていただくことなどを引き続き助言してまいりたいと思います。私からの説明は以上でございます。

○須山委員長

細田高齢者福祉課長。

○細田高齢者福祉課長

委員会資料68ページになります。私からは、こちらも定期的に御報告させていただいております介護保険料の滞納状況及び保険料の減免の状況について、令和6年12月末現在の状況を取りまとめましたので御報告いたします。

まず、介護保険料の滞納状況についてです。令和6年12月末の滞納者数は、県全体で2,501人、滞納割合は1.11%となっており、保険者ごとの内訳は表のとおりとなっております。表の下に過去の状況を記載しておりますが、滞納者は令和元年から減少しております。

続いて、表の右側、介護保険料・利用料の減免などの状況についてです。12月末時点での介護保険料の減免者は24人です。また、減免適用者につきましては、火災等による

ものが最も多く、次いで刑事施設への収監によるものとなっております。利用料の減免適用者は5人となっております。私からの説明は以上です。

○須山委員長

岩崎青少年家庭課長。

○岩崎青少年家庭課長

続きまして、69ページをお願いいたします。島根県社会的養育推進計画（案）について御説明いたします。この計画は、県、児童相談所、市町村、里親、施設等の関係者が、現状や課題を踏まえた上で全ての子どもが健全に養育されるよう体制整備の基本的な考え方、取組の方向性についてまとめたものでございます。

2番の取組の内容につきましては、昨年12月、御説明させていただいておりますので、省略いたします。

70ページをお願いいたします。3番、素案に関する意見照会でございますが、昨年12月から今年1月にかけて、パブリックコメントを実施した結果、1団体、個人1名から5件の御意見を頂戴いたしました。

71ページをお願いいたします。いただいた御意見のうち主な内容につきまして御説明いたします。まず、ナンバー2で、御意見といたしましては、市町村が子育て家庭の支援に当たり、一時的に子どもを預かる子育て短期支援事業について、委託による預け先として里親や施設だけでなく現職や潜在保育士等、新たな受皿の確保が必要であり、このための具体的な方策について記載してはどうかとの意見がございました。

右側の欄のこの対応といたしましては、子育て支援の担い手となっていただく方を確保するため、県が実施しております子育て支援員研修の修了者を子育て短期支援事業の受皿として確保していくことと、県主催の研修会に市町村の潜在保育士、子育て支援に参加していただき、必要な技術や知識を習得できる機会を提供していくこととしております。

続きまして、72ページをお願いいたします。ナンバー3では、議会質問にもございましたが、母子生活支援施設の活用促進には、まずは児童相談所や市町村に施設の機能を正しく理解してもらい積極的な活動を促していくことが必要であり、県はどう取り組むのかとの御意見をいただきました。

右側のほう、対応の修正文といたしましては、児童相談所、女性相談センター、市町村に向けて担当者会議の場など、様々な機会を捉えて周知を行い、利用を働きかけていきたいと考えております。

続きまして、74ページをお願いいたします。ナンバー5では、里親にとって重要なのは、子育て短期支援事業などによる受託経験の積み重ねであり、そうした経験を積むことで子どもの家庭と家族との交流にもつながり、虐待による要保護になる前に、家族に援助の手が差し伸べられることになるという御意見をいただきました。

今回の計画におきましては、里親委託の推進、そして子育て家庭への支援が主要施策となっており、地域における子育て支援の裾野を広げていく上でも、里親世帯が子どもの養育に関わる機会を増やしていくこととしており、目標を定めて取り組んでまいります。

なお、今後、パブリックコメントでお寄せいただいた御意見と県の考え方につきましては、県ホームページで公表いたします。

最後に、資料3のほうで添付しております計画案につきましては、パブリックコメント

による修正を反映したものであり、策定検討委員会には、既に御了解いただいております。本日の委員会で御了承いただけましたら「案」を外し、公表させていただきます。私からは以上でございます。

○須山委員長

宇治郷子ども・子育て支援課長。

○宇治郷子ども・子育て支援課長

75ページをお願いいたします。私から、しまねの架け橋期の教育ガイドについて御報告いたします。本件につきましては、県教育委員会と共管で進めておりますので、本資料につきましても、別紙、別冊資料も含め、教育委員会が本日、同じく総務委員会に提出しておりますものと基本的に同じものとなっております。

本件につきましては、10月の本委員会において、島根県幼児教育振興プログラムの改定についてということで一度御報告しておりますが、その後実施いたしましたパブリックコメントを踏まえて、案としたものを再度御報告するものでございます。

まず、1、位置づけでございますけれども、令和2年度に幼児教育の質の向上に向けた県の基本的な考え方を示すということで策定いたしました幼児教育振興プログラムについて、島根創生計画を含め、島根教育振興ビジョンなど、県の教育に関する上位の計画等が改定されることも踏まえまして、改定を行うものでございます。特に、架け橋期と呼ばれる保育所等の年長クラスに当たる5歳児から小学校1年生までの2年間の教育の充実を図ることを目指すこととし、名称についても、しまねの架け橋期の教育ガイドとすることとしております。

2を飛ばさせていただきます、3、パブリックコメントのところでございますけれども、記載のとおり、昨年12月からパブリックコメントを実施いたしまして、計12件の御意見をいただき、御意見を踏まえた修正等を行ったものを本日別冊のとおり「案」としてございます。いただいた意見の概要と、それに対する県の考え方については別紙をつけておりますので、後ほど簡単に御説明いたします。

5、今後の予定でございますが、本日、環境厚生委員会、そして総務委員会に、それぞれ本件を御報告いたしました後、今月中のところで策定し公表してまいります。

76ページ、別紙でございます。パブリックコメントでいただきました御意見と御意見に対する県の考え方をまとめてございます。一番右の列は対応区分としておりまして、アルファベットA、B、Cが入っておりますが、表の上側に記載しておりますとおり、Aは本ガイドに反映したもの、Bは御意見の趣旨が本ガイドラインに既に取り込まれているもの。Cは、今後の取組の参考とさせていただくものとなっております。

幾つか御意見取り上げながら、意見に対する県の考えとともに、本ガイドの内容を御説明いたします。まず、ナンバー2の御意見ですけれども、本ガイドの中で架け橋期の教育の充実に向けた重要なキーワードとして出てきます幼小連携・接続という言葉の「幼小」の部分について、「幼保小」と言わないことで、幼稚園と小学校のみの連携と誤解されないかという御意見でございました。幼児教育といえますのは、幼稚園に限らず保育所、認定こども園といった施設や家庭・地域等で未就学児に対して行われる教育でありますので、本県で利用の多い保育所においても当然行われるものでございます。本ガイドで推進するのは、あくまで幼児教育施設と小学校をつなぐ架け橋期の教育の充実でございますので、

「幼小」という言葉の示す意味について、本ガイドの中でも分かりやすく説明し記載するとともに、様々な場面で、その意味の周知に努めてまいりたいと考えております。

続いて、ナンバー４の御意見でございます。こちらは、本ガイドの活用により、架け橋期において目指す子ども像について、幼児教育施設、そして小学校も双方の現場で共通理解が進み、幼児教育施設での遊びを通じて総合的に培われる学びというものを小学校での自学的な学びというところにつないでいくための保育者、それから教師の支援の在り方が明らかになることを願うという御意見でございました。架け橋期の教育の充実に当たりましては、５歳児から小学校１年生の２年間を見通した計画である架け橋期のカリキュラムを小学校区ごとに作成し、実践していくように促していく必要があります。御意見のとおり、まずは幼児教育施設、そして小学校の双方の現場で子どもの実態、そして目指す子ども像について話し合っていたいただき、認識を共有していくことが重要と考えますので、本ガイドの活用等によりまして現場の皆様へ周知し、理解を図ってまいりたいと思います。

最後になりますが、策定します本ガイドの活用によりまして、保育所や幼稚園といった幼児教育施設が種別を超えて一体となり、また、幼児教育施設と小学校が相互理解を深め一体となり、そこに県政、地域、家庭も加わりまして、子どもに関わる関係者がまさに一体となって、架け橋期の教育の充実に向け推進してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、７８ページでございます。次期しまねっ子すくすくプラン、県こども計画（案）についてでございます。まず、１、計画の概要、（１）、（２）については、これまでも本委員会において御報告してきたとおりでございますが、こども基本法の施行、国におけるこども、若者に関する３つの大綱をまとめたこども大綱の決定を踏まえまして、しまねっ子すくすくプランの次期計画を県こども計画として位置づけることとしております。また、（３）プランにおけるこども施策の対象者はこどもと若者、子育て当事者であります。また、こどもにつきましては、括弧内にも書いておりますように、こども基本法の考え方と同じく年齢等で定義するのではなく、心身の発達の過程にある者という形で対象とし、おおむね３０歳未満までの若者までを対象とすることとしてまいります。

続いて、７９ページ、２、素案に対する意見照会ですが、（１）、（２）のとおり、パブリックコメントを実施いたしまして、いただいた御意見のうち１件につきましては、８０ページのとおり、意見を踏まえた素案の修正を行い、本日最終案として別冊資料５－２のとおり御報告するものでございます。

続いて、８１ページでございます。パブリックコメントの結果についてです。上の囲みの中にございますとおり、御意見は２７名の方から計５６件頂戴いたしました。このうち御意見が共通するものを集約して分類した結果が、中央から下の表のとおりでございます。また表の右側に括弧書きでお示ししておりますが、今回はこども、そして若者の皆様からも御意見をいただいたところでございます。これが、しまねっ子すくすくプランを改定するに当たりまして、行ったパブリックコメントの大きな特徴となりますけれども、こども計画を策定するに当たって、こども、そして若者の皆様から意見をいただく仕組みを設けるということが求められていることから、こども・若者向けに分かりやすい計画の概要版を別途作成いたしまして、県ホームページやSNSなどで意見を募集したものでございます。

こども・若者の皆様の御意見につきましては、テーマごとに抜粋いたしまして82ページからお示ししておりますので、幾つか御紹介させていただきます。まず、82ページ左上の囲みでございます。自分は大切にされていると感じるときとしましては、いつでも相談していいよと言われてもらえるときや悩みを聞いてもらったとき。一步踏み出したいと思ったときに否定せずに応援してくれるとき。自分のために時間をつくってもらえたときなど、保護者や大人に自分の存在を尊重され受け入れてもらえると感じたときに、大切にされていると感じるといことが分かりました。

続いて、同じく82ページの右上の囲みですけれども、見た目や人と違うということに偏見を持たないでほしいといった御意見や、同じページ、左下3ポツ目でございますけれども、大人の意見が絶対ということはないと思う、こどもの意見も聞き入れ気持ちを受け止め、大人も努力していく必要があると思うといった御意見もございました。

また、少し飛びまして、84ページ、右下の囲みでございます。結婚や子育てについてですが、1ポツ目のいずれは結婚したい、3ポツ目のパートナーは欲しいけど結婚しない自由も欲しい、その次の就職やキャリアといった自分のことで結婚を考える余裕もないといった率直な御意見もいただきました。あくまで結婚や出産に対する個人の多様で自由な意思決定は尊重すべきであり、義務感や負担感を抱かせることはあってはならないと考えております。

県におきましては、結婚・出産・子育てを希望する若い世代に対して、人生の重要な選択ができる環境を整え、その希望を安心してかなえられるよう、子どもや若者、そして子育て当事者の人生を切れ目ない視点で捉える取組を行ってまいりたいと考えております。また、経済的負担の軽減につきましても、子ども医療費の助成の拡充、それから仕事や子育ての両立支援に向けましては保育、それから放課後児童の預かりの充実など、引き続き取り組んでいくことに加えまして、様々な子育て支援を県民、特にその若い世代や子育て世代の方々に知っていただくための効果的な情報発信にも努めてまいります。

全ての御意見を紹介することはできませんが、今回のパブリックコメントでこども、そして若者の皆さんが日頃思っておられること、学校でのこと、家庭でのこと、自分自身のこと、これからのことと、様々な思いを率直に届けていただきましたので、それらの御意見を県庁全体で共有いたしまして、各部、各課のそれぞれの施策の参考とさせていただきますながら取組を充実させていきたいと考えております。いただいた御意見につきましては、素案の修正に反映するもの、しないもの、いずれにつきましても、全て県の受け止めと考え方を県のホームページ上でフィードバックすることとしておりますので、別冊の資料5-1にまとめておりますところでございますので、御覧いただければと思います。私からは以上です。

○須山委員長

宮本薬事衛生課長。

○宮本薬事衛生課長

資料の86ページを御覧ください。食の安全安心確保に係るアクションプラン第6期(案)について御報告します。素案につきましては、1月17日の環境厚生委員会において御説明したところであり、策定の趣旨・概要についての変更はございません。その後、1月20日から2月9日までパブリックコメントを実施しましたところ、6件の御意見が

提出されましたが、全て今後の施策の参考とする御意見でした。最終改定案は、別途資料6のとおりとなります。本会で御報告後、速やかに新プランを策定し、3月中に公表することとなります。私からは以上です。

○須山委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

そういたしますと、病院局の資料11ページを御覧ください。県立病院の診療費に係る債権の放棄について専決処分を行いましたので、その報告を行うものでございます。県立病院の診療費など医業未収金の管理につきましては、回収努力や不良債権の処理などを行っております。滞納未収金につきましては病院において督促を行うほか、困難な案件につきましては、法律事務所に個人医業未収金収納業務を委託し、専門家の知見を生かした債権回収も行っております。しかしながら、債務者の死亡など、どうしても回収が困難な案件につきましては、病院局に設置しました外部の有識者も委員として参加いただく債権管理委員会にて別途定めております医業未収金に係る不納欠損処分取扱業務の基準に照らし、債権の放棄がやむを得ないかを審議を経た上で債権の放棄を行い、2月議会ごとに報告させていただいているものでございます。

1、概要に記載しておりますとおり、今回、県立中央病院分につきましては、193万円余の債権を放棄することについて、令和7年1月8日付で専決処分を行いましたので報告させていただきます。

2、債権放棄の一覧の表のとおり、20人48件、合計193万5,099円の債権放棄を行うものです。各項目は表のとおりでございますが、一番下の項目に弁済の見込みがないと認められる特段の事情がある者について内容を御説明します。1件、こちらのほうには1件、1人1件、総額38万円余でございますが、今回のケースは患者が死亡し、その相続人も全て相続放棄をしています。連帯保証人覧に記載されている方については、連帯保証人になったということはないと主張され、病院にお越しになった記録もありません。弁護士事務所に問い合わせしたところ、恐らく、請求のための裁判を行っても保証人であると裁判に耐え得るほどの状況もないことから、勝訴も難しかろうということをおアドバイスをいただきました。よって、債権回収は不可能であるという意見をいただいたものです。こちらも含めた全ての案件については、先ほど説明いたしました債権管理委員会にて御審議いただいて、債権放棄について了承を得たものでございます。

続きまして、病院局資料12ページをお願いいたします。島根県特定事業主行動計画の改定につきまして御説明します。本計画につきましては、知事部局等、教育委員会、警察、病院局と連盟の計画になっております。改正につきましては、全体説明をこの資料で、総務部人事課より総務委員会においてさせていただいております。私からは、病院局に関するものを中心に説明いたします。

1番、改定に至る経緯にもありますように、この計画は、次世代法と女性活躍推進法の両方に基づく計画として、令和2年に策定されたものです。この計画期間が今年度末をもって終了することから、このたび現行計画を改定し、第2期計画を策定することといたしました。第2期計画の概要ですが、資料2の(1)にもありますように、計画期間を令和7年4月から令和13年3月末までの6年間に設定しております。

この計画の構成につきましては、現行計画に引き続き、目指す姿を「男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現し、その能力を伸ばし発揮して、いきいきと働くことができる職場」とし、職場環境の整備や人材育成、キャリア形成支援などの3本の柱にそっていく各種取組を掲載しております。

なお、現行計画の主な変更点は数値目標でございます。13ページの別紙を御覧ください。第2期計画からの新たな目標数値ですが、病院局に関係のある項目を上から説明いたします。まず、4番目、年次有給休暇の平均取得日数につきまして、県全体で令和12年までに年間17日以上を目標としております。5番目の男性の育児休業取得率につきましては、国のこども未来戦略における目標値を参考に、令和12年度までに2週間以上、85%を目標としています。

続いて、6番目の男性の配偶者出産休暇及び育児休暇につきましては、合計で8日間の取得が可能です。そのうち5日以上取得した職員の割合を県全体で令和12年度までに100%を目指す目標です。

最後に、7番目の時間外勤務の目標につきましては、このたび令和6年5月の次世代法改正により、新たに目標の項目として追加したもので、令和12年度までに病院局につきましては、月45時間超えの職員数を令和6年度実績より10%減をするという目標としております。ただし、医師につきましては、働き方改革による医師労働時間短縮計画を策定し、2035年度末に時間外労働時間を年960時間以内に短縮する目標があることから別途定めるということとしております。

12ページにお戻りください。資料の4、今後のスケジュールについてでございますが、本計画は3月に決定し、知事部局において全職員へ周知するとともに、県のホームページで公表される予定です。私からの説明は以上でございます。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんでしょうか。よろしいですか。

嘉本委員。

○嘉本委員

しまねっ子すくすくプランの案に対する御意見と県の対応・考え方について、資料の5-1を見させていただきました。ざっくりと見させていただいたんですが、島根県民の皆様、特に若者、子どもに対する心の寄せ方というか、そういうのが県の考え方に現れておって、これ誰が回答されたのかちょっと私分かりませんが、非常に心打たれるような文言も見られて、本当にいいなというふうに思いました。「誰もが、誰かの、たからもの。」という言葉そのとおりじゃないかなというふうに思うんですけど、これは施策に反映されるということですが、これを公表をされるっていうのは、ホームページか何かでやられるんですかね。

○須山委員長

宇治郷子ども・子育て支援課長。

○宇治郷子ども・子育て支援課長

委員から今御意見、御質問いただきました資料5-1につきましては、こども・若者、そして大人からいただいた意見に対して、関係します施策を所管する各部局が、施策、計画の修正に至る、至らないにかかわらず、県の考えを記載したものでございます。なので、

こちらにつきましては、この後、県のホームページ等で公表しまして、特に一般の方もそうですけれども、こども・若者の皆様から率直な意見もいただきましたので、それに対して県の考え方というのをお返しできるようにしてまいりますつもりでございます。

○須山委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

本当にいい、私はそういうふうに思ったんで、ぜひできるだけ多くの皆さん方に、県の職員の皆様方が考えておられるこういったことが分かるようにPRをしていただけたらなというふうに思っております。ありがとうございました。

○須山委員長

ほかに。

池田委員。

○池田委員

関連で、このしまねっこすくすくプランなんですけど、嘉本委員が言われたように、しっかりアピールしていただきたいのは当然なんですけど、私が一番今感じているのは保護者なんです。保護者がちゃんと分かってもらっていない。親がちゃんと自分たちの子どもはどういう状況かっていうことを全然分かっていないんですよ。それは、ただ子どもたちを預ければいい、ただ預けてしまえばそれでおしまいみたいな形になっていて、いや、周りの大人はね、結構分かっている方はいらっしゃるんですけど、自分たち子を持つ親そのものが、しっかり分かっていないっていうのが一番の大きな問題で、この、いわゆる架け橋期の支援ですよ、これは、子どもたちへもそうなんですけど、そういう子どもたちを持つ親に対してどういうアプローチをしていくかっていうものは、私はね、そっちのほうがね、すごく大事であるかなと。だから、保育園のほうなんかでも、こういう特性を持った子がいますよっていうことを親のほうにしっかり言ってもらって、やはり、子どもたちは、特に小学校の低学年まではしっかり見ていただくようなことをしていかなきゃいけないけど、それは学校の先生や保育園の先生だけではなくて、本当に子どもたちを持つ親がしっかり見てあげなきゃいけないというふうに思うわけなんですけど、その辺のアプローチについては、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○須山委員長

宇治郷子ども・子育て支援課長。

○宇治郷子ども・子育て支援課長

池田委員からいただきました御質問にお答えします。まず、こども計画におきましては、基本理念3つございますが、そのうちの1つについては、全てのこどもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会としております。これはまさに、こどもの考え方を尊重していくということでございまして、その前提には、こどもを取り巻く親、家庭といったところが、こどもの意見を尊重できるように前提としてその実態を理解していただく必要があると考えてございます。また、しまねの架け橋期の教育ガイドにおきましても、子どもの育ちの基盤はやはり家庭だということをしっかりと記載した上で、保育施設等と家庭との関係について、連携についても記載しているところでございます。

今回、特に、こども計画につきましては、まさにこの施策の対象となる、それはこども

かもしれませんし、その保護者ということにもなるかと思えますけれども、いかに届けていくかということが大事だと思っておりますので、パブリックコメントで意見頂戴したときにも、SNS等も活用しながら、できるだけ広く届けるように工夫をしましたけれども、同じく出来上がった計画案を届ける際にも、こども・若者の皆さんの目に届くような形っていうのをSNS等含めて検討してまいりたいと考えてございます。

○須山委員長

池田委員。

○池田委員

親と接すること、機会があるのはやっぱり保育園の先生だったり、そういう方のほうが接する機会が多いわけですね。ただ、そういう、例えば保育園なんかでも保護者面談がどういう形になっているか分かりませんが、そういうことをしっかりやっていくように組み立てていただくようなことができればと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。要望でございます。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

子どもの意見がこうやって報告されていて、非常にいいというふうに思うんです。一番最初のところ、御意見1というところで、自分が大切にされているなど感じる時って、何か、身につまされますね。例えば、いつでも相談していいよって親が言う場合っていうのは、これは気持ちにゆとりがないと駄目だと思うんですよ。それから、悩みを聞いてもらったときっていうのも同様ですし、さらには、この3番目、お金は気にしなくていいよなんて、これなかなかね、言えるもんじゃないんですよ。うち金がないから、おまえ頼むから私立の学校に行ってくれるなどかは言うにしてもね、心配しなくていいよなんて、そういう社会が近づきつつあるということは信じたいんですけれども。親が見ても、子どもの今回寄せられた意見っていうのは、非常に考えさせられるものになっているというふうに思うんです。何かの機会で、ぜひ伝えるすべを確保してほしいなということと同時に、やはり、子どものこういう声に応えようと思うならば、経済的にも、それから時間的にもやっぱり子育てする側に余裕がないと、保育士もそうだと思うんですよ。余裕がないとここまで応え切れないっていうのも、また一方でこれも事実だと思いますので、これ同時に、子育てに関わる人たちに対しても、県はいろいろ努力するよっていうことも併せて伝えられると、よりいいかなというふうに思っています。そうすることによって、全体で子どもの育ちを応援するっていうふうになると思いますんでね、何か工夫できることがあればお願ひしたいなと思います。

○須山委員長

宇治郷子ども・子育て支援課長。

○宇治郷子ども・子育て支援課長

大国委員からこどもたちの意見を踏まえて、親が余裕を持つということ、それは大事であるということ、その親への支援策であったりできることということを引きちんと伝えていくということの重要性について御意見をいただいたかと考えております。まさに、こども計画の中でも計画の対象はこどもだけではなくて、こどもを育てる保護者というところも

対象になってございます。その中では、このこども計画だけに書き切れるものではございませんけれども、こども計画の上位計画である島根創生計画も含めて、親に当たる立場の方々に対する経済的な支援であったり、そもそも賃金が上がっていかねばいけないといったこと、そういったことは県全体として求めていくというのが島根県の姿勢だと思っておりますので、それはこども計画もそうでございますし、島根創生計画もそうかもしれませんけれども、その島根県の考えというものを県民の皆様に向けていける方法を県として一体になって考えていく必要があると考えております。以上でございます。

○須山委員長

ほかによろしいですか。

岸委員。

○岸委員

私のほうからは、特定事業主行動計画の改定についてというところで、病院局の関係ですけれども、次世代法の改正に伴って、時間外労働に関する数値目標が新たに設けられたということで、これはこれでいいと思うんですけども、目標として、令和6年度は教育委員会は、令和5年度実績より50%削減って書いてあるんですけど、病院局の、令和6年度実績より10%削減なので、まだ令和6年度の数値が出てないのということなのかもしれませんけど、ちなみに令和5年度の病院局の数値っていうのは分かっているはずなので、それを教えていただきたい。

○須山委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

そうしますと、病院局の時間外の実績でございますけれども、全体では平均17時間、医療局を除くと15時間ということになっております。45時間を超えた者が最大でございますと、事務局で99時間、平均時間でいうと31時間というような状況になっております。大体、時間外の多さからいきますと、医療局、事務局、薬剤局が多い順番になっていきますので、医療局は、また別途時短計画でやりつつ、ほぼ事務局をどうしていくかというところになるかと思っておりますので、そうしますと、知事部局と同様の45時間を超える者を10%減らしていくっていうのは、やりようによってはできるのかなと思っておりますので、ぜひ頑張っていきたいなというふうに思っております。

○須山委員長

岸委員。

○岸委員

病院局に限らず、前にちょっと調査したことあるんですけど、全体で職員の1人当たりの残業時間が一月に17時間だったかな、そのぐらいあるんですね。ほかの自治体を見ると、大体12時間とか、そのぐらいなんです。やっぱり県職員、そして松江市職員も多いんですけど、やっぱり慢性的な時間外が発生しているっていう状況があるので、せっかく数値目標も定められるわけですので、なるべくそれに近づけるような努力をしないといけないんじゃないかなというふうに思いますので、お願いをいたします。

○須山委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

分かりました。せっかく設けた目標でございますので、ぜひ達成するように努力していきたいというふうに考えております。

○須山委員長

よろしいですか。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、健康福祉部、病院局全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

大国委員。

○大国委員

先ほども、社会的養育推進計画でも出てきましたけれども、本会議で白石議員が取り上げられた母子生活支援施設のことでお尋ねしたいと思うんですけれども、県内で1つしかないということ、それから、市町村の措置によって利用がはじまるというものだと思うんです。

一つ教えていただきたいのが、一般に経済的困難なDV被害を対象ということになるんですけれども、経済的困難という場合、どういった場合がこの措置の対象になるのかというところをお示しいただきたいと思います。

それから、市町村が措置するんですけれども、それぞれによってばらつきと申しますか、むらがあると思いませんか、そういう状況だということなんですけれども、市町村ごとでどれぐらいなのかというところは認識していらっしゃるのでしょうか。それで、あわせて、しっかり市町村に対しての周知ということも、私からも求めておきたいと思えます。コメントがあればお願いします。

○須山委員長

岩崎青少年家庭課長。

○岩崎青少年家庭課長

まず、1つ目の経済的困難の場合ということでございますけれども、昨年度、令和5年度に県が、ひとり親家庭、母子世帯に実態調査をいたしました。1,000世帯から回答をいただきましたけれども、約45%の家庭の年収が250万以下という状況でございました。その背景としましては、お母さんが子どもを育てながらなかなか安定した仕事に就くことができない、あるいは、精神的な不安を抱えておられて仕事に就くことができない、様々なケースがあると思っております。この島根東光学園につきましては、そういった、経済的に困難な方、なおかつ、身近に頼る方がいらっしゃらない方、そういった方を保護して生活の支援をしていくことを目的としておりまして、そういった方の受皿となっております。

それと、2つ目、県内市町村の利用状況でございますけれども、市町村によっては、近年利用されたことない市町村がございます。特に、町村のほうでは利用が偏っている状況があると思っております。議会答弁でもお答えいたしました、市町村のほうも支援する担当者が替わったり、過去に利用したことのない市町村については、島根東光学園がどういった支援、どういった機能を持っているかということをご存じないといった状況も

あろうかと思っておりますので、近年、島根東光学園の機能とか役割を市町村のほうに詳しく紹介するような機会ありませんでしたけれども、今後はあらゆる機会捉えて、施設の役割等について紹介し、利用を促進していきたいと考えております。以上でございます。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

ありがとうございます。私が聞いたところによると、小さい自治体がという話だったんですけれども、市の段階でも若干多い、少ないというのがあるなというふうに感じておりますので、各市町村が措置の費用も確保しているとは思いますが、しっかり必要な方が利用できるように。措置の判断は市町村ですよ、そこが、一定、柔軟な対応もできるかとも思いますので、そのことも含めてよく、大事な施設、それから、自治体の役割に鑑みて利用が広がるということも期待したいと思います。答弁結構でございます。以上です。

○須山委員長

そのほかありませんか。

岸委員。

○岸委員

今日、審査の中で若干議論になっていましたけど、大屋委員、そして大国委員からも。病院局の関係で、もちろん、国の支援策っていうのがやはりこの地域の実情に見合っていないというところは当然あって、そこはそこで国に対して改善を求めるということは当然言っていかなきゃいけないんですけども、今回、一問一答でもあったように、やっぱり、病院の経営自体は非常に厳しい状況であって、これを、何とか少しでも改善する努力は、当然内部でもやっていかなきゃいけないところは確かなことなんだろうなというふうに思っています。そうした中で、答弁の中でも職員一丸となってやっていくんだという話もされましたので、実際に病院局に聞いてみると、経営通信とか、そういうので周知をしているということなんですけど、実際に、それが職員の皆さんに十分伝わり切っていないというのが実情なようでして、そういう声が結構上がっています。

それと、やっぱり、それぞれの持ち場があるわけで、職員の皆さんも。その職場で実際に何をやったらこれが改善につながっていくのかということころまでは、まだ腹に落ちてないんですよ。だから、それをきちっと伝えるようなシステムっていうか、体制を構築しないと、なかなか改善に向かっていけないと思うんですね。そこんところを今後どのように考えていくかということころは、僕は肝だと思っていて、現在考えていらっしゃるであれば、ぜひお話しいただきたいというふうに思います。

○須山委員長

山口病院事業管理者。

○山口病院事業管理者

経営状況を、定期的に職員に文書としてお配りはしております。なるべく見やすい形で、読みやすい、理解がすぐできるような形を工夫した通達をしているんですけども、岸委員の言われるように、全員にそれが周知されているかということ、なかなかちょっと自信がないところがございます。そして機会を捉えて、各職員からのいろんな御意見から、改善要望とか、そういったものも執行部のほうには上がってきておりますので、そういったこと

も今後フィードバックをしながら経営状況、病院全体としてどう取り組んでいるかということをしっかり全員に周知していくような取組を、さらにきめ細かくやっていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○須山委員長

岸委員。

○岸委員

ぜひとも、全職員の皆さんが一丸となることができるような体制を構築していただきたいんですけど、間違ったらいけないのは、あまりにも経営が厳しい厳しいということで萎縮してしまったりしようがないので、やっぱり、在宅医療っていう部分で県が果たすべき役割あるわけですから、そののところをしっかりと持ちつつ、自分がこう取り組んだら少しよくなったという満足感があれば、それがモチベーションにもつながると思うんで、ぜひ、そういう形で進めていっていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○須山委員長

よろしいですか。

池田委員。

○池田委員

毎年出しておるわけですが、放課後児童クラブの充実につきまして、また意見書を出したいと考えておるところでございます。ああやって、政府が昨年12月に、放課後児童対策パッケージ2025というのを出しましたが、これは、ちょっと本当にまだ初歩的なことしか網羅していませんで、県としては、放課後児童クラブについては、大変先進県ではあるわけですが、さらに充実させていくことと、また、昨今の諸物価高騰に対する対応は全くできていませんので、その点も含めて考えていただきたいということで、意見書の提出についてよろしく願いします。

○須山委員長

ただいま、委員会として意見書の提出を求める意見がありました。これまで、本委員会においても議論を重ねてきましたが、子どもを産み育てやすい社会をつくるためには、放課後児童クラブのさらなる安定運営や、保育環境の充実が必要と考えます。また、島根創生計画の理念に合致し、重点要望でも国に対して要望されています。したがって、本委員会として意見書を提出したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、異議がないようでございますので、そのように決定いたします。

それでは、意見書についてお諮りします。案文を今お手元にお配りしましたので、読み上げさせます。

○事務局（藤原書記）

放課後児童クラブの充実を求める意見書（案）。

令和5年12月にこども未来戦略が閣議決定され、少子化対策のための様々な取組や予算等を掲げる中で、放課後児童クラブの充実が進められてきた。また、令和6年12月には、待機児童の解消に向けた対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し令和6年から7年度に集中的に取り組むべき内容について、

放課後児童パッケージ2025として取りまとめられたところである。

現代のこどもは、様々な制約の中での生活を強いられている。昔は、学校が終わればこどもたち同士声を掛け合って自由に遊び、守られた環境で家に帰るまでの時間を過ごすことができていたが、今では、このような場所や時間がどんどん少なくなっている。

こうした中、放課後児童クラブは、放課後に学年の異なるこどもたちが一緒に生活する中で、社会の様々なルールなどを身につけるとともに、こどもの主体性や創造性を育む重要な居場所となっている。また、核家族化が進み、女性の就業率が伸び続ける中、放課後児童クラブの需要は増加する一方であり、近年では、多様化する利用ニーズへの対応も求められるようになってきている。こどもを産み育てる社会をつくるためには、保育所等の卒園後、学童期においても、子育てと仕事を両立できる環境を整えることが急務であり、放課後児童クラブの役割はますます大きくなっている。

このような放課後児童クラブの重要性を認識され、さらなる安定的な運営や保育環境の充実を図るため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

1、放課後児童クラブ運営を行うための十分な支援員体制と処遇の改善。放課後児童クラブを支える支援員は、長期休業以外は、平日放課後の業務が主であるため、給与水準が概して低く、就業時間も不規則である。そのため、十分な人員確保や定着が困難となっており、施設の運営悪化や待機児童の発生等に繋がっている。

放課後児童支援員の確保・定着に向けて、給与等の処遇改善や働きやすい環境の整備を進めることができるよう、補助基準額の増額など、財政支援をさらに充実させること。

2、放課後児童クラブを開設・運営しやすい支援制度の充実。施設整備について、国の補助基準額の増額や保育所等の社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡充、保育所に放課後児童クラブを併設する場合の補助制度創設などの支援を行うこと。また、開設後の改修・修繕にも柔軟に対応できるよう、支援制度を充実させること。

運営費支援について、実績による精算方式ではなく、積立て等により次年度以降の人件費や修繕、備品購入など、事業の充実に活用できる仕組みとなるよう見直しを行うこと。また、保育所の人材や利用されていない保育室などを使った小規模の預かりへの支援を充実し、持続的な運営が可能となるよう、見直しを行うこと。

3、近年の物価高騰への対応。放課後児童クラブの運営は、国庫補助及び利用者負担により成り立っており、物価が高騰しても、全てを利用者に価格転嫁することは困難である。長引く物価高騰はサービスの低下につながりかねない。

放課後児童クラブの安定した運営を図るため、物価高騰分を補助基準額に反映させるなど、必要な対策を講ずること。

以上です。

○須山委員長

ただいまの案文でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、御賛同いただきましたので、島根県議会会議規則第14条第1項により、本委員会取りまとめの議員提出議案といたします。

ほかにございませぬ。

大屋委員。

○大屋委員

浜田医療センターに、今から約十何年前ですか、早期がんを発見するPET-CTが今導入されております。今ちょっと、浜田医療センターが危機なのは、この医療機器の器具なんです、高額であること、3億5,000万ぐらいの価格がしておること、それから、石見地方は、浜田医療センターにPET-CTをということで、がん患者、あるいは県、地元の行政、あるいは利用者等々の強い要望で、肝いりで導入していただいた経過があるわけです。その当時は、島根県からも多額な支援を、もちろん浜田市もしていただいたり、それから、がん募金のほうからも予算を出していただいて今運営をされておるんですが、近年、その受診者が激減しとると。それから、耐用年数も十何年たって、来年の3月末で更新しなければならない。買い換えると、そういういろいろな課題が今あると。こういうことで、浜田医療センターとしては非常に更新は厳しい状況だということは、私ども聞いておるところです。現在、県として浜田医療センターPET-CTの件について、どのように状況を把握されておるか、その辺をまずお伺いしてみたいと思います。

○須山委員長

糸賀医療政策課長。

○糸賀医療政策課長

浜田医療センターにおけるPET-CTの状況ということでございます。以前から私どもものほうも、浜田医療センターさんのほうからそういうお話は何っておりまして、県としては、ああして広い、東西に長い県土ということで、各圏域でそれぞれの特殊な専門的な医療を確保、なるべく確保していただきたいということで、各圏域で唯一の機能を維持されている病院さんに対して、ある程度の高額の機器を整備する補助金を持っておりまして、その補助金がございますということで、浜田医療センターさんにはお知らせはさせてもらっておりまして、現時点、浜田医療センターさんでの、まだ、様々な判断の正式な最終回答はいただいておらない状況ではあります、現時点も、そういった整備も、補助金を使った整備も含めて、それも一つの選択肢として検討をされている状況だというふうに認識しております。以上でございます。

○須山委員長

大屋委員。

○大屋委員

それで、現実的に更新というのは厳しいということ、私も、地元の病院から聞いてるんですよ。今度、今月の3月18日に医療センターの運営協議会、これ、春と秋と年2回、健康福祉部の次長さんも来てもらったりするんですが、そのときにもいろいろな話が出ようかと思うんですが、県としても、いろんな課題はあるにしても、がん患者の会からも、ぜひ、いろんな問題はあるが、やっぱり石見地区で1か所しかない。これがなくなれば、出雲市のほうへ行くか、広島市へ行くかということになると、やはり、受診者の負担もかかる。あるいは、経費もそれなりにかかるかと。こういうことで、非常に危機感を持っておられるところであります。主体は、やはり医療センターが主体ですから、県やら浜田市のほうは、それが導入されれば支援をするということについては、それはそうだと思いますが、やはり、浜田医療センターと県と、しっかり、ちょっと連携を、情報を収集してい

ただきながら、県としてそれじゃあ何が出来るか、導入するに当たってですね。浜田医療センターに任せるんじゃないしに、やはり、浜田市もそうだけど、県として最大限の、やはり、導入、更新機器の、いわゆる更新ができる、そういう手だてをやっぱりしていただきたいというふうに思うんです。なかなか厳しい状況であるというのは私も聞いておるし、関係者もそういう思いはあるんですが、かといって諦めるわけにはいきませんし、今申し上げた、浜田市と最大限の連携を取って、医療センターの院長なり副院長なり、あるいは担当の部長なり、そこの辺はしっかりと連携取っていただきたい。3月18日にも、私ももちろん出席して意見なり要望は言おうとは思っておりますが、そこの辺は、そういう対応というのは取ってもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○須山委員長

糸賀医療政策課長。

○糸賀医療政策課長

委員おっしゃいますとおり、改めまして、浜田医療センターですとか、浜田市とも情報共有させてもらいながら、現状なりを確認させてもらいまして、県としてどういうことができるのかっていうところも、機器整備も含めて検討をさせてもらいたいと思います。以上でございます。

○須山委員長

山崎がん対策推進室長。

○山崎がん対策推進室長

委員おっしゃいますように、浜田医療センターは、県西部で唯一、国からがんの診療連携拠点病院として指定を受けていらっしゃる病院でございます。県西、浜田圏域に限らず、益田ですとか、県西部におけるがん医療の中心的な役割を担っていただいているところでございます。先ほど、糸賀医療政策課長が申し上げましたけれども、県といたしましても、浜田市さん、当然、浜田医療センターさん等の御意見もお伺いしながら、県としてどういうことができるかということも考えていきたいと思っておりますので、以上でございます。

○須山委員長

よろしいですね。（「はい」と言う者あり）

それでは、以上で健康福祉部・病院局所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆さんにおかれましては、多分これが、このメンバーでやる最後の常任委員会になるというふうに思います。大変、1年間お世話になりました。ありがとうございます。

どうぞ、御退席ください。

委員の方は、しばらくお待ちください。

[執行部退席]

○須山委員長

それでは、委員会を再開をいたします。

これより環境生活部所管事項について、審査及び調査を行います。

はじめに、環境生活部長の挨拶を受けます。

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

須山委員長、久城副委員長をはじめ、環境厚生委員会の皆様には、環境生活部所管の諸

施策の推進につきまして、平素から格別な御指導、御協力を賜りますこと感謝申し上げます。

昨日は、各委員の皆様をはじめ、県議会の総意により国スポ・全スポ開催に向けた決議のほどを賜ったところでございます。県民の皆様が期待感や高揚感を持って進めていけるよう万全の準備を行ってまいりますとともに、改めて、その重責を実感しております。今後、折に触れ、御指導、御助言のほどをいただけますと喜びます。よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、私のほうから4点御報告をさせていただければと思います。

まず1点目が、第79回国民スポーツ大会冬季大会の結果についてでございます。スケート、アイスホッケー競技が、1月26日から2月5日まで岡山県と群馬県で、スキー競技が、2月13日から16日まで秋田県で開催されたところでございます。本県からは、スケート競技2名、スキー競技に22名の選手、監督を派遣したところでございます。入賞こそございませんでしたが、スキー競技のクロスカントリーにおきましては、成年男子リレーで14位、成年男子Cで高野選手が20位になるなど、選手の皆さんには、これまでの努力の成果を遺憾なく発揮し、本当によく頑張っていたと思います。

また、続きまして、島根かみあり国スポ・全スポの大会イメージソングについてでございます。大会イメージソングの楽曲投票キャンペーンを2月の21日から3月の16日まで行っております。全国から280曲が寄せられまして、一次選考を経て絞り込まれた16曲を現在特設ウェブにて掲載をしております。御試聴の上、皆様からも御投票いただきますと喜びます。

次に、災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定の締結について御報告いたします。災害時におきましては、避難所などのし尿の適切な収集も大きな問題となることから、県では、市町村からの協力要請に対応するため、事業者団体である島根県環境整備事業協同組合、島根県環境保全協会と、それぞれ、個別に災害支援協定を平成19年に結んでおります。このたび、両団体が災害対応の協議会を設置する運びとなりましたことから、新たに連盟で県との協定を締結することとなりました。締結式を、来週月曜日、10日に予定をしております。この協定によりまして、大規模災害時のし尿処理の広域かつ迅速な対応力強化が図られることで、県民の安全安心な暮らしを守ることに資するものと考えております。

最後となりますが、本日お手元のほうには、三瓶自然館サヒメルのチラシをお配りしております。春の企画展「はためく生きもの～国旗に描かれた動植物～」では、世界各国の国旗に描かれた生き物を、その背景とともに御紹介をさせていただいております。3月15日から5月25日まで開催いたしますので、こちらも三瓶までお運びいただきまして、ぜひ御覧いただければと思います。

本日は、条例案1件、令和7年度予算案、令和6年度補正予算案2件の審議をお願いするほか、11件の報告をさせていただければと思います。報告事項のうち、今年度策定・改訂作業を行いました計画等につきましては、最終案の状況報告をすることとしております。前回の報告以降の動きやパブリックコメントの結果、それらを受けて修正した点等を中心に報告をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○須山委員長

ありがとうございました。

それでは、2、議案の審査を行います。

本委員会に付託された環境生活部に係る議案は、条例案1件、予算案3件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第41号議案について執行部から説明してください。

角森自然環境課長。

○角森自然環境課長

資料の1ページを御覧ください。第41号議案、島根県立自然公園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

島根県では、県内の優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図るため、自然公園法に準拠して島根県立自然公園条例を定め、県立自然公園を指定しております。

今般、その自然公園法が一部改正されたこと、また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例について所要の改正を行うものです。

2、主な条例改正の概要でございます。(1)は、県立自然公園の利用促進につなげるため、①利用拠点整備改善計画と②自然体験活動促進計画に関する手続を簡素化します。市町村や事業者等から成る協議会が、①では、自然と調和した街並みづくりを図る計画を、②では、質の高い自然体験活動の促進を図る計画を策定し、それぞれ知事の認定を受けた場合は、その計画に記載された事業であれば、実施に必要な本条例上の許認可手続を不要とするものです。(2)は、豊かな自然環境の確保に向けた県立自然公園における利用規制の強化です。①は、公園利用に係る規制の追加で、野生動物の餌づけ等の行為を規制対象に追加するものです。②は、違法伐採等の禁止行為に対する罰則の引上げで、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金を、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げるものです。(3)は、刑法等の一部改正に対応するため、懲役を拘禁刑に改めるものです。

3、施行期日については、(1)は令和7年4月1日、(2)の規制強化については、公布から3か月を周知期間として設定した上で令和7年7月1日、(3)については、刑法等の一部を改正する法律の施行日である令和7年6月1日としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○須山委員長

説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。

大国委員。

○大国委員

説明にもあったとおり、利用促進につながる規制緩和という内容が含まれているということだというふうに思うんです。これ、元が自然公園法の改定というのがあるんですけども、今日説明があった2の(1)の①のところ、ここが私、ポイントかなというふうに思っていて、この利用拠点整備改善計画なる、こういう計画の手続が簡素化されるということなんですけれども、法改正の中で、ここにも出ています、協議会と、協議会というものが設置をされると。この協議会というものが一体何なのかというところを見ると、市町村や事業者、等というのがありますけれども、市町村や事業者が中心となって市

町村と一緒にこの協議会をつくり、その協議会が様々な計画を策定すると。知事の認可というのは、当然これ必要にはなってくるんですけども、今、全国でどういうことが起きているかという、例えば、自然豊かな国立公園の中に大きなリゾートホテルが開発されようとしたり、言わば、本来、この国立公園ならば、自然をしっかり守らなければならない。当然、利用という点では、その自然を生かした利用と、このバランスというのは非常に大事だと思うんです。今回のこの協議会の構成が、事業者を中心としたものになるということは、この保護のほうがおろそかにされて、開発が優先されるのではないかというふうに懸念を持っています。開発を促進するための、ここでは利用促進という言い方ですけども、開発が促進される規制緩和につながるのではないかというふうに思っています。

そこで伺いたいのが、当然、自然公園ですので、自然を守らなきゃいけない。当然、自然保護団体とか、そういう専門家だとか、有識者の方も当然いらっしゃるんですけども、そういう方がこの協議会の中に、構成員として私は当然入るべきだろうというふうに思うんですけども、今回のこの条例の改正案ですと、市町村や事業者等というふうになっていますが、事業者と市町村で、有識者や、あるいは、その自然保護団体が入らない協議会っていうのも、これ可能となるんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○須山委員長

角森自然環境課長。

○角森自然環境課長

御質問いただきました協議会といいますのが、組織の主体であるのは市町村で、事業の実施者、施設や土地の所有者等が構成員となります。また、市町村が必要と認める場合においては、有識者や自然保護団体等も構成員とすることができます。以上です。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

ありがとうございます。それ、すなわち、先ほど説明があったとおり、有識者、あるいは自然保護、環境保護団体というのは、自治体が認めればということで、限定的になってしまうというのが今回の法改正だったり、条例だというふうに思います。やはり、こうすると、本来県立自然公園という、自然を保護する、そのための条例だったり、あるいは法律だったりするにもかかわらず、開発が促進されてしまうということが、やはり危惧されるのではないかなというふうに思います。これは意見でございます。

そのような理由から、私は今回の条例改正というのは賛同できないということも付言しておきます。

○須山委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

そうしますと、御異議がありました第41号議案について、挙手により採決をしたいと思えます。

お諮りいたします。第41号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○須山委員長

挙手多数。よって、第41号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、予算案の審査を行います。

はじめに、令和7年度当初予算について審査を行います。令和6年度補正予算に係る第1号議案については関連するため、併せて説明を受けたいと思います。

なお、第1号議案の採決については、後ほど補正予算の採決に併せて行います。

それでは、令和7年度当初予算に係る第3号議案のうち関係分、及び、令和6年度補正予算に係る第1号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は、全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

徳永環境生活総務課長。

○徳永環境生活総務課長

第3号議案、令和7年度当初予算のうち環境生活部関係分及び第1号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算（第9号）関係分について説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。はじめに、第1号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算（第9号）について。2ページの表は、初日提案分の課別の予算額一覧でございます。国の経済対策に係る補正予算を活用する事業に必要な予算を計上しております。表の補正額Bの列の一番下、部計に記載のとおり、総額で4億3,400万円余の増額補正をお願いするもので、補正後の合計額は、その右、89億9,700万円余となります。

続いて、3ページをお願いします。事業内容の一覧表でございます。初日提案分は、自然環境課と廃棄物対策課で増額補正をお願いするものです。

まず、自然環境課は、1億8,600万円の増額です。内訳は、1番、しまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業費では1億2,000万円の増、2番、隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業費では6,600万円の増となります。今回の補正により、備考に記載のとおり、県の自然公園3か所の施設整備を進めることとしております。

次に、廃棄物対策課は、2億4,800万円余の増額で、内容は、事業者による海岸漂着物の回収・処理を実施するための事業費となります。

続いて、4ページ、繰越明許費の補正です。今回は、先ほど説明した2つの課の補正について全額の繰越しをお願いするもので、追加分2件、変更分1件となります。

まず、上の表、追加分について。2件いずれも国の補助決定の遅延によるもので、自然環境課の隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業費では、補正予算額6,600万円、廃棄物対策課の海岸漂着ごみ等の回収・処理対策事業費では、補正予算額2億4,800万円余、いずれも全額を繰り越すものです。

続いて、下の表、変更分について。自然環境課のしまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業費では、11月議会において議決いただきました限度額の変更となります。これも追加分と同様に、国の補助決定の遅延によるもので、補正予算額1億2,000万円を全額繰り越すことに伴う限度額の変更でございます。

第1号議案については以上です。

続いて、5ページを御覧ください。第3号議案、令和7年度島根県一般会計予算のうち

環境生活部関係分について説明いたします。

はじめに、部全体の概要について。環境生活部の令和7年度当初予算は、課別予算額の表の一番下、部計欄のとおり、部全体で72億3,300万円余となっております。令和6年度当初予算と比較しますと、一般職給与費が、給与改定の影響などにより1億2,700万円余の増額、給与費を除く事業費が4億8,200万円余の増額で、合計6億900万円余の増額となっております。増額の主な要因としては、人件費や物価の上昇を、指定管理料などに適切に反映するための労務単価上昇等の加算として、部全体で約2億2,000万円を増額しており、その内訳は、指定管理料が約2億円、外郭団体への業務委託等が2,000万円余となっております。そのほか、課別の主な要因は、文化国際課で、多文化共生推進拠点施設の移転・整備により1億8,200万円余の増、環境政策課で、国の交付金を活用したしまね脱炭素加速化支援事業の取組の拡充により1億1,300万円の増などがございます。なお、自然環境課が対前年度比で1億1,700万円余の減額となっている主な要因は、先ほど説明しました2月補正初日提案分の2つの事業の増額補正分について、令和7年度当初予算から令和6年度補正予算へ前倒しをしたため、当初予算の比較では減となっております。

続いて、6ページからは、課ごとに、課別事業別一覧と主要事業の概要をまとめております。それに加えて、島根かみあり国スポ・全スポ準備室及び廃棄物対策課は、補足説明資料をつけております。なお、主要事業の概要の資料の見方について、金額は令和7年度当初予算額を記載しておりますが、先ほど説明しました2月補正初日提案分がある場合は、その予算を含んだ金額となっております。その下に、内数で補正予算額を記載しております。また、予算額の右側の括弧は、一般財源の金額ですので、御承知願います。

それでは、各課の予算について順次説明いたします。

まず、6ページ、環境生活総務課でございます。当課の令和7年度当初予算の総額は3億5,800万円余で、令和6年度当初予算と比較して、3,100万円余の増額となっております。主な増減ですが、1番、一般職給与費では、給与改定の影響により2,200万円余の増。4番、活動団体の自立促進と活性化事業費では、労務単価上昇分の加算対応として、委託先団体の人件費等の増額により約300万円の増となっております。また、12番、消費者行政推進・強化事業費では、2,000万円余の減となっておりますが、これは、消費とくらしの安全室が所管する事業について、第2期島根創生計画との整合を図るため、事業を再編成したことによるものです。これに関連して、7番、8番、9番、11番の4つの事業費が増額となっておりますのは、12番から一部の事業を移行したことに伴うものでございます。

主要事業の詳細については、それぞれの担当室長から説明いたします。

○須山委員長

安達NPO活動推進室長。

○安達NPO活動推進室長

引き続き、NPO活動推進室でございます。そうしますと、資料の7ページをお願いいたします。

1番、活動団体の自立促進と活性化事業費でございます。予算額は3,500万円余でございます。この事業は、NPOの活動が活発化し、よりよい地域づくりが展開できるよ

う、団体の自立促進、活性化を図ることを目的に実施するものでございます。①の県民活動拠点整備事業は、全県の間接支援機能を有しますしまね県民活動支援センターを財団に置きまして、総合的な支援を行うこととしており、その総合的な支援の内容につきましては、②から⑥にお示しをしております。②と③は、NPOが持続して安定的に活動できるよう、各種研修及び専門相談などの実施によりまして、団体の組織基盤、財政基盤の強化を図ることとしております。⑤と⑥では、専用サイトや情報誌を活用しまして、NPOの情報発信の支援や補助金情報など、活動支援につながる情報の提供を行うほか、新たにSNSを活用した情報発信に取り組むこととしております。最後、⑦番、県の直営事業ですけれども、低金利で融資を行いまして、資金調達の手段が限られています団体の活動支援を行うこととしております。

次に、2番、しまね社会貢献推進事業費でございます。予算額は3,000万円余でございます。この事業は、県民や企業などから頂きました寄附金で造成します基金を活用して、NPOの活動を支援する事業で、社会貢献活動のより一層の推進と活性化を図ることを目的に実施するものでございます。事業名の頭に丸で付している数字と事業イメージのポンチ絵に記載の番号、これ、赤枠で囲ってありますけれども、これを関連づけて記載しておりますけれども、まず、①しまね社会貢献基金造成事業は、頂いた寄附金を基金に造成、積立てをするための予算でございまして、②の県民いきいき活動促進事業は、この基金を財源に、ポンチ絵に記載の(1)から(3)、この3つの事業を行う団体に対して支援をする事業費でございます。

NPO活動推進室からは以上でございます。

○須山委員長

実原消費とくらしの安全室長。

○実原消費とくらしの安全室長

それでは、8ページをお願いいたします。3番、消費者団体等活動支援事業費については、予算額600万円余でございます。消費者被害を防ぐため、地域や職域において消費者教育や啓発を担っていただく消費者リーダーの育成講座を開催するほか、適格消費者団体の認定を目指して活動する団体の活動を支援いたします。また、高齢者や障がい者など、消費生活上特に配慮を要する消費者の被害を防ぐため、市町村が設置する地域見守りネットワークの活性化のための研修等を実施いたします。

次に、4番の犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業費について、予算額は300万円余でございます。犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等支援の推進のため、警察等関係機関と連携し、広く県民の皆様の関心を高め、理解を深めていただくための啓発等に取り組みます。また、犯罪被害者等の支援窓口の周知や市町村担当者会議や研修などを通じ、犯罪被害者等支援体制の充実を図ってまいります。③番の犯罪被害者等見舞金制度事業では、犯罪被害者の御遺族や犯罪行為によって重傷病や精神疾患を負われた方の経済的負担を軽減するため、見舞金の支給を実施いたします。

私からは以上でございます。

○須山委員長

石田人権同和対策課長。

○石田人権同和対策課長

人権同和対策課の令和7年度当初予算について説明いたします。資料の9ページを御覧ください。

総額は2億8,900万円余、対前年度比8,400万円余の増額となっております。増額の要因について主な事業で申し上げますと、まず、6番の隣保館の運営や広域隣保活動等を行う市町村に、国が2分の1、県が4分の1の負担割合により補助金を交付する隣保館運営等事業費におきまして、7,800万円余の増額となっており、その大半の7,700万円余が隣保館の移転改築を行う大田市への国及び県の補助金となっております。次に、4番の人権研修事業費、こちらは県民、企業、団体などを対象に実施する人権研修等に要する経費として3,600万円余を計上しておりますが、令和7年度は啓発指導講師等に係る人件費単価の増に伴いまして、400万円余を増額をしております。そのほか、本課の主な事業としまして、2番の人権啓発事業費、これは人権啓発推進センターが行いますしまね人権フェスティバル、人権啓発ポスターコンクールをはじめとします人権啓発と、LGBT等に関する相談体制の運営等に要する経費として、前年度並みの2,000万円余を計上しております。

人権同和対策課からは以上でございます。

○須山委員長

山本文化国際課長。

○山本文化国際課長

10ページをお願いいたします。文化国際課の当初予算額は2億1,300万円余を計上しており、令和6年度当初予算と比べて1億4,500万円余の増となっております。主な増減ですが、5番、多文化共生推進事業費や多文化共生推進拠点施設の移転・整備に係る増、10番、芸術文化センター事業費は、20周年関連事業等による増、13番、芸術文化センター整備事業費は、設備改修分の減となっております。なお、9番、県立美術館事業費、10番、芸術文化センター事業費、11番、島根県民会館事業費に共通する増は、人件費や物価の上昇分を指定管理料に反映したことによるものです。

11ページを御覧ください。債務負担行為についてです。芸術文化センターのホール映像・音響関係設備の改修費につきまして、令和7年度から令和8年度まで、島根県民会館整備費につきまして、令和7年度から令和9年度までの債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、主要事業の概要により御説明いたします。12ページを御覧ください。1、多文化共生推進事業費では、外国人住民が安心して暮らすことができる生活環境づくり、外国人住民と日本人住民がともに支え合う地域づくりを推進するための予算として、2億2,700万円余を計上しております。多文化共生推進拠点施設の移転・整備については、工事、移転に係る経費1億7,300万円余を計上しております。現在の施設から移転し、専用相談室や研修室を整備することにより、多言語によるワンストップ型相談窓口の相談体制の拡充や、日本語教室開催などに係る日本語教育環境の充実を図ります。スケジュールですが、6月までに設計を行い、令和7年度中には工事、移転を完了し、令和8年4月から新しい拠点において事業に取り組む予定としております。そのほか、外国人地域サポーターの配置や、外国人住民が住みやすい地域づくりについて賛同する企業を、外国人サポート企業として認定するなど、様々な場面において外国人住民と地域住民

がともに支え合う地域づくりに取り組んでまいります。事業実施に当たっては、しまね国際センター、市町村、関係団体等と協力、連携して進めてまいります。

以上です。

○須山委員長

伊藤文化振興室長。

○伊藤文化振興室長

続きまして、私から文化振興室の主な事業を御説明いたします。13ページを御覧ください。

2、文化芸術振興支援事業費では、2,100万円余の予算を計上し、文化芸術活動への県民参加機会の提供や、将来の担い手育成に向けた取組を進めてまいります。

3、浮世絵コレクション活用事業では、3,100万円の予算を計上しております。県内外からの来館者の増加を図るため、美術雑誌等への広告掲載、ワークショップの開催などによる魅力発信や、誘客に向けた取組を強化し、大阪・関西万博でのPRや出雲空港到着ロビーへの電照広告掲示などを行ってまいります。

14ページを御覧ください。4、芸術文化センター事業では、20周年関連事業費及び魅力発信強化事業として、1億1,900万円余の予算を計上しております。令和7年度に開館20周年を迎える芸術文化センターは、地域への愛着や誇りの醸成、県内外からの来館者の増加による地域活性化につなげるため、生誕100周年を迎える森英恵先生の展覧会をはじめ、世界で活躍する音楽家による国際音楽交歓コンサートを開催するなど、記念事業を地域住民、関係機関と一体となって実施してまいります。③魅力発信強化事業として、企画展に併せた魅力的なイベントの開催や施設の特徴を生かした取組など、首都圏からも注目される企画を充実し、萩・石見空港の利用促進にもつながるよう取り組んでまいります。

5、芸術文化センター整備事業費では、施設の魅力向上、機能アップを図るため、計画的に修繕・更新を実施しております。令和7年度には、情報通信基盤システムのリース料として1,000万円余の予算を計上しております。また、令和7年度から令和8年度にかけて、1億6,500万円余の債務負担行為を設定し、ホールにおいて高画質の映像やクリアで高音質な音声を提供できるよう、映像・音響関係設備を改修する計画としております。この改修に伴い、工事期間の一部において、大・小ホールの利用を休止する予定としております。

次に、15ページを御覧ください。県民会館整備事業につきましては、令和7年度に改修工事に伴うホール内の備品等の移転費として、400万円余を計上しております。また、令和7年度から令和9年度にかけて、72億2,500万円余の債務負担行為を設定しております。工事の概要は、令和6年8月の常任委員会で御説明いたしましたが、その後、工事工程などの調整を図り、洋式化していない2階、4階のトイレも含めて改修する計画としております。

最後に、参考として芸術文化センターと県民会館のホールの利用休止期間を図でお示ししておりますが、両施設のホール休止期間が重ならないよう工事を計画しております。

文化国際課からは以上です。

○須山委員長

青木スポーツ振興課長。

○青木スポーツ振興課長

16ページをお願いいたします。スポーツ振興課の予算につきましては、総額16億8,000万円余で、前年度比1億300万円余の増となっております。主な内容についてですが、番号2の国民スポーツ大会競技力向上対策事業につきましては、後ほど担当室長より、7の障がい者スポーツ振興事業費のうち、備考欄にあります全国障害者スポーツ大会選手強化育成事業につきましては、準備室長のほうで御説明いたします。

その他、主な増減についてですが、5の国民スポーツ大会中国ブロック大会開催事業費につきましては、昨年は島根の開催でしたが、本年は鳥取の開催のため皆減となっております。逆に、6の選手派遣事業費におきましては、そのブロック大会への派遣と昨今の宿泊費高騰に伴い、2,200万円余の増額をしております。

次に、8、9の施設管理運営事業費につきましては、指定管理の人件費や物価上昇分を反映するとともに、9の障がい者利用施設、県立はつらつ体育館のことでございますが、アリーナの空調設備の新設とバスケットゴールの更新費用を含め、4,200万円余の増額となっております。

また、下段の債務負担行為ですけれども、県立体育5施設の指定管理料につきまして、今年度は見直しの年でありました。人件費や物価上昇などを踏まえ、指定管理料を増額したため、後年の限度額を8,000万円余り増額したものであります。

私からは以上でございます。

○須山委員長

松本競技力向上推進室長。

○松本競技力向上推進室長

17ページをお願いします。国民スポーツ大会競技力向上対策事業でございます。予算額は8億5,800万円余です。競技力向上対策は、育成期、充実期、躍進期と、3年ごとに区切って取組を進めています。令和7年度は充実期の2年目になり、総合得点1,000点、総合順位20位台に向けて、引き続き4つの柱で取組を進めてまいります。

組織体制の整備・充実では、競技団体が行う先催県等への視察活動や、ふるさと選手確保・県内就職支援のための県外大学等への訪問に係る経費を支援します。

次に、選手の発掘・育成・強化です。2030年に向けた選手育成として、競技人口が少ない競技が多くある本県では、そうした競技の選手を発掘し、計画的に育成していくことが必要です。このため、2030年に高校生となる今の小学生を主な対象として、競技団体が行う体験会や教室の開催を支援します。また、島根アスリートキッズによる未普及競技を中心とした選手育成を引き続き進めます。また、2030年に向けて、これまで育成してきた小学生が来年度から中学生になります。中学生になっても、これまで取り組んできた競技が続けられるよう、中学校に部活動がない競技について競技団体によるクラブ創立・運営を支援し、高校まで継続して競技ができる環境を整え、競技継続を働きかけます。次に、少年選手の強化として、中学校在学時に全国大会等で上位入賞した選手に対し、高校入学後3年間の競技活動費及び寮費等を支援し、有望選手の県外流出防止を図るとともに、有望選手が不足する競技では、県外からの入学を促進し、少年の競技得点の上積みを図ります。この事業は、今年度から開始し、今年度は支援対象が高校1年生のみでした

が、来年度は、1年生、2年生と2学年となりますので、予算額を大きく増やしております。また、国スポ強化指定校や競技団体の強化活動を支援します。次に、少年選手の競技得点に比べ、成年選手の得点が半分にも満たない本県では、成年の競技得点の上積みが必要です。このため、県内企業に選手雇用の受皿として御協力いただき、就職支援により優秀な選手を確保していきます。優れた選手や指導者を雇用していただいた企業に対しては、奨励金を支給し、選手が競技活動に取り組みやすい環境づくりを促します。

次に、指導者の養成・資質の向上では、強化指定校への専門的な指導ができる地域指導者等の配置、強化指定校や競技団体の指導者を対象とした年間カリキュラムによる研修等を実施します。

次に、選手・指導者を支える環境整備では、普及・強化に必要となる競技用具の整備や練習拠点施設として、県立水泳プールの屋内飛び込み練習場、隠岐水産高校の屋内相撲練習場、大東のクレ射撃場などの整備を進めます。また、強化指定校や競技団体にスポーツトレーナーやスポーツ栄養士等の派遣を行います。

次の、18ページ、障がい者スポーツ振興事業費については、次の準備室の予算の中で御説明させていただきます。

私からは以上です。

○須山委員長

清水島根かみあり国スポ・全スポ大会準備室長。

○清水島根かみあり国スポ・全スポ大会準備室長

資料の19ページをお願いいたします。島根かみあり国スポ・全スポ準備室の予算について御説明いたします。

令和7年度当初予算といたしまして、5億700万円余を計上しております。今年度と比べまして1億600万円余の増額となっており、事業費の主な要因といたしましては、3、国民スポーツ大会競技施設整備事業費の増と、4、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金積立事業費の利子収入等の増、また、新規で、5、全国障害者スポーツ大会開催準備事業を開始することによるものです。また、このうち、下の表の国民スポーツ大会競技施設整備事業費につきましては、自転車競技場調査・設計費について、令和8年度に7,500万円余の債務負担行為をお願いするものです。

それぞれの主要事業につきましては、次の20ページ、21ページに記載しておりますが、22ページからの補足資料に、現在の準備状況とともに主要事業の内容も記載してございますので、補足資料にて説明させていただきます。

22ページをお願いいたします。1、大会までのスケジュールです。令和6年度は、中央競技団体の正規視察を受けており、開催5年前となる令和7年度は、6月末までに、昨日、議員の皆様にご議論いただきました決議書とともに、開催申請書を日本スポーツ協会に提出し、7月に開催内定となります。また、開催3年前となる令和9年度に、国スポを開催決定となる予定です。この5年前の開催内定から、市町村にも国スポ準備委員会設立などの動きが出てくるほか、今年度の中央競技団体の視察による指摘事項等を踏まえまして、競技施設の整備が進んでまいります。

次に、2、会場地等の選定状況です。国スポでは、新たに公開競技、デモンストレーションスポーツについて、また、全スポでは、正式競技のうち、未選定の4競技について、

3月13日に開催を予定しております県準備委員会において会場地市町村の選定を行う予定としております。

3、中央競技団体による正規視察では、今年度中に、38競技のうち36競技を終える予定で進めております。今年度実施できなかった記載の2競技、ゴルフと自転車競技のトラックにつきましては、所要の条件や調整が整い次第、視察を行う予定でございます。

次に、23ページを御覧ください。令和7年度の主な事業について御説明いたします。

(1) 国民スポーツ大会開催準備事業では、9,400万円余を計上しております。①県準備委員会の運営等では、先ほど御説明いたしました開催内定に必要な手続を行ってまいります。また、2つ目のポツですが、新たに、警備・消防専門委員会を設置する予定としております。②県民向け広報・機運醸成は、開催内定という節目の年になりますことから、取組を強化してまいります。3つ目のポツ、大会のイメージソングにつきましては、冒頭、部長からも説明がありましており、全国公募により応募いただいた280曲から、音楽関係の方を交えて第一次選定した16曲を現在ホームページで公開しており、今後、一般評価も参考に夏頃までに最終決定し、ダンス制作等にも活用していくこととしております。③では、競技団体が行う審判員等の要請などの取組を引き続き支援してまいります。④輸送・交通基礎調査では、大会に参加する選手、関係者等の県内輸送計画策定に必要な現況調査を実施いたします。

次に、(2) 国民スポーツ大会競技施設整備事業では、2億1,800万円余を計上しております。①自転車競技場につきましては、現在、出雲市から御提案のありました2か所の代替候補地のうち、平成スポーツ公園野球場において、測量・地盤調査を行っております。もう1か所の旧出雲エネルギーセンターにつきましては、のり面の一部掘削が必要なことは以前にお伝えしておりますけれども、専門家の意見を踏まえまして、できるだけ土木工事を伴わずに大会運営に必要な施設を配置できないか等、検討を続けております。仮に新設する場合においては、令和11年のリハーサル大会に間に合わせる必要があることから、そのスケジュールから逆算いたしますと、来年度上半期には設計に入る必要がございます。そのため、令和7年度の関係事業予算に自転車競技場を新設する際に必要な設計費等を計上をさせていただくものです。また、詳細設計は1年以上を要する見込みのため、併せて令和8年度に7,500万円余の債務負担をお願いするものです。来年度上半期から設計に入るには、6月頃には方向性を定める必要があり、そのためには、測量等調査を5月末頃までには終え、併せて自転車競技場を整備する場合の全体事業費を算出するとともに、他の競技会場施設の整備状況等、国スポに係る施設整備全体の事業費規模も総合的に勘案して、最終的に判断したいと考えております。②島根県ライフル射撃場につきましては、老朽化対策を含めた改修の設計費を、③県立サッカー場につきましては、電光掲示板や照明設備の更新、必要な芝生の改修を行うための設計費を、④県立プールにつきましては、現在2台ある電光掲示板に不具合が発生しておりますため、国スポ・全スポに向けた改修に前倒して更新をしたいと考えております。

続いて、24ページを御覧ください。⑤市町村競技施設整備費補助金については、1,600万円余を計上しております。内訳は、アからエに記載のとおり、1市2町から4件の施設整備に係る補助金申請の見込みがございます。この補助金の補助対象事業につきましては、表の下に記載の1から4の項目に該当するものが対象となっております。上の表

のアの安来市民体育館につきましては、ユニバーサルデザインに対応するトイレ改修等を、イ、ウの邑南町の2施設の野球場につきましては、視察時の指摘事項に伴うフェンスやネット等の改修を、エの日原特定公園多目的体育館につきましては、国スポの施設基準に対応する競技用ウォールの整備に係る所要経費の一部を補助金として計上しております。

なお、補助率につきましては、このページ下の表にありますとおり、一般競技施設と特殊競技施設、これは、県内に施設基準を満たす既存の施設がない場合に、常設や仮設で整備を行う施設のことを指しますが、それぞれの整備内容により補助率が異なってまいります。これらを踏まえまして、アからエの事業の県補助金額につきましては、一番下に記載の計算方法により、補助対象経費から過疎債やスポーツ振興くじ助成金などの活用による控除額を除いた額に規定の補助率を掛けて市町村の実負担を算出したものとなっております。

続いて、25ページを御覧ください。(3)全国障害者スポーツ大会開催事業では、1,600万円余を計上し、全スポ開催の運営に必要となる3つの事業を実施いたします。新規といたしまして、①全スポ出場に必要な障がい区分等の適合判断を行う審査員を養成するほか、②全スポ大会の円滑な運営に向けて、会場地施設のバリアフリー状況を調査いたします。また、③で引き続き情報支援ボランティアの養成を行ってまいります。

(4)障がい者スポーツ振興事業では、2,500万円余を計上し、全スポに向けて主に2つの事業を実施いたします。①選手強化育成事業です。本県では、全スポ選手の確保、育成も課題の一つであるため、コーディネーターを2名配置し、競技体験会の開催や活動拠点の確保等を通じまして、全スポの出場選手の確保、育成を図ります。また、②全スポ競技種目普及事業におきまして、練習環境を整備するために、特別支援学校等における競技用具等を整備するほか、スポーツ交流会等を開催いたします。

私からは以上です。

○須山委員長

角森自然環境課長。

○角森自然環境課長

自然環境課の予算について御説明いたします。資料の27ページを御覧ください。

当初予算額は9億4,200万円余で、令和6年度当初予算と比べて1億1,700万円余の減額となっております。減額の主な要因は、先ほど環境生活総務課長が説明しましたとおり、2月補正初日提案分の増額補正分について、令和7年度当初予算から令和6年度補正予算へ前倒しをしたため、当初予算の比較では減となっております。大きな増減のあった事業のうち、2番と3番につきましては、後ほど次ページで御説明をいたします。4番、三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費では、人件費や物価の上昇を指定管理料に反映して所要額を積算したこと、三瓶自然館の望遠鏡設備の更新、新館及び別館のLED化などにより増額となっております。7番、市町村自然公園等施設整備支援事業費は、公園施設の整備に対する国の交付金を、県が一旦受け入れて市町村に交付するもので、市町村の要望額を計上しており、7年度は、6年度に比べて要望額が少なかったことによる減額となっております。9番、しまねの希少野生動植物等普及啓発事業費は、7年度にしまねレッドデータブックを改訂するため増額となっております。従来の冊子に加え、ウェブサイト上でもデジタルブックとして掲載する予定です。

続きまして、主要事業について御説明をいたします。28ページを御覧ください。

1番、しまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業費につきましては、6年度補正予算と合わせた総額ベースで2億1,500万円余を計上しております。①の受入れ環境の整備では、大山隠岐国立公園をはじめ、県内の自然公園において安全安心で快適に滞在できる環境を整備するため、1億8,200万円を計上し、環境省の交付金を活用して、旅伏山・鱒淵寺モデルコースの歩道再整備等を実施します。②の誘客促進補助金は、自然公園を活用した取組に対する補助制度で、体験プログラムの拡充や周遊促進などを支援し、自然公園への誘客を促進するものです。③は、国内外から誘客を促進するため、自然公園の魅力の情報発信に取り組むものです。

次に、29ページ、2番、隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業費につきましては、6年度補正予算と合わせた総額ベースで、2億7,000万円余を計上しております。①では、世界ジオパーク認定継続に向けた施設整備のため、1億6,400万円余を計上し、油井ノ池園地の木道再整備等を実施します。また、町が整備した拠点施設等の整備費の償還への支援、隠岐ジオパーク推進機構による魅力向上のための活動や広報等を支援してまいります。

最後に、3番、県民参加による自然保護活動事業費では、身近な地域の貴重な自然や自然公園等を守り、活用していくボランティアの活動を支援するものでございます。500万円余の予算を計上し、自然体験ガイドや保全活動の担い手養成等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○須山委員長

西環境政策課長。

○西環境政策課長

環境政策課分について説明いたします。30ページを御覧ください。

令和7年度当初予算は、10億9,100万円余となっており、令和6年度と比較しますと、2億5,100万円余の増額でございます。2番のエコライフ推進事業費が、令和6年度当初と比べ1億3,000万円余の増額になってはいますが、主に、国の交付金などを活用したしまね脱炭素加速化事業の拡充によるものでございます。3番の産業廃棄物減量促進基金造成事業費については、税込見込みの増加による1億円余の増。5番の大気環境保全対策事業費については、分析機器の更新計画に基づく年度間の変動による増です。

11番の宍道湖・中海水質保全事業費については、本年度第8期湖沼水質保全計画の策定が終了するための減。12番の宍道湖・中海賢明利用推進事業費については、令和7年度がラムサール条約登録20周年に当たることから、記念事業を実施するための増になっています。

次に、主な事業について、31ページを御覧ください。1、エコライフ推進事業費について説明します。

まず、1つ目のしまね脱炭素加速化事業でございますが、①しまね脱炭素加速化支援事業は、環境省の交付金を活用し、事業者に対する省エネ設備や太陽光発電設備等の導入支援を、県民に対しては、断熱性能に優れた住宅の新築経費等の支援を行うものです。②しまね脱炭素アクション創出事業は、県民向けの体験型イベントの開催や省エネ住宅等の普

及啓発を、事業者向けには、脱炭素ガイドブック作成などを行います。

次に、32ページを御覧ください。2つ目の再生可能エネルギー利活用総合推進事業は、島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例に基づく計画に沿って、家庭や事業所における再生可能エネルギーの設備導入を支援するものです。

事業内容としては、①市町村や事業者等が行う再生可能エネルギー導入事業の実現可能性調査に係る費用の助成、②自治会等の団体や事業者が、地域活性化に関して一定の条件を満たした上で設備導入する際の費用の助成、③市町村が行う住宅用太陽光発電や木質バイオマス、蓄電池などの設備導入支援に対する助成などのほかに、⑤再生可能エネルギー教室の開催など、啓発事業に取り組みます。

3つ目の脱炭素・循環型社会の実現に向けた普及啓発では、今年度に引き続き、①環境に関わる人づくりとして、学校や地域等に対し、環境教育や環境保全活動への支援、②社会全体での取組の推進として、住宅の省エネルギー化をテーマとしたセミナーの開催、事業者に対する省エネに関するエコ経営診断や、再資源化製品であるしまねグリーン製品利活用の促進、脱炭素・循環型社会の実現に向けたライフスタイルの啓発などに取り組んでまいります。

次の、2、3の宍道湖・中海関係については、室長のほうから説明をいたします。

私からは以上です。

○須山委員長

清山宍道湖・中海対策推進室長。

○清山宍道湖・中海対策推進室長

33ページでございます。2、宍道湖・中海水質保全事業費は、水草の繁茂状況やアオコの発生状況を把握するための調査・研究事業を行うこととしています。

次に、3、宍道湖・中海賢明利用推進事業費は、小中学生を対象とした身近な川の調査や、大型水鳥を活用した普及啓発の支援などについて引き続き取り組むこととしております。また、先ほど課長から申し上げました、ラムサール条約登録20周年を契機に、鳥取県と連携して記念事業を実施するための経費として、1,200万円余を計上しています。

以上です。

○須山委員長

阪口環境生活部参事。

○阪口環境生活部参事（廃棄物対策）（廃棄物対策課長）

廃棄物対策課の予算について。各事業の予算額は34ページ、当課事業別一覧のとおりで、不法投棄対策や産廃リサイクル施設への補助をはじめ、11の事業を行います。令和7年度課全体予算は、2億と900万円余、前年度とほぼ同じです。

この中から主要な事業について、次ページの主要事業の概要資料で説明させていただきます。

1番は、公共関与最終処分場確保対策事業のうち、来年度予算に新たに盛り込みました公共関与最終処分場整備事業についてです。公益財団法人島根県環境管理センターでは、クリーンパークいずも第4期処分場の令和11年度竣工を目指して準備を進めており、周辺地元対策のうち、令和7年度に実施するものについて、財団への補助として、新たに290万円余を計上しています。処分場整備の概要については、令和4年12月の建設環境

委員会報告資料を時点修正して36ページの資料としましたので御覧ください。

本事業費については、資料37ページの一番下、周辺対策への支援に記載のとおりで、財団が来年度から5年間かけて行う周辺対策の事業費を支援するものです。

次に、主要事業の2番、海岸漂着ごみ等の回収・処理対策事業です。海岸漂着ごみ対策のほとんどは、前年度の国補正予算で措置され、当初予算では、県西部の箇所を加えて増額しました漂着物の実態調査分800万円のみを計上しております。国補助事業を活用した事業額の大半を占める①の海岸漂着物回収・処理の実施は、先ほど、1号議案で環境生活総務課長が説明しましたとおり、補正予算の2億4,800万円余を令和7年度に繰り越すことで、令和6年度と同程度の事業を実施します。なお、これまでの回収・処理の実態、実施状況については報告事項としましたので、後ほどそちらで御説明いたします。

説明は以上です。

○須山委員長

審査の途中ですが、今日、頑張っても終わりませんので、今日の審査はこれまでとしたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

では、一旦ここで終わります。明日10時から再開したいと思います。執行部の皆さん、御苦労さまでした。